史跡下野谷遺跡保存活用計画

~ 縄文から未来へ したのやから世界へ ~



平成 30 年3月 西東京市教育委員会

はじめに

西東京市は、武蔵野台地のほぼ中央、石神井川と白子川の2本の河川の上流域に位置しています。これらの河川沿いには、先史の時代、採集狩猟を主な生業としていた旧石器時代、縄文時代の人々が残した遺跡がいくつも見つかっています。

その中でも、石神井川の南岸に位置する下野谷遺跡は、今から 4,000~5,000 年前の縄文時代中期に流域の拠点となるような集落が千年もの間続いた大遺跡です。現代もみどりが豊かで生活環境の整った地域にありますが、かつては湧水も豊富で、水や森のみどりといった自然と共存しながら、社会的なネットワークを広げることで、安定した、精神的にも豊かな生活を送っていたと考えられています。このような生活は現代に生きる我々にも多くの示唆を与えています。

下野谷遺跡は、そのような縄文時代のムラを都市部において保存することができる 貴重な文化財として、平成27年3月に国の史跡に指定されました。

西東京市教育委員会では、この国民共有の財産を未来に確実に継承し、地域の大切な宝として活かしていくために「史跡下野谷遺跡保存活用計画」を策定しました。

この計画では、史跡を訪れた子どもや大人が新たな発見をし、自ら学ぶことが出来るよう、学校教育や生涯学習の資源として、また、まちのにぎわいを生み出すような地域資源として活用、整備をしていくことを通して、史跡が人やまちを結ぶ結節点となり、地域の誇りとなることを目指しています。

史跡のある高台に立つと、周囲の大学や小学校から未来を担う若者や子どもたちの 声が響きます。縄文時代と未来が交差する風を感じ、この風を広く世界に発信してい きます。

最後になりますが、本計画の策定にあたりましては、下野谷遺跡保存活用計画策定 懇談会の委員各位、文化庁及び東京都教育庁からご指導、ご助言をいただきました。 また、市民の皆様からも貴重なご意見を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

例言

- 1. 本書は東京都西東京市東伏見六丁目に所在する「史跡下野谷遺跡(しせきしたのやいせき)」 の保存活用計画書である。
- 2. 本計画書は、西東京市教育委員会が平成28年(2016)に設置した「下野谷遺跡保存活用計画 策定懇談会」(高橋龍三郎座長)における2か年の協議により取りまとめられ、西東京市教育 委員会が策定した。
- 3. 本計画の策定に当たっては、文化庁文化財部記念物課・東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導・助言を得た。
- 4. 本計画の策定に係わる事務は、西東京市教育委員会教育部社会教育課が担当した。
- 5. 本計画の策定に係わる支援業務は㈱歴史環境計画研究所に委託した。

表紙の写真

市民の遺跡保護を求める 声で始まった第一次発掘 調査の様子 下野谷遺跡出土の縄文 土器(右下)と小学生 の作った縄文土器

地域に定着しつつある 縄文の森の秋まつりの ワンシーン

高台にある史跡地 (下野谷遺跡公園)

目 次

第	1 章	章 計画策定の沿革・目的	. 1
	1	計画策定の沿革	1
	2	計画の目的	1
	3	計画の対象範囲	2
	4	策定懇談会の設置・経緯	3
	5	市民参画事業	4
	6	パブリックコメント	4
	7	計画の実施	4
	8	他の計画との関係	5
第	2 ₫	章 西東京市の概要	. 6
	1	地理的位置	6
	2	地形・地質	7
	3	人口	7
	4	土地利用	8
	5	みどり	9
	6	都市計画(規制)とマスタープラン	9
	7	産業	12
	8	文化財	12
	9	西東京市の歴史的環境	14
第	3 ₫	章 下野谷遺跡の概要	16
	1	史跡指定	16
	2	下野谷遺跡の環境	23
	3	発掘調査の成果	30
	4	史跡下野谷遺跡の歴史的意義	43
第	4 章	章 史跡下野谷遺跡の本質的価値	46
	1	史跡下野谷遺跡の本質的価値	46
	2	史跡下野谷遺跡の本質的価値を構成する要素	48
	3	本質的価値をとりまく多様な価値とそれらを構成する要素	49
第	5₫	章 下野谷遺跡の保存活用に関する基本的な考え方	50
	1	「縄文から未来へ したのやから世界へ」	50
	2	下野谷遺跡の保存、活用及び整備に関する基本的な考え方	52
第	6₫	章 保存(保存管理)	53
	1	保存の現状と検討項目	53
	2	保存の方向性 *水とみどりに育まれた縄文のムラの保存と継承	
	3	保存・管理の方法	
	4	追加指定についての方針	64

	5	史跡指定地の公有地化についての方針	64
	6	史跡指定地の保存・管理における連携	64
	7	出土品の保存・管理	64
	8	史跡と周辺環境の一体的な保全	64
第	7章	章 活用	65
	1	活用の現状と検討項目	65
	2	活用の方向性	73
	3	活用の方法 *縄文の知恵を学び、現代や未来に活かし世界に発信する	74
第	8章	章 整備	80
	1	整備の現状と検討項目	80
	2	整備の方向性	81
	3	整備の方法	84
	4	年次事業計画	89
第	9章	置 運営・体制の整備	90
	1	運営の現状と検討項目	90
	2	運営の方法	90
第	10	章 施策の実施計画の策定・実施	91
	1	短期計画(平成30年度~32年度)	91
	2	中期計画(平成 33 年度~35 年度)	91
	3	長期計画(平成 36 年度~)	92
第	11	章 経過観察	93
	1	基本的な考え方の確認	93
	2	点検・検証	93
	3	点検・検証結果の反映	93
附	·編.		. 1
		予谷遺跡保存活用計画策定懇談会	
	市国	R.意見提出手続き制度(パブリックコメント)市民意見への検討結果	4
	市内	Nの指定・登録文化財と遺跡の分布図	5
	用語	5集	6
	中間		13

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革

下野谷(したのや)遺跡は、戦前から縄文土器の出土が知られており、昭和49年(1974)には、遺跡の範囲や内容を知るための第1次調査が行われた。その後、現在まで26回にわたる本格的な調査が行われており、南関東最大級の縄文時代中期の大集落の一つであることが判明している。平成19年(2007)には、遺跡保護を求める市民の声が上がり、西東京市が土地の一部を取得するとともに、国有地の貸与を受け、下野谷遺跡公園を整備し、開園している。その後、市民とともに遺跡の活用事業を活発に実施してきたことなどから保護の気運も醸成され、都市部に良好に残された遺跡として平成27年(2015)3月に国の史跡に指定された。

国史跡の指定に伴い、西東京市は、平成28年(2016)2月3日付文化庁告示第5号での官報告示をもって文化財保護法第113条に基づく管理団体の指定を受け、追加指定に向けた取組を行うなど積極的な保護を続けている。

西東京市教育委員会は、この史跡下野谷遺跡を適切に保存し、確実に後世に継承するため、「史跡 下野谷遺跡保存活用計画(以下「本計画」という。)」を策定することとした。策定に当たっては、史跡の保存、活用及び整備に関する必要な事項を検討するため、平成28年に「下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会」を設置し、平成28年度及び29年度の2カ年で本計画を策定した。

2 計画の目的

本計画は、史跡下野谷遺跡の現状の把握を通して、史跡の本質的な価値を明確化し、それらを適切かつ確実に保存・管理していくための基本方針を定めることを目的とする。

史跡の保護のためには、史跡の持つ本質的な価値を確実に保存するとともに、それ以外の歴史的・文化的価値や現代社会における価値などを含めた活用と、その活用に資するための整備とを効果的に進める必要がある。そのため、史跡のみではなく、史跡の周辺環境を含めて現状を整理した上で、史跡と周囲の文化財、その他の地域資源とを一体的に捉え、その中から史跡の目指す将来像を見出し、その実現に向けた保存、活用及び整備についての基本的な考え方を示すものとする。また、今後の取組を進めていくため、この基本的な考え方に基づき、史跡を次世代に継承するための方法や具体的な基準を定めるとともに、地域の宝として現代生活に活かす活用の方向性と、保存と活用に資するための整備の方針を示すものとする。



下野谷遺跡航空写真

3 計画の対象範囲

下野谷遺跡は、石神井川を北に望む高台と低地に立地し、高台の台地上の浅い谷を挟み、東西に2つの集落がある。東西の集落はいずれも縄文時代の集落の構造をよく表しており、規模も他の遺跡と比べて大きく、保存すべき価値の高い集落である。しかしながら、下野谷遺跡の東側に位置する集落(以下「東集落」という。)はこれまでの開発等の影響によりやや遺存状態に難があることなどから、遺存状態の良い西側に位置する集落(以下「西集落」という。)を確実に保護するものとし、西集落のうち指定要件の整った部分から国史跡の指定を受けている。

本計画の対象範囲は、現在の史跡指定地及び今後保護を要する範囲である史跡候補地を含む西 集落の全域である。

ただし、西集落の価値には、東集落との関係や周辺の土地を含む立地や景観に関わる部分が多分にあることから、東集落を含めた周知の埋蔵文化財包蔵地も視野に置く必要がある。

本計画では、現在の史跡指定地及び今後史跡として保護する必要のある西集落の範囲を「史跡 下野谷遺跡」・「史跡」と表記し、東集落を含む下野谷遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地の全範囲を 「下野谷遺跡」・「遺跡」とし、区別する。



図 1 計画の対象範囲

4 策定懇談会の設置・経緯

計画の策定に当たり、史跡下野谷遺跡の保存、活用及び整備に関する事項を検討するため、「下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会(以下「策定懇談会」という。)」を設置し、平成 28 年度及び 29 年度の 2 カ年で 9 回の会議を開催した。策定懇談会は、学識経験者、西東京市文化財保護審議会委員、地元自治会及び地元商店会の会長、公募市民等から構成し、文化庁文化財部記念物課並びに東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導助言を得た(委員名簿は附編を参照)。

表 1	策定懇談会開催記録

年月日	主 な 議 題 等
平成 28 年 11 月 14 日 (月)	第1回会議 下野谷遺跡の概要について、今後の予定について、下野谷遺跡 現地視察
平成 28 年 12 月 20 日(火)	第2回会議 史跡下野谷遺跡保存活用計画の構成(案)について、下野谷遺 跡の活用事例について
平成29年2月7日(火)	第3回会議 下野谷遺跡の本質的価値について(これまでの調査成果、本質 的価値と構成要素、史跡及び史跡周辺の現況)
平成 29 年 6月 27 日 (火)	第4回会議 史跡の保存管理及び活用の基本方針について(基本的な考え 方、史跡の保存、史跡の活用)
平成 29 年 7月 31 日 (月)	第5回会議 下野谷遺跡保存活用計画について(計画原案(第4章まで)の 確認、保存・活用及び整備)
平成 29 年 10 月 24 日 (火)	第6回会議 下野谷遺跡保存活用計画について(計画原案(第7章まで)の 確認)
平成 29 年 11 月 21 日 (火)	第7回会議 下野谷遺跡保存活用計画について(計画原案(第8章まで)の 確認)
平成30年1月15日(月)	第8回会議 下野谷遺跡保存活用計画について(計画素案)の確認
平成30年2月16日(金)	第9回会議 下野谷遺跡保存活用計画について(最終案)の確認



下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会の様子



懇談会委員視察

5 市民参画事業

下野谷遺跡の保存活用について、市民から意見を求め、それを計画に反映させるため、以下の市民参画事業を実施した。

表 2 市民参画事業実施一覧

年 月 日	内 容
平成 29 年 8月19日(土)	〜縄文遺跡ミステリーツアー&ワークショップ〜 ("遺跡めぐり"をして下野谷遺跡の宝物を探そう!) 中学生以上を対象とし、近隣遺跡(水子貝塚(埼玉県富士見市)及び下宅部遺跡(東村山市))の整備状況等を見学し、その後に下野谷遺跡について考えるワークショップを実施
平成 29 年 9月 30日 (土)	〜縄文遺跡 de バスツアー&ワークショップ〜 市内の中学生を対象とし、上記と同様の近隣遺跡を見学後、 下野谷遺跡について考えるワークショップを実施
平成29年10月8日(日)	「第 11 回 縄文の森の秋まつり」において意見ボードを 設置
平成30年 1月26日(金)· 28日(日)·30日(火)· 31日(水)	市民説明会(パネル展示) 東伏見ふれあいプラザにおいて、パネル等を使用した説明会 を実施



縄文遺跡 de バスツアー&ワークショップ (周辺史跡の見学)



縄文遺跡 de バスツアー&ワークショップ (意見交換会)

6 パブリックコメント

本計画の素案について、パブリックコメントを平成 30 年 1 月 17 日 (水) から 2 月 14 日 (水) までの期間で実施し、今後の整備や展示・解説施設に関わるものなど、3 名から 4 件の意見が寄せられた。(詳細は附編参照)

7 計画の実施

本計画に基づく取組は、計画策定後、地域や関係団体の協力を得て実施することとする。 また、今後の発掘調査などの成果や追加指定、公有地化の進捗などに応じて、計画に基づく必要な施策を行うこととする。

8 他の計画との関係

本計画は、西東京市第2次基本構想・基本計画(平成26年3月策定)、西東京市まち・ひと・ しごと創生総合戦略(平成28年3月策定)、西東京市教育計画(平成26年3月策定)及び西東京 市文化財保存・活用計画(平成28年3月策定)を上位計画としている。

西東京市第2次基本構想・基本計画では、まちづくりの6つの方向のひとつとして「創造性の育つまちづくり」に位置付けられた「文化芸術活動の振興」において「文化財の保護・活用を進める」こととしている。

西東京市教育計画では、5つの基本方針のうち、基本方針4「社会全体での教育力の向上に向けて」及び基本方針5「いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて」において、 文化財の保存と活用の充実により生涯学習の推進や地域の活性化を図ることを定めている。

本計画の直接の上位計画となる西東京市文化財保存・活用計画では、「縄文から未来につなぐ文化財 守りはぐくむ、ふるさと西東京市」を基本理念として5つの施策の柱を掲げている。この施策の柱の一つとして、市の代表的な文化財である「下野谷遺跡の保存・活用」を掲げており、下野谷遺跡の保存活用等の方針や今後の方向性を示す本計画は、同施策に位置付けられている。

この施策を展開するための主な取組として、史跡の調査・研究、保存・管理、活用の推進、史跡整備・展示施設の設置の検討を示している。

また、同計画では、施策の柱のひとつに「文化財の保護環境の充実」を掲げ、「新たな保存・活用拠点の設置検討」に取り組むこととしており、史跡の展示施設の性格を併せ持つものとして地域博物館等の設置を検討することとしている。

なお、史跡の活用については、西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策3-1「いいね!と評価できる魅力づくりと情報発信」の中で、まちの魅力向上を通した市民満足度の向上や郷土愛の醸成を進めていくための事業展開の一つとして、下野谷遺跡を活用した魅力づくりが位置付けられている。

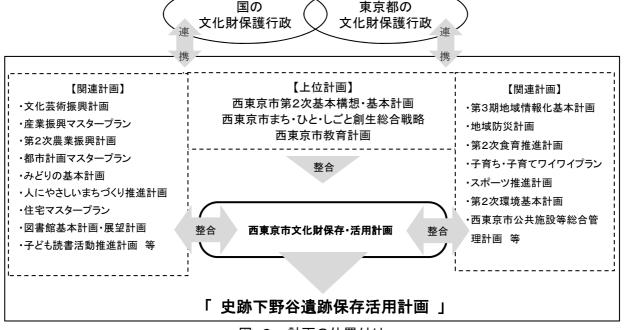


図 2 計画の位置付け

第2章 西東京市の概要

1 地理的位置



図 3 西東京市の地理的位置

西東京市は、平成13年(2001)1月21日、田無市と保谷市が合併して誕生した市で、武蔵野台地のほぼ中央に位置している。北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接している。東西4.8km、南北5.6km、面積は15.75kmである。

東西に横断する主要幹線道路や鉄道路線により都心へのアクセスが良好であり、早くから東京 の住宅都市として発展してきた。

市の南東部に位置する下野谷遺跡の最寄り駅は西武新宿線東伏見駅であり、新宿から約30分で訪れることができ、都心からのアクセスは良好である。

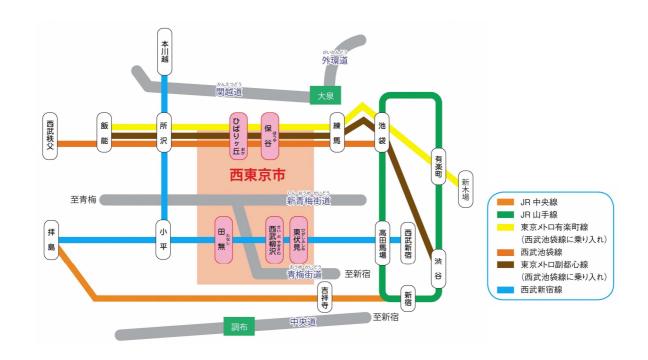


図 4 西東京市へのアクセス

2 地形・地質

西東京市内の標高は約47~67mであり、起伏の少ない平坦な地形である。

市が位置する武蔵野台地は、多摩川や入間川が運んできた奥多摩の山地の礫が堆積してできた 広大な扇状地であり、その形成はおよそ7~8万年前にさかのぼるといわれる。

その後、箱根火山・古富士火山の噴火による火山灰が飛来、堆積して台地が形成された。これが関東ローム層といわれる赤土で、これを基盤にその上に黒ボク土と呼ばれる腐葉土層が堆積し、本市の地表面を構成している。

武蔵野台地の標高 58~60m付近は、地形面の変化に富み、湧水の湧きやすい地点が多く存在する。これらの水が源流、あるいは源流の一部をなし、市域には石神井川と白子川、また白子川の支流である新川の 3 本の川が流れている。

また、市域には、「宙水」と呼ばれる地下水堆が多く存在しており、かつては、この地下水堆の影響で、大雨の後などに川筋や沼状の水場が見られる場所が多くあった。市の中央に位置する谷戸地域では、それらが白子川の源流地のひとつとなった。

こうした川の流れや浅い地下水の存在が、旧石器時代、縄文時代の人々の活動や初期集落の形成に大きな影響を与えている。

下野谷遺跡は、石神井川の南側台地上にあり、かつては北面する低地部に沼状の湿地帯が広がる水の豊かな景観の中にあったと考えられている。

3 人口

平成30年(2018) 1月1日現在の住民基本台帳によると、本市の総人口は201,058人、世帯数は95,878世帯である。面積は東京都内の26市の中で15番目の大きさであるが、人口密度は2番目**と高く、比較的小さな土地に多くの住民が居住していることが特徴的である。

本市の人口の推移としては、「西東京市人口推計調査報告書(平成29年11月)」では、平成34年(2022)の202,532人まで増加し、その後、ゆるやかに減少すると推計されている。

推計の基準年(平成29年)から10年後の平成39年(2027)には201,497人と基準年をやや上回るものの、20年後の平成49年(2037)には196,516人となり、基準年を下回る。また、平成34年以降、市の人口が減少する中、老年人口(65歳以上の人口)は一貫して増加し、高齢化率(総人口に対する老年人口の割合)は、平成29年の23.7%から、平成39年には25.6%、平成49年には31.0%になると見込まれている。

なお、史跡が所在する東伏見地区(東伏見1丁目~6丁目)の人口は5,187人、世帯数は2,713世帯である(外国人を含めた集計、平成30年1月1日現在)。

※(出典)東京市町村自治調査会「多摩地域データブック~多摩地域主要統計表~2016(平成28年版)」平成29年3月

4 土地利用

雑種地

その他

西東京市の総面積のうち、平成28年1月1日現在で、宅地が60.5%を占めている。田はなく、畑は9%となっている。

2. 7

27. 6

(平成 28 年 1 月 1 日現在					
地目別	面積(m²)	構成比(%)			
総面積	15, 750, 000	100. 0			
畑	1, 416, 389	9. 0			
宅地	9, 532, 751	60. 5			
山林	29, 491	0. 2			

428, 247

4. 343. 122

表 3 西東京市の地目別面積

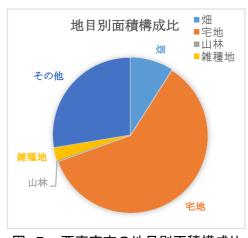


図 5 西東京市の地目別面積構成比

史跡が所在する市南東部は、昭和初期の西武新宿線(東村山~高田馬場間)の開通に伴って東 伏見駅と西武柳沢駅の2駅が設置され、開発が進行した。2つの駅間が短いことから、2つの駅 勢圏が重なり合ってひとつの生活圏を構成している。2駅の周辺は、近隣住民の生活に身近な商 業地域となっており、青梅街道や五日市街道、伏見通りといった幹線道路の沿道は、住宅・商業 などの複合した市街地が形成されている。団地や戸建て住宅地の開発が進むなど、地域内の農地 の割合は市平均以下となっているが、緑地や景観の面では、都立東伏見公園や東伏見稲荷神社、 下野谷遺跡公園があり、良好な景観を形成し、多くの市民に親しまれている。また、東伏見駅の 南は早稲田大学の東伏見キャンパスが広がる文教地区でもある。



都立東伏見公園より史跡を望む



東伏見稲荷神社

◇緑化重点スポット

西東京市みどりの基本計画(平成16年(2004)策定)では、史跡のある東伏見・西武柳沢駅南部地域の概算緑被率(緑におおわれた土地の割合)は23%であり、市の平均29%を下回っている。しかし、同計画で東伏見・石神井川周辺はみどりのシンボル拠点(緑化重点スポット)と位置付けられており、その後、石神井川の整備や都立東伏見公園の整備などが進んでいる。

同計画には、史跡の立地する石神井川沿いの緑の保全も挙げられており、今後はそれに加え、 史跡の景観を補完する大切な要素として、その植生なども含めて考えていく必要がある。

6 都市計画(規制)とマスタープラン

◇都市計画

西東京市は、市全域で一つの都市計画区域を構成している。史跡及びその周辺の都市計画は表 4のとおりである。

下野谷遺跡の東半部は、第1種中高層住居専用地域に当たるため、中高層のマンションなどの 開発が進み、遺跡の一部は記録保存調査の後に消滅している。しかし、史跡の位置する遺跡の西 半部に関しては第1種低層住居専用地域に当たり、今後史跡として保護を要する範囲には低層の 個人住宅等が建設されているなど、大規模な開発を免れている。

史跡の周辺地域では、表4のとおり、西東京都市計画道路3・4・17 号線が計画されている。 史跡に隣接しており、史跡へのアクセス向上に有効である一方で、縄文時代から残る台地と谷の 景観や遺跡への影響等が考えられるため、整備の際には、景観の保全について注視し、景観を損 なうことのないよう配慮した整備とする必要がある。

また、西武新宿線の連続立体交差事業が計画され、下野谷遺跡の最寄り駅である西武新宿線東 伏見駅も計画範囲(準備中)に入っており、史跡へのアクセス向上が期待できる。

表 4 下野谷遺跡周辺 都市計画

	都市計画	史跡地及び下野谷遺跡周辺							
В	用途地域	第1種低層住居専用地域	축4準출하보다 구성성 (7 1 /0)						
) 途	容積率	80%	第1種高度地区 N 高度地区凡例						
用途地域等	建ぺい率	40%	A…道路幅員 B…住居系用涂地域						
4	高度地区	第1種	0.6 A×1.25 道路						
	防火地域	指定なし	B						
	高さの制限	10m							
日影規制	日影が規制される建築物	軒高が7mをこえる建築物	軒高が7mをこえる建築物又は地上3階以上の建築物						
規 制		測定水平面:1.5m							
	規制される	規制される範囲:5mをこえる範囲➡3時間以上							
	日影時間	10mをこえる範囲➡2時間以上							
		規制值種別:(一)							
7	用途地域	隣接する遺跡の東半部は、第1種中高層住居専用地域							
その他の	都市計画道路	近接地に「西東京都市計画道路第3・4・17号(東伏見線)」の計画あり							
の地域地区	都市計画河川	近接地に「西東京都市計画河川第1号石神井川」の計画あり							
	都市計画公園	周辺に「西東京都市計画公園第5・5・1号東伏見公園」の計画あり							
都市施設等	都市計画緑地	近隣の石神井川沿いに「西東京都市計画緑地第2号東伏見石神井川緑地」の計画あり							
等	特別緑地保全	周辺の東伏見稲荷神社に特別緑地保全地区(「西東京緑地保全地区第1号東伏見稲荷緑							
	地区	地保全地区」)の計画あり							

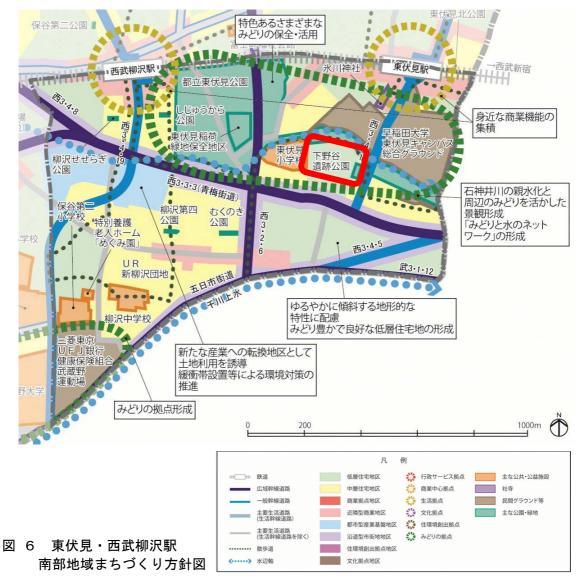
◇西東京市都市計画マスタープラン

史跡が所在する東伏見地区は、近接する富士町、保谷町、柳沢とともに「東伏見・西武柳沢駅南部地域」として、地域別のまちづくりの方向性がまとめられている。地域の将来像を、「坂があり、みどりと水に親しめる健康的なまち」とし、まちづくりの具体的な方向性を掲げている。 以下がその抜粋である。

10 東伏見・西武柳沢駅南部地域

(4) 地域の将来像

「坂があり、みどりと水に親しめる健康的なまち」~東伏見・西武柳沢駅南部地域~ 石神井川に向かってゆるやかに傾斜する地形的な特徴を活かした地域づくりを目指しま す。石神井川や農地・都立東伏見公園をはじめとする公園の保全・整備により、みどり と水に親しめるまちの形成を目指します。学校のグラウンドや社寺、福祉施設などの多 様な施設の存在を活かして、健やかに暮らせる健康的なまちづくりを目指します。



平成26年3月改定「西東京市都市計画マスタープラン」に加筆

7 産業

本市の産業について、歴史的に見れば、江戸時代には旧田無市の地域が青梅街道の宿場町として北多摩地区の商業拠点となっていたが、当時の市域全体としては農地が多くあり、江戸への農産物の供給地となっていた。

その後、昭和30年代に高度経済成長期を迎え、本市域でも市街化の進行に伴い産業構造が大きく変化したが、現在でも市域面積の約1割が農地として、主に野菜、果樹、花卉、植木が生産されており、都市農業の振興を担う自治体としての様相も呈している。

西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、まちの賑わいの醸成と併せて地域に根差した 産業の振興に取り組むとしている。また、農業の多面的な役割を活かし、援農ボランティアや市 民活動団体などとの連携や交流、直売所の魅力の充実といった取組を進めるととともに、地域に 存在する資源を活かした商品の開発など、市民、地域、産業が連動することによる新たな価値の 向上を生み出すとしている。

史跡下野谷遺跡を貴重な地域資源として活用し、まちの賑わいの醸成や産業振興に結び付ける ことが求められている。

8 文化財

本市の指定文化財等は57件、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は14ヶ所である(平成30年3月現在)。そのほか、石仏・石造物、寺院及び神社等様々な文化財が存在している。

合併に伴い、より多様な歴史文化を背景に持つようになり、文化財の数や内容の幅も広がり豊かになったことから、これらの歴史文化、文化財を市民が共有し、自らの郷土の財産として大切に思えるよう、育てていく必要がある。

史跡下野谷遺跡は、本市では初めての市単独で保有する国指定の文化財であり、市の貴重な文 化資源としての保存と活用が期待されている。

また、史跡の周辺には東伏見稲荷神社をはじめとした文化財も多くあり、それらを一体としてまちづくりに活かすことも重要である。

		有形文化財				⇔ •	<i>7</i> 044	天然	=1
	建造物	絵画・彫 刻・工芸品	古文書	歴史資料	民俗芸能	史跡	名勝	記念物	計
国指定	0	0	0	0	0	2	1	0	3
都指定	1	0	0	0	0	0	0	0	1
市指定	2	9	4	29	2	2	0	2	50
国登録	3	0	0	0	0	0	0	0	3
計	6	9	4	29	2	4	1	2	57

表 5 市内の指定・登録文化財の内訳

平成30年3月現在



図 7 史跡周辺の文化財分布 (出典:西東京市文化財マップ)

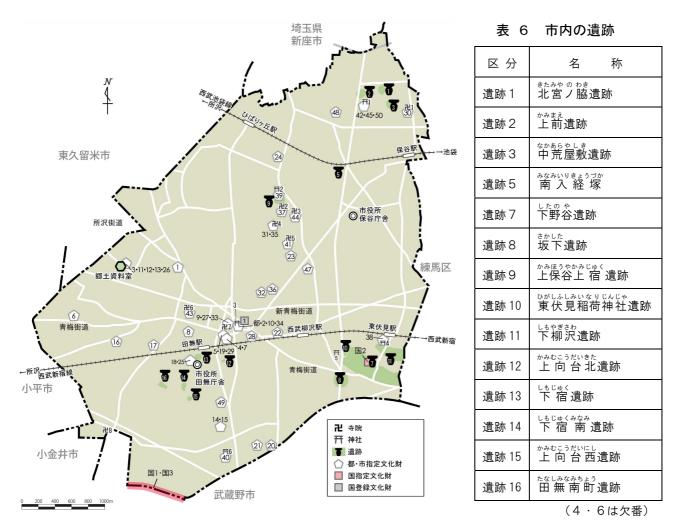


図 8 市内の指定・登録文化財と遺跡の分布図(文化財の名称は附編参照)

9 西東京市の歴史的環境

(1) 最初の一歩と集落のはじまり~旧石器時代・縄文時代の人々の活動と集落の展開~

市域北部の白子川、中央部の新川(白子川支流)、南部の石神井川 の流域には、旧石器時代から縄文時代の遺跡が13遺跡確認されてい る。現在市域で発見されている最古の遺物は、約4万年前の後期旧 石器時代初頭にさかのぼる。

その後、縄文時代に入り、石神井川流域南岸の下野谷遺跡周辺の一帯に集落が営まれ、特に今から4~5千年前の縄文時代中期には、石神井川流域の拠点となる大規模な環状集落がつくられた。これが下野谷遺跡で、南関東でも屈指の規模を持つ縄文時代中期の集落遺跡として、西集落の一部は国史跡に指定されている。



下野谷遺跡遺物出土状況 (東集落)

(2) 荒涼たる武蔵野の原野~弥生時代以降、中世初期までの風景~

縄文時代後期になると、下野谷遺跡から遺構や遺物が減少する。これは、気候変動と生業形態を含む社会変化が原因とされており、石神井川や白子川の水量や水質も変化し、人々は、弥生時代以降は稲作農耕に適するような、より下流域に移っていったと考えられる。

その後、弥生時代から平安時代後期(中世初期)にかけては、坂下遺跡で平安時代の住居が1 軒、下柳沢遺跡で中世のものと考えられる地下式壙がまとまって見つかっているのみで、人々が 定着し、生活した跡がほとんど見られない。この様相は、武蔵野台地の中央部ではほぼ変わらな い。古い短歌に「武蔵野は月の入るべき影もなし 草より出でて草にぞ入ぬる」などと詠まれてい る風景は、葦原や灌木が生い茂る、開発と定住をこばむ荒涼とした原野である。

(3) 定住化への動き~鎌倉時代以降、初期定住集落の成立~



市指定文化財第3号 「延慶の板碑」

鎌倉時代に入ると、武蔵野台地にも様々な武士団が形成され、鎌倉へ通じる鎌倉街道がつくられた。市域でも大きな武士団のいた八王子へ通じる横山道がつくられ、この横山道付近の谷戸地域で「延慶の板碑」が発見されている。板碑とは、供養、追善などのために建立された板状の塔婆のことで、鎌倉時代にすでに谷戸地域に人々が住んでいたことを示す貴重な資料である。このように、室町時代頃までには、比較的水の豊かな土地に散在型の初期集落が形成され、現在につづく社寺や民間信仰の講等を中心に地域ごとの歴史文化を育んでいった。

なお、「田無」「保谷」が史料に初めて現れるのは「小田原衆所領役帳」であり、天文5年(1536)の検地についての記載には「廿七貫五百文江戸田無南沢」、「九拾八貫八百拾文小樽保屋」とあり、小田原北条氏による支配下に組み入れられていたことがわかる。

(4) 西東京市の原型~江戸時代における宿場田無と農村集落の形成~



図9 江戸時代後期の旧村図

江戸時代に入り、慶長 11 年 (1606) に青梅街道が開通すると、馬の乗り換え (継馬) などのため田無宿が置かれた。青梅街道は武蔵野諸村と江戸方面を結ぶ大動脈として重要な役割を果たし、田無村発展の大きな原動力となった。また、名主下田半兵衛による、養老田の設置や社寺再建などの優れた取組により田無村は、経済的、文化的にも地域の中心的な役割を果たすようになる。

一方、上保谷、下保谷村の両村など、田無宿周辺には新田 も拓かれ、江戸の近郊農村として発展する。市域の南部境界 には、承応2年(1653)に開削された玉川上水と元禄9年

(1696) に玉川上水から分水された千川上水が流れている。玉川上水は、江戸市中への給水に大きな役割を果たし、その後、武蔵野一帯にも様々に分水され、灌漑用水や新田開発等に利用された。また、平成15年(2003) には国史跡に指定されている。なお、玉川上水堤のヤマザクラは、江戸時代八代将軍吉宗の時代に植え付けられた桜並木で、国名勝「小金井(サクラ)」である。

さらに明治4年(1871)に田無用水から分水した田柄用水は周辺の新田開発に大きく寄与した。

(5) 近代都市の建設~様々な苦難を経て、近代都市として力強く再出発~

明治時代以降、田無村は地域の中心として発展していたが、明治22年(1889)の新宿・八王子間、明治28年(1895)の国分寺・川越間の鉄道の開通によって大きな打撃を受けることとなる。

第二次世界大戦前には、多摩地域に大きな軍需工場が多数建設され、下野谷遺跡に隣接する武蔵野市には中島飛行機武蔵製作所が建設された。西東京市域にも関連工場や工員寮などの施設が建設され、田無町北部には昭和3年(1928)に中島飛行機発動機試運転工場が建設された。昭和13年(1938)には、その南に隣接して中島飛行機田無鋳鍛工場(翌年、中島航空金属と改称)が建設され、こうした大工場への空爆は激しく、田無、保谷にも大きな人的被害があった。

戦後の復興はめざましく、ベッドタウンとしてひばりが丘団地等大規模な宅地開発が行われ、 さらに住宅地やマンションが急増し、人口が飛躍的に増加した。

このように、宿場町の繁栄を引き継いだ田無市と新田開発を含む首都近郊農村から発展した保谷市は、各々独自の歴史文化を育んできた。また、信仰や集落の発展の時期の違いを見ると田無村、上保谷村、下保谷村、上保谷新田の旧村等で、それぞれ特徴的な歴史文化が息づいている。保谷には渋沢敬三らにより民族学博物館が建設された歴史もある。このような多様性は、大きな特色の一つであり、現在、それぞれの地域の個性が寄り添いながら、また、アニメーション文化の振興やランドマークとして愛されるスカイタワー西東京、多摩六都科学館の建設等、新たな文化の動きも取り込みながら、西東京市の歴史文化を形づくっている。

このような歴史文化の基盤となるのが、市域に最初の一歩を記した下野谷遺跡に残る人々の生活であり、文化である。縄文時代の人々が集い、ムラをつくり、この地に千年もの間住み続けた理由やその価値を考えることは、現代の我々の生活をより豊かにすることにつながるだろう。

第3章 下野谷遺跡の概要

1 史跡指定

(1) 史跡の位置と範囲

下野谷遺跡は東京都西東京市東伏見二、三、六丁目に所在し、下野谷遺跡西集落のほぼ中央付近では北緯35度43分、東経139度33分である。市域の東南端付近に位置しており、遺跡の東側は練馬区と接し、遺跡の東端からは南に約250mで武蔵野市に接する。

下野谷遺跡は、石神井川を北に見下ろす平坦な台地から低地部にかけての 134,000 ㎡の範囲に もおよび、西集落の範囲にある史跡は台地の西半部に位置している。

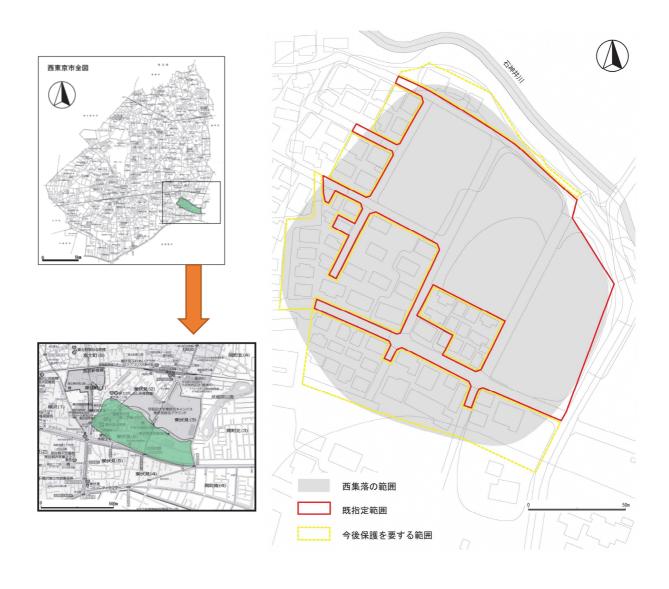


図 10 史跡の位置と指定範囲

(2) 指定に至る経緯

① 遺跡の発見

戦前から、畑の耕作などの際に縄文土器のかけらなどが多く見つかることが知られていたが、 正式には昭和25年(1950)、吉田格氏により「坂上遺跡」という名称で初めて紹介された。

② 遺跡の調査

その後、長く調査が行われることはなかったが、高度経済成長期に遺跡周辺にも開発の波が押し寄せると、研究者や学生、地域住民の中に遺跡消滅の危機感がつのり、発掘調査の必要性が強く認識されるようになった。そこで、瀧澤浩氏を指導者に「むさしの台地研究会」が結成され、当時の保谷市へ働きかけ、昭和47年(1972)の予備調査を経て、昭和48年(1973)、遺跡を保護するために必要な、内容や範囲の調査を目的とした初の本格的な発掘が実施された。こうした市民による遺跡保護の調査の呼びかけはその後の公園の開園や活用事業の流れにつながっている。

その後も、下野谷遺跡の本格的な調査が続けられ、平成30年(2018)まで合計26次の調査が行われている。

③ 下野谷遺跡へと名称変更

調査が重ねられる中で、縄文時代の大集落の存在が徐々に明らかとなり、昭和 50 年(1975)には旧字名をとり「下野谷遺跡」と名称が変更された。その後は、開発に伴う調査なども多く実施され遺跡の一部は失われていったが、膨大な出土品やデータが記録、保存され、報告書にまとめられた。

④ 下野谷遺跡公園の開園

平成19年(2007)には、市民による遺跡の保護を求める声を受け、市が遺跡の一部の土地を取得し、国有地と合わせて、下野谷遺跡公園を開園した。この下野谷遺跡公園を活用した遺跡の周知、普及活動などには、市民も積極的に関わり、保護の気運が醸成されてきた。

⑤ 史跡に指定

保存を目的とする発掘調査が続けられ、遺跡の内容が明らかになり、都市部に良好に残された 南関東最大級の縄文時代中期の大集落跡として、平成27年(2015)3月10日に国史跡に指定さ れた。また、平成28年(2016)2月3日には、西東京市が管理団体に指定された。

⑥ 追加指定

史跡指定後も、縄文時代中期の典型となる大規模集落全域の保存を目指し、史跡の価値や魅力の周知を行い、地域の理解を求めている。その結果、平成28年3月1日、平成29年2月9日、平成30年2月13日に追加指定を受けた。今後も継続して、土地所有者をはじめとする関係者の理解と協力のもと、同意を得ながら、適宜、史跡の追加指定の手続を進めている。

(3) 指定の内容

① 指定内容

≪名 称≫ 史跡下野谷遺跡

≪所在地≫ 西東京市東伏見六丁目 272 番 5、272 番 9、272 番 12、272 番 47、272 番 51、272 番 69、273 番 1、273 番 3、273 番 4、273 番 10、273 番 13、273 番 32、273 番 49、273 番 50、273 番 52、273 番 54、273 番 55、282 番 1、273 番 36

≪面 積≫ 12,611.76 m² (指定後地籍更生登記、追加指定分を含む)

≪指定履歴≫ 史跡指定:平成27年3月10日付官報 号外第50号 文部科学省告示第38号

追加指定:平成28年3月 1日付官報 号外第46号 文部科学省告示第35号追加指定:平成29年2月 9日付官報 号外第26号 文部科学省告示第13号追加指定:平成30年2月13日付官報 号外第29号 文部科学省告示第18号

② 指定理由

◇史跡指定 平成 27 年 3 月 10 日

下野谷遺跡は、武蔵野台地の中央部を貫流する石神井川右岸の台地上の先端部、標高 50 メートルに立地する、縄文時代中期中葉から末葉に属する環状集落跡である。

この遺跡は、戦前から縄文土器が採集される坂の上の遺跡として「坂上遺跡」と呼称されていたが、保谷市教育委員会(現・西東京市教育委員会)が実施した昭和 48 年度から昭和 50 年度までの遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を契機に、小字名から「下野谷遺跡」という名称に変更され現在に至っている。その後、平成3年度以降に頻発した宅地開発や下水道工事に伴う緊急発掘調査により、縄文時代中期の大規模な環状集落であることが判明すると、遺跡の保護を求める動きが活発になった。そこで、西東京市教育委員会では、平成19年度には遺跡の一部を公有化して下野谷遺跡公園として保護を図った。その後、西東京市教育委員会は遺跡全体の範囲と内容を確認するための発掘調査を平成21~23年度まで実施した結果、土坑群・竪穴建物群・掘む柱建物群によって構成される直径150メートルの環状集落であることが判明した。

この遺跡の構造は、東西 70 メートル、南北 50 メートルの範囲で墓と考えられる土坑群が中央部に密集し、それを環状に取り囲むように竪穴建物群が配置され、さらに掘立柱建物群になると考えられる柱穴群が、環状集落の西側に土坑群と竪穴建物群に挟まれるように細長く半円形に配置される。なお、この遺跡では、これまで縄文時代中期中葉から末葉に至るまでの竪穴建物 107棟、土坑 166 基が確認されている。遺物は、縄文土器については、縄文時代中期前葉の五領ヶ台式から後期初頭の称名寺式まで連綿と出土するが、環状集落の主要な時期を構成するものは中期中葉の勝境式から中期末葉の加曽利EIV式である。また、石器としては、石鏃・岩鹸・磨製岩斧・打製石斧・石皿・磨岩などが多数出土している。

この下野谷遺跡の谷を挟んだ東側には、東西 300 メートル、南北 180 メートルの範囲に、ほぼ同時期に属する環状集落が近接する。土坑を囲む環状の竪穴建物群と、環状集落の西側に土坑群

と竪穴建物群に挟まれるように細長く半円形に配置される掘立柱建物群の構造は下野谷遺跡と類似した構造であり、本来両者は下野谷遺跡西集落と東集落という関係性を有した双環状集落になると考えられる。この東集落については、規模については西集落を凌ぐものであるが、今後遺跡の範囲や内容を精査した上で、保護に関する取り扱いを検討する必要がある。

縄文時代中期の環状集落は関東甲信越に広く分布しており、その中でも、関東南部の武蔵野台地と多摩丘陵は、長野県の八ヶ岳南麓の縄文遺跡群に次ぐ密集度を有し、中規模河川ごとに縄文時代中期の大規模な拠点的集落が、数キロメートルの間隔で密集する。これらの中にあって、下野谷遺跡は規模・内容とも傑出した存在であるとともに、遺存状態も極めて良好である。特に、開発が著しい首都圏において、これほど遺存状態の良好な環状集落は極めて珍しい。

このように下野谷遺跡は、関東甲信越に広く分布する縄文時代中期の環状集落の典型例であり、 関東南部の環状集落の中では規模は最大級で、その構造も明らかになっており、遺存状態も極め て良好である。よって史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成27年2月号所収「新指定の文化財」より転載)

◇追加指定 平成 28 年 3 月 1 日、追加指定 平成 29 年 2 月 9 日、追加指定平成 30 年 2 月 13 日

下野谷遺跡は、武蔵野台地の中央部を流れる石神井川右岸の台地縁辺部、標高 50 メートルに立地する、縄文時代中期中葉から末葉の環状集落跡である。

この遺跡は、平成3年以降に頻発した宅地開発等に伴う緊急発掘調査により、縄文時代中期の大規模集落であることが判明した。西東京市教育委員会は、平成19年度に遺跡の一部を公有化して下野谷遺跡公園として保護を図った後、遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を平成21年度から平成23年度まで実施し、縄文時代中期中葉の勝坂式から中期末葉の加曽利E4式を主体とする土坑群・竪穴建物群・掘立柱建物群によって構成された直径約150メートルの環状集落であることを明らかにした。環状集落の構造は、東西70メートル、南北50メートルの範囲で墓と考えられる土坑群が中央部に密集し、それを環状に取り囲むように竪穴建物群が配置される。これまで縄文時代中期中葉から末葉に至るまでの竪穴建物107棟、土坑166基を確認している。

縄文時代中期の環状集落は関東甲信越に広く分布しており、関東南部の武蔵野台地と多摩丘陵は、長野県の八ヶ岳南麓の縄文遺跡群に次ぐ密集度を有する。中でも下野谷遺跡は、規模・内容とも傑出した存在であるとともに、遺存状態も良好である。特に、開発が著しい首都圏において、これほど遺存状態の良好な環状集落は極めて珍しいことから、平成27年に史跡に指定された。

今回、条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成28年2月号・平成29年2月号所収・平成30年2月号「史跡の追加指定」より転載、3度の追加指定理由はほぼ同様の内容)

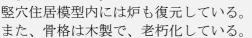
① 土地利用

史跡指定地の面積は12,611.76 ㎡で、利用状況を大別すると、下野谷遺跡公園・広場、公衆用道路、市民集会所となっている。中央部は平成19年度に開園した下野谷遺跡公園(3,172 ㎡)であり、この公園は西東京市史跡公園整備構想報告書(平成17年3月)に基づき、基本理念を「みんなでつくり・育てる、縄文を体感できるひろば」として整備したものである。

下野谷遺跡公園

公園の中心部にはイベント等に使用できるオープンスペースがあり、その周りに園路・トイレ・ベンチ・街灯などの設備のほか、遺跡解説板や竪穴住居骨格復元模型などの屋外展示物、また縄文時代の植生を参考にした樹木などが植えられている。

【竪穴住居骨格復元模型】【土坑復元模型】 【地層復元模型】【遺跡解説板】【樹木】 復元模型は、いずれも約3分の2の大きさ で復元したもの。





【メイン入口】 【遺跡解説板】 【園名板】

【サブ入口】 【トイレ】 【水飲み場】

【史跡看板】



【縄文の森】 南側民地との 緩衝帯にもな っている。



【東伏見市民 集会所】平成13 年(2001)建築 (LS 造)

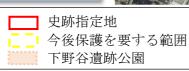


図 11 下野谷遺跡公園の構成

【木道(階段)】



【史跡標柱(暫定)】



【ベンチ】 【樹木】



【史跡看板】 【遺跡公園案内 表示】



下野谷遺跡用地 (公園東西の広場)

下野谷遺跡公園の東西は、史跡指定後に公有地化した土地で、現在、道路(歩行者用)を挟んで下野谷遺跡用地(広場)となっており、史跡標柱や史跡看板、管理用フェンス、生垣が設置されている。公園のオープンスペースとともに、現地でのイベントの際には会場として使用しているが、公園の東側及び西側の境には柵があり、一体的な利用ができない状況となっている。

【下野谷遺跡公園】

【公園外周柵】



第11回縄文の森の秋まつりの様子。手前が東側広場で、柵より奥が下野谷遺跡公園

公衆用道路

史跡地内は、現在、公衆用道路として供用されている部分の面積が 3,809.35 ㎡であり、史跡の約 30 パーセントを占めている。北側に石神井川があり、史跡の北東部付近には下野谷橋があることから、歩行者・自転車、自動車ともに周辺地域へのアクセスにはこれらの道路を使用することとなり、地域住民の重要な生活道路となっている。

また、下野谷橋付近から下野谷遺跡公園へと続く木道(階段)があることから、東伏見駅への往来などに史跡地内の道路や園路を利用している住民も多い。

東伏見市民集会所

市民集会所は、地域社会の活動拠点として設置しているもので、市域には地域型交流施設(8施設)と一般型交流施設(12施設)とがある。東伏見市民集会所は一般型交流施設で、原則として市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又はこれらを含む団体が、事前に申込みを行い、使用することができる。

建築年:平成13年(2001) 構造:軽量鉄骨造(地上1階建 て・延床面積65 ㎡)



東伏見市民集会所

史跡指定地周辺の状況

史跡指定地の周辺は、都市計画法に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域であり、利用状況は個人住宅が中心で、その他に駐車場、私道として利用されている。

② 公有地化の経緯

前述のとおり、戦前から存在が知られていた下野谷遺跡の本格的な発掘調査は、開発による遺跡の存亡の危機を憂いた

地元住民や研究者らが 中心となって始まり、そ の後も集落の規模や範 囲の確定を目指した試 掘・確認調査が行われて きた。

市街地にある下野谷 遺跡では、住宅の新築や 建替が行われることも あるが、その際は可能な 限り、遺跡に影響のない 建築計画への協力をい ただくとともに、試掘、 確認調査によって遺跡 の内容確認に努めてい る。

このような取組の中、 遺跡に対する市民の関 心も高まり、西東京市は 一部を取得するととも に一部国有地の貸与を 受け、遺跡の保存を主眼 とした整備を行って平

表 7 史跡指定地の土地利用

No.	地	番		面積(㎡)	地目	備考
1	東伏見六丁目	272番	5	85.00	山林	
2	東伏見六丁目	272番	9	700.35	公衆用道路	
3	東伏見六丁目	272番	12	418.00	畑	
4	東伏見六丁目	272番	47	2,115.00	畑	下野谷遺跡公園
5	東伏見六丁目	272番	69	1,057.00	畑	下野谷遺跡公園 国有財産無償貸付契約(財務省)
6	東伏見六丁目	273番	1	2,619.48	畑	
7	東伏見六丁目	273番	3	554.13	畑	
8	東伏見六丁目	273番	4	1,858.00	公衆用道路	平成28年10月分筆による地積変 更(変更前 2,645)
9	東伏見六丁目	273番	10	516.00	畑	
10	東伏見六丁目	273番	13	897.00	畑	
11	東伏見六丁目	273番	49	161.00	公衆用道路	
12	東伏見六丁目	273番	50	165.00	畑	
13	東伏見六丁目	273番	52	132.00	畑	
14	東伏見六丁目	282番	1	304.00	公衆用道路	
15	東伏見六丁目	273番	32	58.83	宅地	平成28年3月追加指定·平成29 年3月地積変更(変更前 58.66)
16	東伏見六丁目	273番	54	180.00	公衆用道路	273-4から分筆
17	東伏見六丁目	273番	55	606.00	公衆用道路	273-4から分筆
18	東伏見六丁目	272番	51	84.94	宅地	平成29年2月追加指定·平成29 年12月地積変更(変更前84.8)
19	東伏見六丁目	273番	36	100.03	宅地	平成30年2月追加指定
	合 計			12,611.76		

成19年(2007)に「下野谷遺跡公園」を開園し、積極的な活用を行っている。

また、遺跡を確実に保護する目的から、平成27年(2015)3月10日に国史跡に指定された西集落の中心に当たる部分を市が取得し、その後も、地権者の同意を得て追加指定を受けた土地について公有地化を図っている。

③ 管理団体

平成 27 年 3 月 の指定当初より西東京市が史跡下野谷遺跡の保存管理を進めてきたが、平成 28 年 (2016) 2 月 3 日付文化庁告示第 5 号での官報告示をもって、西東京市が管理団体として指定を受け、確実な管理に努めている。

(1) 下野谷遺跡の自然的環境

◇周辺の地形

西武新宿線東伏見駅南口から南に続く緩やかな坂を下ると、350mほどで石神井川の流れに当たる。石神井川の北岸となるこの付近には広く緩やかな斜面と低地が広がっており、かつてはその中を数本の川が流れていたようである。一方で対岸の南岸は、緩やかな北岸とは異なる急な崖線を呈しており、現在の台地と低地の比高は約7.5mで、その急な崖の切通しを上った台地上に下野谷遺跡の主要部が広がっている。

◇武蔵野台地と河川・湧水池

武蔵野台地は、関東山地から流れる水流が造った扇状地で、北から北東にかけて荒川、南から南西にかけて多摩川、西を狭山丘陵、東を東京低地に画されている。その中を、石神井川をはじめ、神田川、妙正寺川、善福寺川などの河川が東西に流れ、谷を刻んでいる。下野谷遺跡の位置する標高 50~60mの地点は、地形の屈折点に当たり、武蔵野台地の中でも湧水の多い地点であるため、各河川の谷頭や大きな湧水池が多い。

このような環境は、狩猟・採集を生業とする人々には最適であったと考えられ、各河川に沿って多くの旧石器時代・縄文時代の遺跡が見つかっている。さらに、河川ごとに拠点となるような 大規模な遺跡が存在しており、下野谷遺跡もそういった遺跡の一つであったと考えられる。

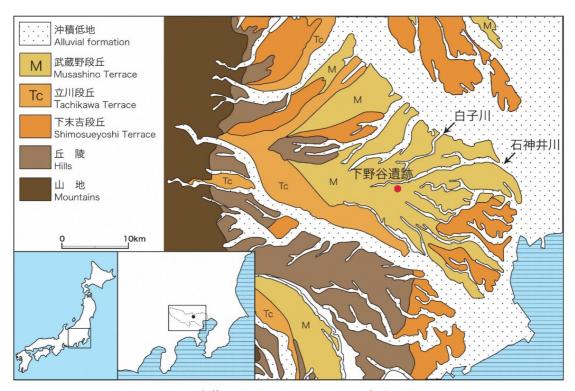


図 12 武蔵野台地の地形と下野谷遺跡の位置

出展:『国史跡下野谷遺跡(リーフレット)』第4版

◇石神井川

石神井川は、小平市鈴木町付近の湧水を源泉として、周囲の湧水を集めながら東西に流れ、東京湾に注ぐ全長約25kmの一級河川である。現在の西東京市域では、雨が降ると水かさが増すものの、通常は水流が乏しく、湧水もほとんど見られなくなってしまった。

しかし、古老の話によれば、かつては下野谷遺跡直下の崖からも湧水が見られ、下野谷遺跡の ある台地の下は、昭和初期までは葦の生い茂る沼と湿地で、大雨の折には一面が水で覆われ、湖 水の観を呈したという。下野谷遺跡の集落の規模から、少なくとも旧石器時代、縄文時代には水 利の良い場所であったと考えられる。

なお、遺跡の東側の市境にある練馬区立武蔵関公園内の富士見池は、かつての豊富な湧水を利用して人工的に造成した池である。

◇下野谷遺跡の立地

下野谷遺跡は、石神井川の上流部の南岸の台地上から低地部にかけて立地しており、遺構や遺物が多く出土する遺跡の主要地域は、地形区分で武蔵野面と呼ばれる台地上にある。

下野谷遺跡の主要部が立地する台地は、東西約500m南北約300mであり、周辺地域では稀な広

く独立した、見晴らしも日当たりも良い場所である。この台地は、西側が市立東伏見小学校のある低位面へと下るやや急勾配な坂、東側が練馬区との市境にある練馬区立武蔵関公園へ下る緩やかな坂、北側が石神井川の崖線で区切られる。南側は現在青梅街道に向かい緩やかに下降しているが、これは道路築造の影響もあるようで、本来は下野谷遺跡公園の南が最も標高が高い58mとなる。下野谷遺跡の範囲はこの石神井川を望む台地の全域に西

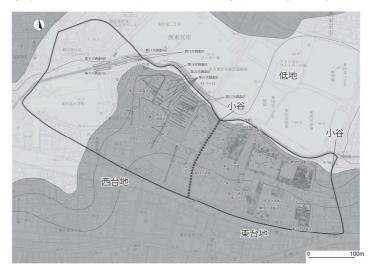


図 13 下野谷遺跡の地形区分

側の低地部を加えた範囲で、東西約750m南北約300mの134,000 m2に及ぶ。

◇白子川流域の遺跡

西東京市内には、もう1本の重要な河川が流れている。市域の中央部から北に流れる荒川水系の白子川である。市域でもこの川に沿っていくつかの旧石器・縄文時代の遺物の散布地が存在しているが、流域には他にも遺跡が多くある。下野谷遺跡の縄文時代中期の集落と同様の性格を持つ自由学園南遺跡(東久留米市)もこの流域に位置しており、隣接する領域をもつ拠点集落と考えられる。



下野谷遺跡の景観(台地上)

① 旧石器時代

現在のところ、下野谷遺跡で見つかっている最も古い 遺物は、黄褐色の火山灰層である立川ローム層第IX層下 部から出土した旧石器時代の石の剥片である。このこと から、今から約3万年前の後期旧石器時代初頭には、確 実に下野谷遺跡に人が訪れていたことがわかる。これら の旧石器時代の遺物や遺構は、石神井川の崖線に近い調 査地点で主に発見されている。

武蔵野台地の後期旧石器時代は、10 段階ほどに編年されることが多いが、下野谷遺跡では、その最初期を除き、すべての段階に属する石器が見つかっており、旧石器時代全般を通して人々が活動した場所であったことがわかる。

特に、下野谷遺跡で多くの遺物が見つかっているのは、 氷河期の中でも最寒冷期に当たる今から約2万7千年前 の「V層・IV下層段階」と呼ばれる時期である。石神井 川の崖線に沿って、多数の焼け礫が集積された、石蒸し 料理の跡とも考えられている「礫群」が見つかっている。 これらは、石器の製作や使用、廃棄された場所と考えら れる「石器ブロック(集中部)」と同じ場所に、まるで石 を敷いたかのように、多数検出されている。

これらのことから、下野谷遺跡は、キャンプなどをしながら一定の領域を移動する旧石器人がたびたび訪れては滞在する場所だったと想定される。

下野谷遺跡の歴史年表 30000年前 立川ロームIX層から石器が出土。 旧石器時代 石器を作った跡や石蒸し料理の跡 27000年前 (礫群) 多数 旧石器時代をとおして、たびたび 利用されていた。 13000 年前 9000 年前 動物をとる陥し穴 火をたいた跡 (炉穴)150基以上 6000年前 前期 5000 年前 環状集落 したのやムラ 4000年前 人々の行動の跡が少なくなる。 2300年前 く以後 中世まで武蔵野の 原野(あし原や林)が広がる。> 紀元後 2世紀頃 14世紀頃 対岸の下柳沢遺跡(しもやぎさわ いせき) に地下式壙(ちかしきこう) =お墓?多数 上保谷村ができる。 16世紀末 1600年 近世 低地部に田畑の跡 田畑として開拓される。 1868年 1889年 保谷村ができる。 近代 中島飛行機武蔵製作所の 1943年 工員寮ができる。 1945年 第二次世界大戦終結 保谷市ができる。 1967年 大正 下野谷遺跡 第1次調査 1973年 2001年 田無市と合併し西東京市となる。 2007年 遺跡公園ができる。 2011年 下野谷遺跡 第22次調査 2015年 国史跡に指定される。 *年表の長さは、時間の長さと異なります

図 14 下野谷遺跡の歴史年表

② 縄文時代

縄文時代草創期の遺物は、今のところ発見されてはいない。ただし出土した石器の中に、この時期に特徴的にみられる形に類似した小型の槍があること、また西側に隣接する東伏見稲荷神社遺跡や対岸の下柳沢遺跡では縄文時代の初頭の遺物が発見されていることなどから、草創期の様相については、今後の調査による解明が期待される。

縄文時代早期には、屋外炉とも考えられる多数の炉穴が発見されており、台地上に広く人々の 活動の痕跡が読み取れるようになる。

縄文時代前期の遺構は発見されておらず、遺物が崖線寄りで散見されるのみである。

縄文時代中期は、下野谷遺跡を最も特徴づける時代であり、遺跡の主要部となる東西 500m南 北 300mにおよぶ台地上では、ほぼ全域から遺構・遺物が出土している。現在、台地上はその約 10分の1を調査しているが、すでに400軒をこえる住居跡が発見されており、これらは2つ以上の環状集落を形成していると考えられる。集落の外では、第18次調査で検出された陥し穴などがあり、西側低地部でも土器や建物跡とも考えられる遺構が見つかっている。

縄文時代中期末から後期になると、これらの集落は急速に衰退する。後期には、わずかに土器が出土するのみで遺構は検出されていない。

③ 弥生時代~中世

弥生時代から中世初頭にいたっては、下野谷遺跡における人々の活動の痕跡はほとんどないが、 対岸の下柳沢遺跡では、中世の葬送儀礼に関係すると考えられている地下式壙が50基以上、群を なして検出されている。

鎌倉時代末期から室町時代初頭には、西東京市域でも、富士見池周辺を始め、南に位置する白子川流域や市域中央の白子川の源流域の一つである谷戸地域などに初期村落が出現してきたと考えられ、今後調査による解明が期待される。

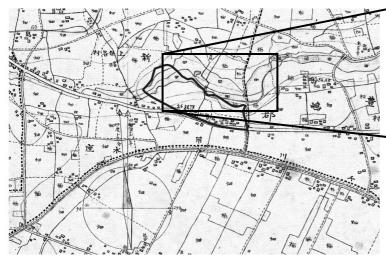
④ 近世~近·現代

中世に出現した集落を母体として、近世には上保谷村、下保谷村、田無村など明確な村落組織ができあがる。下野谷遺跡周辺は上保谷村に属し、街道の跡や畑の畝跡が見つかっている。この辺りでは、ホタルの舞うのどかな風景が昭和初期まで見られた。

図 15 では下野谷遺跡の一部や対岸などに「田」と書かれており、石神井川に沿った広い低地を開発して田が作られていたことがわかる。当時、市域内には水田がほとんどなく、この地域の「田」は珍しい存在であったといえる。対岸の下柳沢遺跡では、石神井川から田へ水を引く水車も発見されている。

下野谷遺跡は、近代の戦跡遺跡としても重要な遺跡である。第2次世界大戦時には、下野谷遺跡の南隣の武蔵野市にあった中島飛行機武蔵製作所の工員寮などの付属施設が下野谷遺跡の範囲内に建ち、工場を標的とした空襲の余波も受けた。

戦後は、市域がベッドタウンとしての発展を遂げる中、石神井川やみどりに恵まれた、早稲田 大学や東伏見小学校などのある文教地区として宅地化が進んだ。平成19年(2007)には、下野谷 遺跡公園が開園し、市の歴史を味わう文化とみどりの憩いの場となっている。



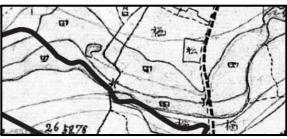


図 15 古地図から見た下野谷遺跡 明治13年10月測量迅速図(大日本帝国 参謀本部測量局)より

◇市内の周知の埋蔵文化財包蔵地

西東京市内では平成29年(2017)1月1日現在、下野谷遺跡を含む14ヶ所の周知の包蔵地が確認されている(市内の遺跡とその分布については、第2章「8文化財」を参照)。そのうち9ヶ所が石神井川の流域に、3ヶ所が荒川水系の白子川流域に立地している。残る2ヶ所のうち上保谷上宿遺跡は、現在ではその姿を残してはいないが、かつては「マツバ池」とよばれた沼があった周辺で見つかっており、ここが白子川の源流域の一つに当たる。

残る1ヶ所は、文化的な理由からその立地が決められた遺跡で、南入経塚と呼ばれる塚であり、 旧村である下保谷村と上保谷村の村境に立地していた(塚本体は開発により消滅)。この境は、両 村が信仰する日蓮宗と真言宗等の密教系宗教との境でもあり、塚には「境塚」としての性格も考 えられる。

◇下野谷遺跡周辺の遺跡─富士見池遺跡群

下野谷遺跡が立地する武蔵野台地では、湧水が豊富に湧く地点がいくつかあり、それを源流に中小河川が流れている。そういった湧水地点には旧石器、縄文時代を中心とした遺跡群が形成されていることが多く、その中には、河川流域の拠点となる大集落遺跡が含まれている。下野谷遺跡周辺では、下野谷遺跡の東側境界に接する練馬区の富士見池周辺に遺跡群が形成され、西東京市域には下野谷遺跡、練馬区側には富士見池遺跡群と呼ばれる、旧石器時代・縄文時代を中心とするいくつもの遺跡が連なる。

この富士見池遺跡群を構成する遺跡の一つである溜淵遺跡は、富士見池のある谷を挟んで下野谷遺跡と対峙しており、同じく縄文時代中期の住居跡が検出されている。さらに川を下った場所に位置する天祖神社東遺跡・武蔵関遺跡(富士見池遺跡群)、葛原遺跡B地点からも、旧石器時代、縄文時代中期の遺構、遺物が見つかっている。



図 16 下野谷遺跡と周辺の遺跡

◇下野谷遺跡周辺の遺跡─下柳沢遺跡

富士見池のある谷の対岸の西東京市域には、旧石器時代、縄文時代、中世、近世の遺物、遺構が検出された下柳沢遺跡がある。下柳沢遺跡は、広い低地部を有して緩やかに台地に上がる石神井川の北岸に立地しており、調査区の南端では古い河道が見つかっている。石神井川はかつて激しく蛇行し、しばしば氾濫をおこしており、現在、早稲田大学のグラウンドとなっている低位面は、その際に水に浸かることが多かった。このような立地は、居住域としては不向きだったのか、縄文時代中期の遺物は出土しているが住居跡は発見されていない。

しかし、縄文時代の草創期の遺構の検出や中世の葬送儀礼に関わる地下式壙が 50 基以上検出されたことは特筆される。特に、緩やかな斜面地に構築されている地下式壙群は、市内では唯一の確実な中世の遺構で、文字資料がほとんど残存しておらず不明瞭な部分の多い当地域の中世史にとっては貴重な資料である。川を下れば練馬区域に石神井城もあり、今後両者の関係性なども含めた調査・研究が望まれる。

◇石神井川流域に密集する遺跡(旧石器時代~近世)

下野谷遺跡で、旧石器時代、縄文時代の遺構や遺物が多く見つかるのも、豊かな水の恩恵と考えられる。下野谷遺跡の北を流れる石神井川流域は、国内でも有数の遺跡密集地帯であり、河川沿いに連綿と遺跡が連なっている。そういった多くの遺跡、特に縄文時代中期の遺跡の拠点として重要な役割を担っていたのが下野谷遺跡である。

他の時代も含め石神井川流域の遺跡を概観すると、下野谷遺跡でも多くの遺物が発見されている旧石器時代の遺跡として、石神井川の源流である小平市鈴木町周辺に鈴木遺跡がある。この遺跡では、当時の谷であった場所を囲むように多くの旧石器時代の石器や礫群が重層的に出土しており、人々がたびたびこの場所に回帰していたことを示している。

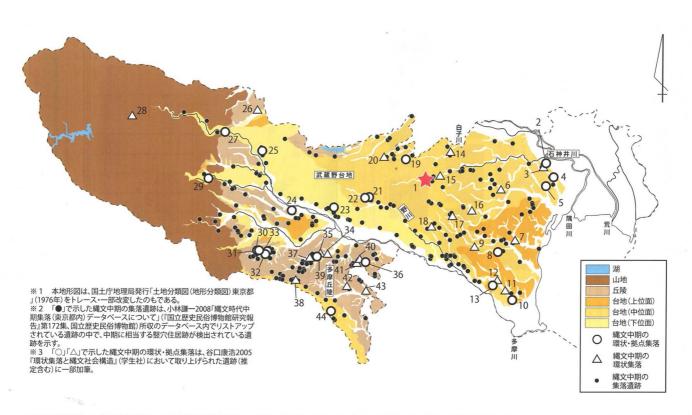
その下流の、西東京市域には田無南町遺跡、下野谷遺跡の西南、青梅街道を越えた台地上には坂下遺跡がある。坂下遺跡は、下野谷遺跡の調査で指導的な役割を果たした瀧澤浩氏により、日本の旧石器時代研究の最初期、昭和31年(1956)に発見された遺跡で、下野谷遺跡の第1次~4次調査を担ったむさしの台地研究会による報告もなされている。下野谷遺跡より下流には、南関東で最初に発見、調査された茂呂遺跡(板橋区)など多くの遺跡が連なる。これらの遺跡は、キャンプなどをしながら一定の領域を頻繁に移動するような生活を行う旧石器時代の人々が頻繁に利用したことで残されたものと考えられている。人々がたびたび回帰する遺跡には、多くの遺物や生活痕跡が残されており、下野谷遺跡もその一つである。

旧石器時代の遺跡と同様に縄文時代の遺跡は連綿と残されるが、住居跡の残るいわゆる集落遺跡は、下野谷遺跡より上流からは発見されておらず、下野谷遺跡の周辺では、隣接する練馬区側で多くの遺跡が見つかっている。川を下れば、縄文時代中期の集落跡である扇山遺跡、その対岸には城山遺跡がある。その先には、石神井城址がある三宝寺池・石神井池があり、ここにも池淵遺跡をはじめとした遺跡群がある。さらに下流では、遺跡が連綿と続き、貝蒸し遺構などが発見されている中里遺跡(北区)などが立地する東京低地に達する。これらの遺跡の中で、下野谷遺跡の集落の大きさや出土遺物の多さは他を抜きんでている。

弥生時代及び古墳時代の遺跡数は、上・中流域ではわずかであるが、下流域になると圧倒的に増加する。下流には豊島郡衙跡を始めとして多くの遺跡があるが、上流ではほとんど見られず、西東京市域の坂下遺跡で住居跡が検出されているのみである。中世以降の遺跡は、再び流域全域に広がるが、密度はそれほど高くなく、その後、近世になると、新田開発も始まり、人々の活動は全域に広がるようになっている。

◇武蔵野台地の縄文時代中期の集落遺跡

武蔵野台地には、河川流域を中心に縄文時代集落が多数分布しており、それぞれの河川に拠点的な環状集落が残されている。下野谷遺跡は石神井川沿いの遺跡群の拠点となる集落であり、武蔵野台地では最大、関東地方でも最大級の規模を誇る遺跡である。



1:下野谷遺跡、2:御殿前遺跡、3:七社神社前遺跡、4:動坂・神明町貝塚、5:小石川植物園内遺跡、6:落合遺跡、7:鴬谷遺跡、8:明治薬科大遺跡、9:桜木遺跡、10:千鳥窪遺跡、11:雪ヶ谷貝塚、12:諏訪山遺跡、13:奥沢台遺跡、14:八ヶ谷戸遺跡、15:扇山遺跡、16:松ノ木遺跡、17:下高井戸塚山遺跡、18:三鷹五中遺跡、19:自由学園南遺跡、20:新山遺跡、21:恋ケ窪東遺跡、22:恋ケ窪遺跡、23:向郷遺跡、24:七ッ塚遺跡、25:山根坂上遺跡・羽ヶ田上遺跡、26:丸山遺跡、27:駒木野遺跡、28:下野原遺跡、29:留原遺跡、30:神谷原遺跡、31:宇津木台遺跡D地区、32:滑坂遺跡、33:小比企向原遺跡、34:TNTNo.67遺跡、35:TNTNo.446遺跡、36:TNTNo.72・796遺跡、37:TNTNo.107遺跡、38:TNTNo.939遺跡、39:TNTNo.471遺跡、40:TNTNo.520遺跡、41:TNTNo.46遺跡、42:野津田上の原遺跡、43:鶴川遺跡J地点、44:忠生遺跡群(A・B)

図 17 武蔵野台地の縄文時代中期の集落遺跡と環状集落

3 発掘調査の成果

(1)下野谷遺跡概観

第3章2(2)下野谷遺跡の歴史的環境において述べたように、下野谷遺跡は、石神井川とその氾濫原である低地を崖下に望む台地上から低地にかけて立地しており、旧石器時代から近代にわたる複合遺跡である。

これまでの調査結果では、遺跡の規模は、東西約 750m、南北約 300mで 134,000 ㎡にわたると推定されている。採集・狩猟を主たる生業としていた旧石器時代から縄文時代にかけては、石神井川流域でも拠点的な遺跡である。

特に、縄文時代中期には、台地上に複数の集落が形成されて、南関東で有数の規模と内容を誇る大集落であった。この集落は大きく2つに分かれ、西集落が直径150m、東集落が東西300m、南北180mの大規模な環状集落であり、その中でも保存状態の良い西集落について国史跡の指定を受けている。

縄文時代中期以外の時代についても、先に概略を述べているが、縄文時代後期から中世までは、 人々の活動の痕跡があまり活発ではないものの、中世には周辺に初期村落の萌芽が認められ、近 世以降は太平洋戦争の影響を受けながら現在に至っている。

このように歴史的に複数の要素が認められる遺跡であるが、そのうち、今回の計画策定の主な対象となる史跡下野谷遺跡は、縄文時代中期に形成された西集落の範囲である。

複合遺跡 下野谷遺跡 (旧石器時代~近世・近代)

◇発見された主な遺構

礫群(旧石器時代)・炉穴(縄文時代早期)・陥し穴・竪穴住居跡・掘立柱建物跡・土坑・ピット・ 畝(近世)・建物礎石(近代)など ()のないものは主に縄文時代中期

◇主体となる時期

旧石器・縄文(早期・中期中葉~後葉)・近世・近代

♦特徵

- ・縄文時代中期の南関東最大級の環状集落 (西集落: 直径約 150m 東集落: 東西約 300m×南北約 180m)
- ・集落を構成する主な遺構:住居跡 400 軒以上、掘立柱建物跡 20 基以上、土坑 1,000 基以上 (東西両集落計)
- ・集落の存続期間: 五領ヶ台式期~称名寺式期(中心は勝坂式期~加曽利 E 式期 今から約 4,000~5,000 年前)
- ・西集落の一部は平成27年(2015)3月10日に国史跡に指定

(基本データは2018年3月現在のもの)

*個別の用語に関しては別添の用語集を参照

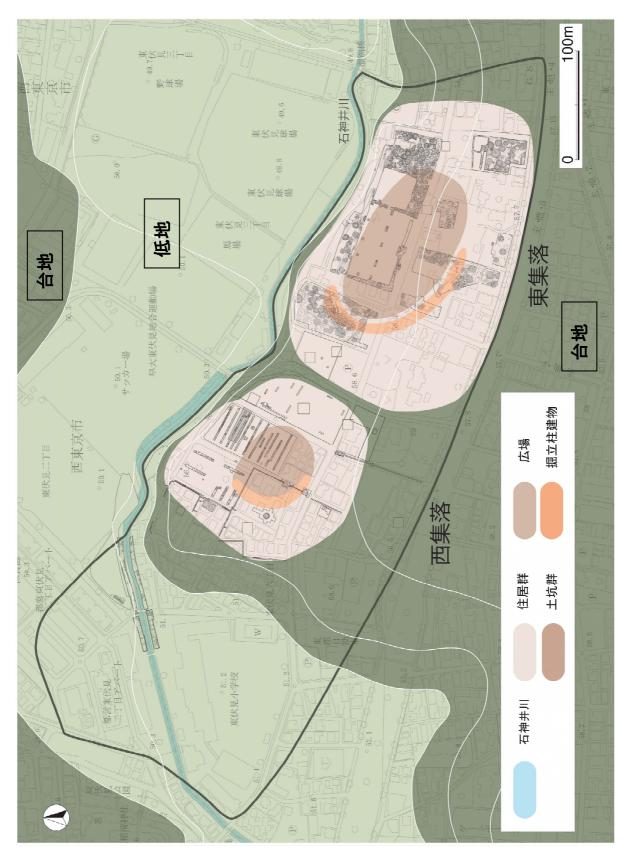


図 18 下野谷遺跡全体図(遺跡とその立地)

(2) 下野谷遺跡の発掘調査の概要

下野谷遺跡の本格的な調査は、昭和 47 年(1972)に行われた保存を目的とした第 1 次調査のための予備調査がその端緒で、平成 28 年(2016)には第 1 回史跡内保存目的調査が実施された。その間の経緯と主な調査地点及びその概要は、表 8・図 19 のとおりである。

表 8 史跡下野谷遺跡の主な調査

昭和 47 年	予備調査実施
(西集落·保存)	→地域住民と研究者による調査
昭和 48 年	第1次調査(将来的な手立てを考えるための保存目的調査)実施
(西集落·保存)	→関東では有数の縄文時代遺跡と推定
昭和 48 年	第2次調査実施
(西集落·保存)	→旧石器時代のまとまった資料を検出
昭和 50 年	第3次調査実施。旧石器時代遺構・遺物の存在が明らかになった。
(西集落·保存)	→以後、旧字名に照らし、「坂下遺跡」から「下野谷遺跡」と名称変更
昭和 51 年	第4次調査(下水道管敷設)実施
(西集落)	→西側台地の広い範囲で遺跡の広がりが明らかになった。
昭和 58 年	第5次調査(遺跡の範囲確定のための保存目的調査)実施
(西·東集落·保存)	→東側台地上にも遺跡が広がることが明確になった。
昭和 63 年以降	早稲田大学校地整備(第6次調査)・マンション建設(第7次調査)など、民間開発による発掘調査が多く行われている。
(東集落)	→関東でも有数の規模の大規模環状集落の構造が明らかになった。
平成 11 年	第9次調査(河川改修)実施
(西低地)	→西側低地部にも遺跡が広がることがわかり、遺跡の範囲が拡大
平成 17~18 年	第 14 次調査(公園建設に伴う事前調査)の実施。
(西集落·保存)	→公園予定地が西側集落の主要部分であることが明らかになった。
平成 19 年	下野谷遺跡公園開園
平成 19 年	第 18 次調査
(西集落)	→西側台地の崖線でも旧石器が出土
平成 21 年 (西集落·保存)	第 20 次調査実施 →西側集落も「環状集落」であり、集落が良好に遺存することを確認 このことにより、下野谷遺跡全体を評価できるデータが揃う。
平成 24 年	第22次調査
(西集落·保存)	→西側集落の東境を確認
平成 26 年	総括報告書「下野谷遺跡ー縄文時代中期の環状集落ー」の刊行
平成 27 年	官報告示により正式に国史跡指定
平成 28 年	第 23 次調査(史跡指定後第1回目となる史跡内保存目的調査)実施
(西集落·保存)	→掘立柱建物跡の分布・性格の把握のための予備調査の実施
平成 29 年	第 25 次調査 (第2回史跡内保存目的調査)実施
(西集落·保存)	→史跡北西部の遺存状況の把握
平成 30 年 (西集落·保存)	第 26 次調査(第3回史跡内保存目的調査)

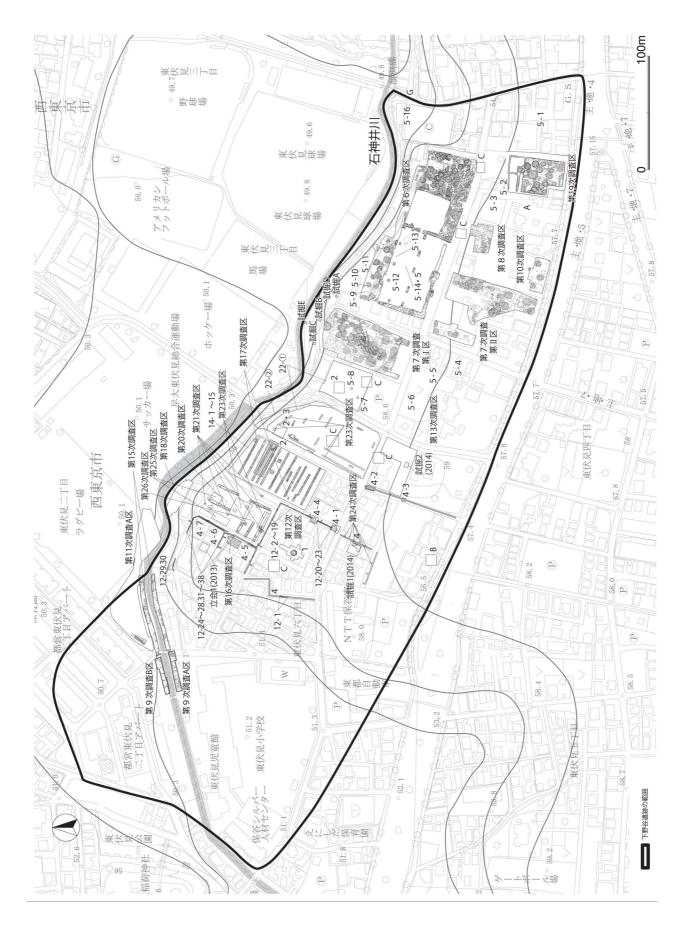


図 19 下野谷遺跡 調査地点図

① 集落の構造(典型的な縄文時代中期の環状集落)

下野谷遺跡における縄文時代中期の集落は、墓域と考えられる土坑群のある広場を、竪穴住居跡や掘立柱建物跡が囲むように並んでおり、「環状集落」と呼ばれる、この時期に典型的な集落構造をしている。さらに、このような環状集落が谷を挟み東西に複数存在するのは稀有な例で、「双環状集落」とも呼ばれ、大規模で拠点となる集落遺跡にみることができる特徴である。

出土した土器の分析などから、下野谷遺跡では、1,000 年以上にわたって人々の生活が営まれていたと考えられている。

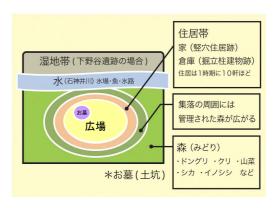


図 20 縄文時代中期のムラのイメージ

遺跡からはすでに 400 軒を超える住居跡が見つかっているが、これらの住居は同時期に存在したものではない。縄文時代の集落は数軒の住居で構成されているものも多く、大集落と呼ばれる下野谷遺跡のような集落でも、一時期の住居の数は、多い時で十数軒であったと考えられている。それらが 1,000 年の間に建替えられるなどして累積したことにより、非常に多くの住居跡や大量の土器が残され、南関東最大級の集落遺跡として形成されたものである。

集落の周囲には、出土した炭化材などから、クリなどの落葉広葉樹の森が広がっており、また、 対岸の下柳沢遺跡の調査成果などから、石神井川を挟んだ対岸には沼地のような氾濫原が広がっ ていたと考えられる。石神井川の豊かな水と日当たりのよい台地と森とが、大集落を長期間維持 するための重要な要素であったと考えられる。



図 21 下野谷遺跡の集落想像図 (「VR下野谷縄文ミュージアム」より)

② 東西の集落

下野谷遺跡からは、これまでに縄文時代中期の住居跡 429 軒、土坑約 1,000 基以上、掘立柱建物跡 24 棟が検出されている。これらの遺構は、遺跡中央の小谷を挟み、西台地と東台地でまとまって密に分布しており、それぞれの台地上で西集落・東集落を形成している。このように異なる東西の集落が隣接して存在するということは、重要なことである。

東西の台地は、土地利用の規制の違いなどから、近代における開発の行われ方が大きく異なっており、このことは遺跡の保存に大きく影響している。

東台地では、中高層マンションや大学施設の建設など地下の埋蔵文化財に影響を与える開発が多く行われたため、記録保存のための発掘調査が多数行われている。このため、遺構や遺物が大量に発見され、集落の構成や変遷などを詳細に分析できる資料が蓄積されている。これらの調査成果により、下野谷遺跡が南関東最大級の縄文時代中期の集落遺跡であることが明らかになったが、それは一方で、東台地に広がる東集落の多くの部分が消滅してしまったことを意味している。

これに対し、西台地に広がる西集落については、先に述べたように第1種低層住居専用地域であるため、大きな開発を受けることがなかった。したがって、開発等に伴う記録保存を目的とするような大規模調査は行われておらず、東集落のように詳細な分析が可能な状況にはない。しかし、西集落では当初から遺跡保護を視野に入れた範囲確認調査が行われてきたことで、東集落と同時期に同様の環状集落が形成されていたことが明らかになった。環状集落としてその構造や規模が明らかになるためには、発掘調査による資料の蓄積が必要であるが、調査後の開発等により、知られている環状集落の多くが現在は保存されていない。西集落は、遺構などに大きな影響を与えることなく調査が進められ、また、東集落の調査成果を援用しながらその様相と性格が明らかにされてきた。

このように、集落のほぼ全域が保存され、かつ、内容が明らかな大規模環状集落遺跡は極めて 稀であり、貴重であることから、西集落が国史跡に指定されることとなった。

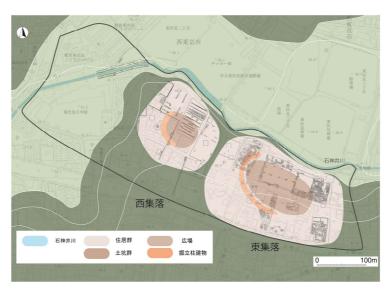


図 22 東西の2つの集落の位置関係

(4) 史跡下野谷遺跡(西集落)の調査成果

史跡下野谷遺跡の範囲である西集落域については、本調査、試掘・確認調査を合わせて 10 次にわたる調査が実施されており、縄文時代の住居跡 108 軒、土坑約 170 基以上、掘立柱建物跡 5 棟が確認されている。ただし、先に述べたようにそのほとんどは確認のみで調査を終え、その後は埋蔵保存されている。また、調査は、比較的集落の北半部に偏っており、集落の南半部に関しての資料が少ない。今後も内容確認の調査を積極的に行う必要がある。

現状では、集落規模はおおよそ東西 150m×南北 150mと想定できる。この集落範囲の中で竪穴住居跡・掘立柱建物跡が、東西 75m×南北 60mほどの広場・土坑群を囲むように帯状に分布していると想定でき、典型的な環状集落を形成している。

出土している土器は、縄文時代中期中葉初期の五領ヶ台式から後期初頭の称名寺式で、主体は中期中葉の勝坂1式から加曽利 E4 式である。史跡下野谷遺跡は、縄文時代中期中葉から後葉を中心とした約1,000年の間継続して利用された大集落遺跡である。



図 23 史跡下野谷遺跡(西集落)概念図

① 住居跡

住居跡は、集落の北半部に密集する傾向があるように見えるが、これは南半部の調査が少ない ためであり、遺構の分布を丹念に追うと環状に分布していることが想定できる。また、個人住宅

1軒の建替えに際して行った第 16 次調査では、97.3 ㎡という狭小な調査面積でも 9軒の住居跡が重なり合って確認されており、住居跡の分布密度は非常に高いと考えられる。

下野谷遺跡公園築造に先立ち行われた第14次調査では、東西方向に15本のトレンチと呼ばれる細長い確認用の発掘区を設定して調査を行い、53軒の住居跡が確認できた。住居跡は、北半の調査区に密集して分布する一方、南半の調査区では希薄である状況が確認された。

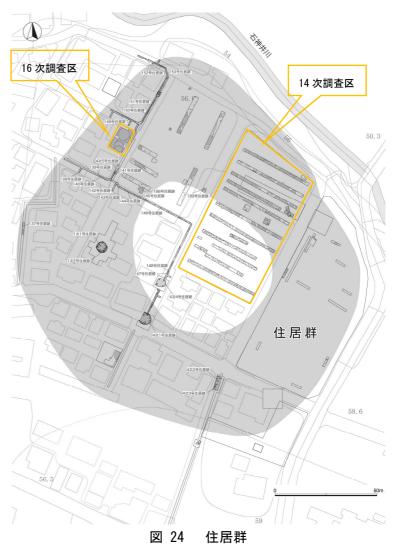
一方で南半の調査区では、「ピット」と呼ばれる小さな穴や、「土坑」と呼ばれるやや大きな穴が多数見つかった。これにより、住居群と土坑群の分布の違いが明確に表れ、先に見た土坑の多数分布する広場を住居が囲む、環状集落の構造をしていることが明らかになった。

遺構の分布を確認するための調査が 大半であるため、時期の詳細について 述べることはできないが、出土した土 器の型式別の分布状況をみると、分布 にそれぞれ偏りがある。それらを分布 域にある住居跡の帰属時期として捉え ると、縄文時代前半の勝坂式期の住居 跡と後半の加曽利E式期の住居跡が分 布域をやや違えている可能性がある。 また、加曽利E4式以降、称名寺式及び 堀之内式といった中期終末期から後期 前葉に関する土器については、北側と 南側の周縁部に主に分布している。

このようにすべての住居が同時期に



第16次調査 調査地検出状況 北から



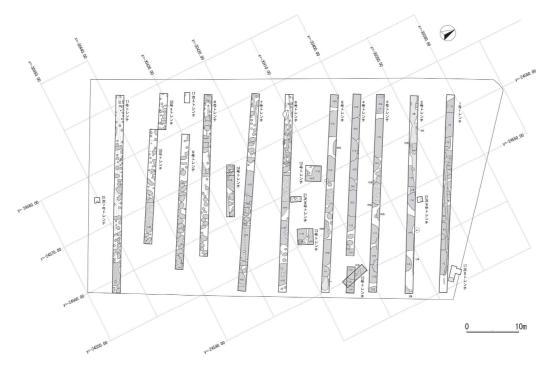
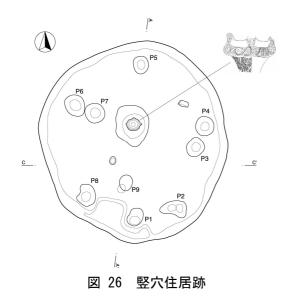


図 25 第 14 次調査 住居群と土坑群

存在していたのではなく、また、時期により集落の大きさや住居の分布状況が異なることが想定できる。

住居に関しては、完掘されたものが2軒のみであり、詳細を述べることはできないが、いずれも直径約4~5mの円形の竪穴住居跡であり、床面までの掘り込みはしっかりとしたつくりである。また、第1次調査で検出された住居跡は、何度も建て直された痕跡が見られ、遺構の密集度を示している。

また、住居の中央に炉があり、埋甕が残るもの、石囲いが残るものなど様々である。第4次調査の2号住居跡では、勝坂3式の埋甕を囲むように大型の石皿が配置されている。





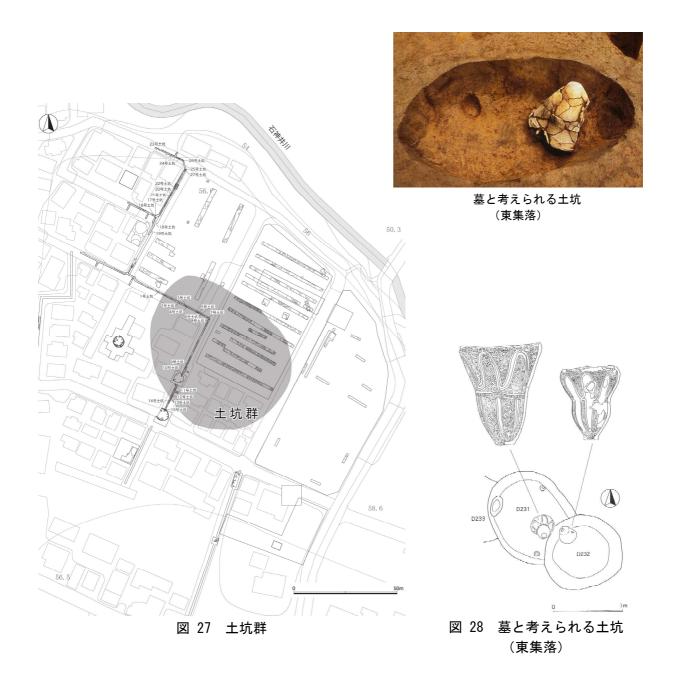
堅穴住居跡検出写真

② 土坑群

土坑は、①住居跡で述べたように第14次調査の南半部の調査区から多数検出されている。

各遺構の時期や性格の詳細については不明であるが、勝坂式・加曽利E式を中心に、五領ヶ台式~称名寺式といった住居跡と同じ時期の土器が出土しており、東集落など他の環状集落を参照すれば、住居とともに環状集落を構成する墓域を形成するものと考えられる。

この土坑群から出土した土器の型式と出土地点との比較から、南東部分には中期中葉前半の土坑が、北西部分に中期後半の土坑が多く分布している可能性があり、住居跡と同様に縄文時代前半の勝坂式期の土坑群と後半の加曽利E式期の土坑群が分布域をやや違えている可能性がある。



③ 掘立柱建物跡

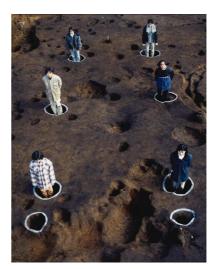
掘立柱建物跡は、環状集落を構成する要素の一つと考えられているが、まとまった発掘事例も 多くはなく、いまだ不明な点が多い遺構の一つである。

下野谷遺跡東集落では19棟もの掘立柱建物跡が検出されている。これらは、住居群と土坑群の中間に位置しており、長辺を土坑群の中心に向けて、帯状に分布している。ピットのサイズや堀り方にも特徴があり、比較的大きく、断面形がU字形に近いものであり、覆土の堆積状況の観察からは柱痕を想定できる。

西集落域においてもこういった特徴を目安に調査を進めた結果、第12次調査において、8本の掘立柱建物の柱穴と考えられるピットが検出された。さらに、史跡指定後の内容確認調査でも、これらのピットと対応する可能性のあるものが検出された。第12次調査は、配水管新設工事に伴うものであり、調査区は幅60cmと狭く、残念ながらピット間の明確な対応関係は見出せなかった。しかし、これら8本のピットは、住居帯の南東と南の内縁に位置しており、東集落同様、掘立柱建物が住居帯の内縁部、土坑群との間に位置していることを示唆している。また、建物の向きに関しても、長辺を土坑群の中心に向けるという共通性が見出せる。



図 29 掘立柱建物

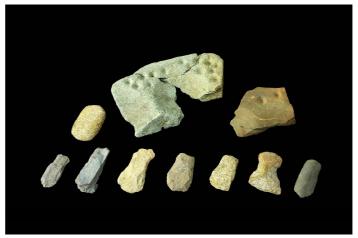


掘立柱建物の柱穴 (東集落)



図 30 掘立柱建物と竪穴住居のイメージ (VR下野谷縄文ミュージアム)





主な出土遺物

史跡下野谷遺跡からは、戦前から縄文土器や石器が見つかっており、それが遺跡の発見、発掘 調査につながった。

土器は、五領ヶ台式期から称名寺式期までの、縄文時代中期中葉から後期初頭までにわたる型式の土器が、型式の連続が途切れることなく大量に出土している。これは、史跡地がこの間約1,000年間にわたり集落として使用されていたことを示す。主体は、勝坂1式から加曽利 E4式の縄文時代中期中葉から後葉の土器で、この時期関東で多く出土する連弧文系土器も多い。

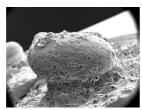
また、その他にも甲信越に分布の中心がある曽利式や、東関東に分布の中心がある阿玉台式土器なども多数出土している。中には、曽利式と連弧文系土器が折衷した形態のものもある。他地域の土器の様相が一つの土器の中に混在すること、複数の地域に分布の中心のある土器が共伴して出土していることは、史跡下野谷遺跡に広域から人や物、情報が集まってきていたことを示す。

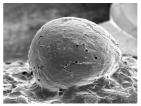
このことは、石器の石材等からも読み取ることができ、弓矢の先につける石鏃などの原材料となる黒曜石は、分析の結果、神津島や八ヶ岳といった遠く離れた複数の産地のものがあることが

わかっている。

石器では、多量の打製石斧の出土も注目できる。これらは土堀具として使用されたと考えられ、 管理や栽培なども含めた植物資源の利用が活発であったことを示唆している。

植物の利用に関しては、台地上に立地する下野谷遺跡では、有機物の出土は多くはないが、市 民協働で進めている土器の圧痕分析では、エゴマやダイズの原生種であるツルマメ、ヤブツルア ズキ、ミズキなどが見つかっている。見つかったツルマメのサイズは、小さいものから大きいも のまであり、これらの分析を通して、植物の利用形態が管理から栽培へと移行していく過程が追 える可能性がある。





発見された種子圧痕レプリカの顕微鏡写真 (左:ダイズ属 右シソ科) 撮影:山本華氏

⑤ 集落の存続期間と変遷

出土土器の分析から、史跡下野谷遺跡は縄文時代中期前半の終わりに集落としての選地が始まり、中期を通して大集落が存在するが、後期初頭には終焉を迎えたことがわかる。

史跡下野谷遺跡では完掘された住居が少ないため、住居の分布の変化についての詳細はわからないが、隣接する東集落を参考にすると、中期中葉のはじめの勝坂1式期には環状集落の基本となる空間構成が形成され、その後、集落の規模や住居の分布域はやや変化しながらも、縄文時代中期後半の加曽利 E3 式期を頂点に拡大していったと想定できる。その後、中期末期の加曽利 E4 式期には縮小し、後期初頭の称名寺式期、堀之内式期には環状集落の構成も崩れ、集落が消滅している。

この動きは、大きく武蔵野台地内陸部の縄文時代の集落の動きと同じであり、その終焉の理由 はおそらく、気候変動と社会変化にあったであろうという推測の域をいまだ出ない。

ただし、約 1,000 年にわたり連綿と集落としての性格を持ち続けていたことは稀であり、大遺跡を形成した要因でもある。このような集落が継続した理由や意義は、今後の調査・研究で明らかにする必要があり、史跡下野谷遺跡が果たす役割は極めて大きい。

4 史跡下野谷遺跡の歴史的意義

(1) 史跡下野谷遺跡の基本的な遺跡構造

前述の調査結果から、史跡下野谷遺跡(西集落)の基本的な遺跡構造についてまとめる。

① 典型的な環状集落の構成をもつ

住居群が土坑群(中央広場・墓域)を囲むようにめぐり、その境付近に掘立柱建物跡と考えられるピット(柱穴)が見つかっている。同心円状に異なる遺構が配置される、縄文時代中期の関東地方における環状集落の一つの典型となる空間構成をもっている。

② 中央広場にある土坑群は墓域である可能性が高い

中央にある土坑に関しては、西集落では完掘されたものが少なく、その性格を知るための情報量に乏しいが、東集落では伏せ甕が埋設されたものや耳飾りなどの特殊な遺物を埋設するものがあり、墓と考えられるものがある。このことなどから、西集落の土坑群も同様に墓域を形成するものと考えられる。

③ 集落の規模が大きく、遺構、遺物が累積している

直径約150 mで部分的には170 mを測る部分もあり、環状集落としては大型である。

また、確認調査などを主体とするものの、すでに 108 軒の住居跡が確認されており、住居跡の重複や拡張等も顕著に認められる。検出された住居群、土坑群は高密度で累積しており、遺物量も多い。

④ 集落の継続期間が長く計画的である

出土している土器は、五領ヶ台式期のものから称名寺式期までの、縄文時代中期中葉から後期初頭までの長期間にわたり間断なく継続している。住居跡は、主に勝坂1式期から加曽利E4式期まで認められる。西集落は、完掘された住居が少なく、環状集落の細かな変遷は追えないが、東集落の様相を参考とすると、住居域の拡張、収縮、移動、新設などの動きが認められ、常に環の形状を呈していたとは言えないが、住居跡と土坑、掘立柱建物などの間にみられる規則的な空間構成は常に維持されつつ、集落が継続していたものと考えられる。

⑤ 広域なネットワークを有している

出土遺物には他地域でしか手に入れることができない原材料や、他地域の系統の土器などが 数多く出土しており、下野谷遺跡が広域のネットワークに支えられていたと考えられる。

⑥ 同様の環状集落が隣接した台地にある

小谷を挟み東に隣接する台地にも、①~⑤の様相を持つ環状集落(東集落)が存在する。共 時性などの詳細についてはさらに細かな分析の必要性があるものの、この2つの集落はともに 関連し、下野谷遺跡が地域における中心的な役割を担っていたと考えられる。

これらの様相は、環状集落と縄文社会構造の研究を行った谷口康浩氏があげた拠点集落の傾向である「居住期間の長期継続性」、「大規模な集落空間」、「遺構・遺物の累積」、「計画的空間構成」、「凝集的な中心地(遺跡や遺構、遺物の群衆する地点)」に合致しており、下野谷遺跡が地域の中心となる拠点的な集落であったことを示している。

(2) 拠点集落としての史跡下野谷遺跡

下野谷遺跡で検出された住居跡の軒数は、石神井川の他の集落における住居跡の合計軒数をはるかに上回り、この集中度の高さは石神井川の拠点となる集落であることを明確に表している。

このことは、出土遺物にも表れており、遠隔地から搬入された石材や、遠隔地の影響を受けた 土器などの分析を通して、今後、広域のネットワークの具体像の解明が期待できる。

また、大量に出土している打製石斧の存在は、おそらく集落の背後にある森を管理するのと同時に、新たに植物資源の栽培などを開始した可能性を示唆しており、市民協働で行っている圧痕調査で発見された大きなサイズのツルマメなどがそのことを後押ししている。

こうしたことから中期の拠点形成を促す要因の一つと考えられる食糧生産技術の向上と生態系 との関係の変化を読み取っていくことができる。このような変化には長い期間を要するため、拠 点集落として約1,000年間にわたり継続した史跡下野谷遺跡でこそ、可能となる研究である。

さらに、このような大規模な拠点集落はどのように形成され、維持され、また、なぜ終焉を迎えたのか等の人類史上の問いかけに対応し得る貴重な遺跡である。

(3) 双環状集落

遺跡や遺構、遺物が群集するといった特色においては、隣接する東集落の存在が重要である。

東集落は、西集落と同時期に、同じく長期にわたり続いた環状集落で、現在までに住居跡 328 軒、土坑約850基以上、掘立柱建物跡19棟が検出されている。集落規模は、東西300m×南北180 mと関東地方において一般的に検出される集落規模の倍程度の大きさになる。これらの住居は同時にあったわけではなく、約1,000年の間に何度も建て替えられ、最盛期でも十数軒の集落規模と想定されているが、遺構は著しく重複しており、検出された住居跡、土坑の数の多さ、密度の濃さは他に類をみない。

史跡下野谷遺跡はこの東集落と隣接して存在しており、より 拠点集落としての中心性を際立たせている。こういった集落 は「双環状集落」とも呼ばれる が、その意味や性格はまだ研究 上定まっていない部分がある。 下野谷遺跡には、それらを明ら かにする可能性があり、そのことにより縄文時代の婚姻関係などの社会構造の解明も期待される。

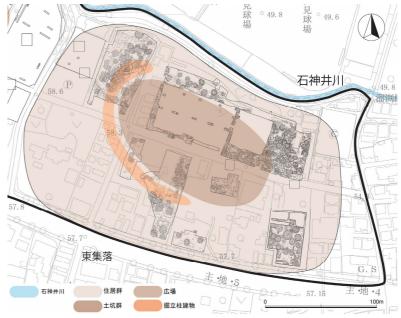


図 31 東集落

(4) 遺跡の保存率の高さと景観の保全

史跡下野谷遺跡は、縄文時代中期の典型的な居住形態を示し、地域の拠点であった集落が全域 にわたり良好に保存されている貴重な遺跡である。環状集落は、集落の平面形態と遺構の構成、 分布の規則性をその大きな特徴の一つとしている。

したがって、環状集落と認められているものの多くはある程度の調査がなされた結果、その特徴が明らかになったものが多く、必然的に遺跡の保存は困難である場合が多い。史跡下野谷遺跡の場合、その調査史の当初から、遺跡の保護を念頭に、主として試掘・確認調査が進められてきた。西集落の推定面積である約 22,000 ㎡のうち、学術調査・記録保存調査で縄文時代の調査が終了しており、詳細が捉えられている面積は 565 ㎡であり、既調査面積は集落域の約3%である。

現在調査されていない場所は、第1種低層住居専用地域に当たっており、大規模な建物などが建設されていないこともあり、住宅の地下に遺跡は保存されているものと想定される。

また、隣接する台地上には発掘調査による豊富な情報量を有する東集落が存在しており、この成果を援用し西集落を考えることができる。現在、東京都内で、このように集落の全体像が把握でき、かつ、良好に保存されている環状集落はなく、列島全体を見ても稀な例といえる。特に、下野谷遺跡の位置する西東京市は、鉄道を用いて新宿から30分弱の距離にあり、約5,000年前の縄文人の典型的な暮らしの場であるとともに、地域の拠点としての価値をもった集落が保存できる価値は極めて大きい。

さらに、史跡下野谷遺跡の立地する台地上には高層の建物などがなく現在でも大きく地形の改変がなされていないため、崖線には緑も残り、水場である石神井川を望む広く平坦な台地上といった、縄文人が拠点となる集落の場所として選択した景観を想定しやすい。

石神井川に関しては、対岸の下柳沢遺跡の調査時の分析で、北に広がる低地部に関し、比較的長く水に浸かっていた沼状の性質を示すデータが花粉分析などから得られており、集落の眼前には氾濫原が広がっていたと考えられる。様々な用途での水場としての利用や、生業の大きな柱としての川魚漁の可能性、さらに流域の他の集落とを結ぶ交通路としての利用など、石神井川は集落に住む人々にとって非常に大きな意味をもつ生態系の中の一つの重要な要素であったといえる。

なお、東集落に関しても全域が調査されたわけではなく、遺跡の範囲も含めてまだ今後の調査 にゆだねられている部分も多い。また、西集落とともに双環状集落といった大規模な拠点集落の 特徴を示すものであり、史跡下野谷遺跡の価値を補完するものである。今後も内容確認などの調 査・研究を続けるとともに、可能な限り保存に向けた目配りをしていく必要がある。

縄文時代の研究において、集落研究は非常に重要な部分を占める。併せてこのように、環状集落研究はその背後に縄文人の生態系への適応、社会構造、文化性など様々な研究題材を内包している。そういった縄文集落の典型である史跡を保存していくことは、将来の縄文文化の研究にとって重要であり、史跡下野谷遺跡の価値は高い。

第4章 史跡下野谷遺跡の本質的価値

1 史跡下野谷遺跡の本質的価値

史跡下野谷遺跡は、縄文時代中期に地域の拠点となった大集落遺跡である。縄文時代中期は、 安定した生活の中で豊かな文化が育まれた縄文時代の盛行期に当たり、史跡下野谷遺跡はその時 期の集落遺跡を代表する遺跡として、縄文文化や人類史の研究には欠かすことができない。

都心部に残された、自然に育まれた縄文のムラである史跡下野谷遺跡のもつ、事実から導きだされる普遍的な価値である、本質的な価値は大きく以下の5点にまとめられる。

(1) 典型的な構造が明らかな大規模環状集落

史跡下野谷遺跡の集落は、直径が 150mを超え、中央には東西 70m、南北 50mの範囲で墓と考えられる土坑群が密集し、それを取り囲むように竪穴住居が配置されている。さらに、土坑群と住居の分布の境界近くには、掘立柱建物群になると考えられる柱穴群が半月形にあり、建物が土坑群に沿った形で配置されている。

この構造は、縄文時代中期に関東甲信越に広く分布する環状集落の典型であり、規模も大きい。

(2)縄文時代中期における南関東最大級の拠点集落

史跡下野谷遺跡の集落の存続期間は土器型式から、中期中葉の勝坂式から中期末葉の加曽利 E4 式を主体とし、中期前葉の五領ヶ台式から後期初頭の称名寺式まで約 1,000 年にわたり、連綿と続いている。

また、土器、石器などの遺物も大量に出土しており、遠隔地との交流を示す遺物も多い。 この様相は、地域の拠点となる集落であることを示している。

史跡下野谷遺跡は、武蔵野台地、多摩丘陵といった関東南部の中規模河川ごとに分布する大規模な拠点集落の中でも規模・内容ともに傑出した存在である。

(3)縄文集落の立地を明瞭に示す

遺跡は、武蔵野台地の中央部を貫流する石神井川の右岸台地上の先端部に位置する。台地の中央には浅い谷が入り、台地を東西に分けている。また、崖線下には、現在の石神井川の流れを挟み、縄文時代には沼地状の湿地を呈していたと考えられる低地が広がっている。

台地と低地との高低差がはっきりしており、水場近くの日当たりの良い高台といった縄文時代の集落立地を明瞭に示しているとともに、台地上の谷地形は東西の環状集落を分けた要因と考え

られる。また、崖線に茂る緑は、縄文時代の豊かな自然環境を想起させる。

このように、史跡下野谷遺跡を通して、縄文時代の集落の立地と周囲の景観とを理解することができる。

(4) 隣接する東集落と双環状集落を構成する

史跡下野谷遺跡と谷を挟んだ東側には、東西 300m、南北 180mの範囲でほぼ同時期の類似した 構造を持つ環状集落が隣接している。

両集落は本来、史跡下野谷遺跡(西集落)と東集落という関係性を有しており、大規模拠点集落に特徴的にみることのできる双環状集落を構成していると評価できる。東集落域に関しては、遺存状態こそ西集落に劣るものの、規模は西集落を凌ぐものであり、両集落の関係は、史跡下野谷遺跡の拠点集落としての特徴をより際立たせている。

(5) 都市部において良好な遺存状態を保つ大規模集落遺跡

史跡下野谷遺跡は、環状集落のほぼ全域が良好に保存されている。集落遺跡の多くは、開発に伴い実施される発掘調査などが実施されたことにより、その規模や内容が明らかになるため、集落全域の保存と規模や内容の確認・分析が両立できることは極めて稀である。史跡下野谷遺跡は、市民の保護意識から第1次調査が立案され、当初から保存を視野に入れた調査がなされてきたこと、隣接して拠点集落の性格を補完する下野谷遺跡東集落があり、その調査結果により、史跡の内容理解が促進されてきたことなどから、集落を保護しながら史跡の分析が可能であるという恵まれた状況にあった。

特に開発の著しい都市部において、このように良好な遺存状態を保つ集落遺跡が存在すること は稀有なことであり、縄文時代の集落研究にとって貴重な遺跡であるといえる。

2 史跡下野谷遺跡の本質的価値を構成する要素

下野谷遺跡は、全体では約134,000 ㎡の広さを有する遺跡であり、遺跡の状況から複数の階層に分かれる性格を有している。

また、史跡を構成するさまざまな要素には、史跡下野谷遺跡の持つ本質的価値を構成する要素とそれ以外の要素とに分類されることから、以下のとおり階層と要素の分類を示す。

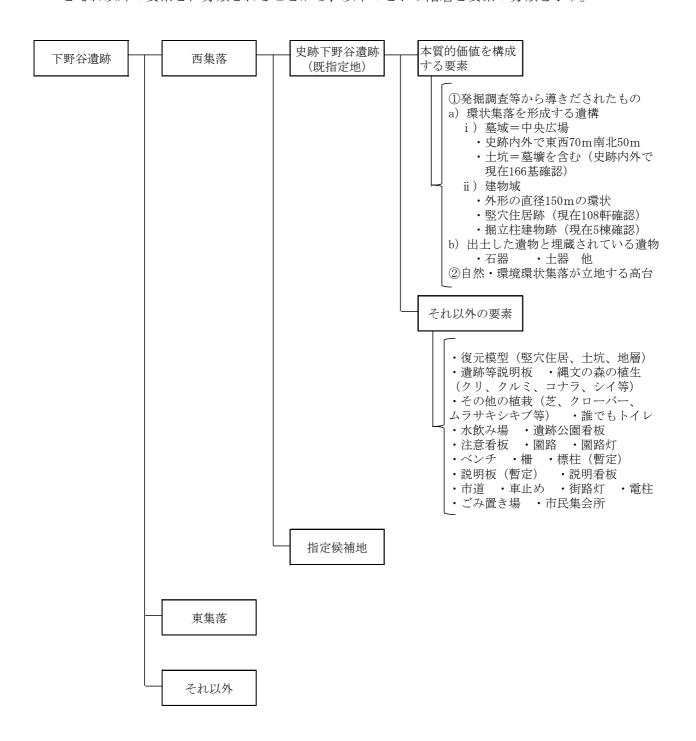


図 32 史跡を構成する諸要素

3 本質的価値をとりまく多様な価値とそれらを構成する要素

史跡下野谷遺跡には、史跡の持つ本質的価値から導き出される歴史文化に関わる学術的価値や 現代的価値など多様な価値がある。これらの価値を高めていくことで目指す将来像につながる。

本質的価値から導き出される歴史文化に関わる学術的な価値は、今後の調査研究の推進により深化させることが重要である。また、現代的な価値は、縄文時代以降現代までの間に史跡に付加されてきた価値であり、活用、整備などを通して今後も史跡とより良く共存し、地域や人びとに有益に還元されること必要がある。

(1) 本質的価値から導き出される歴史文化に関わる学術的価値とそれを構成する要素

【価値】

- ・人類史における縄文文化、特に、狩猟採集を生業の基盤とした安定した定住社会の解明
- ・自然と共生した持続可能な社会システムの解明
- ・縄文集落の盛衰と社会構造の変化の解明
- ・広域な交流、縄文ネットワークなど他の集団や資源との関り方の解明
- ・縄文時代の植物利用と管理栽培などの新たな生業形態の解明
- ・縄文の技や芸術的な土器 など

【要素】

- ・他系統土器や遠方産石材
- ・土器に残る植物等の圧痕や炭化種子・炭化材
- ・下野谷遺跡のこれまでの研究成果 など

(2) 現代的な価値とそれらを構成する要素・支える要素

【価値】

- ・住宅街において安全・安心でみどり豊かなくつろぎの場であること
- ・縄文の知恵を現代社会につなぎ学校教育や生涯学習に役立つこと
- ・現代に続く市の歴史文化を学ぶことができる場であること
- ・アクセスが良く、人が集いやすく、都市部において縄文のムラや文化を感じる空間を提供できること
- まちの誇りを醸成することができ、まちのにぎわいを生む場であること
- ・市民により守り育てられてきたこと
- ・史跡を核とした人や社会のネットワークづくりに資すること
- ・史跡の保護が生涯学習などの素材として活用され自己実現や成長につながることなど

【要素】

- みどり、広場
- ・遺跡を開設する説明板、ベンチ、園路 など
- · 学校 · 大学 · 研究機関
- ・地元商店会・自治会・協力市民団体やボランティア など

第5章 下野谷遺跡の保存活用に関する基本的な考え方

1 「縄文から未来へ したのやから世界へ」

史跡の保護では、国民共有の財産である史跡の本質的価値を構成する要素を保存し未来に継承することが重要であるが、加えて、その多様な価値や魅力を顕在化して広く社会に示し、現代につないで文化や人の心を豊かにし、また、史跡を核とした地域活性化や地域連携を推進することも重要である。これらは遺跡保護の意識醸成につながるものであり、このことを通して貴重な文化遺産として愛され、守られていく史跡へと成長していく。

史跡下野谷遺跡においては、縄文時代中期のムラ、その中で育まれた縄文文化やその知恵、人 や社会のつながり、それらを支えた景観を確実に保全し未来に継承することが求められる。

また、下野谷遺跡は都市部に残された貴重な遺跡であることから、それらの価値の保護には地域住民をはじめとした多くの人々が積極的に参加し、人やまちとともに成長する遺跡であることが望まれる。都市部における遺跡の保存や整備には、住宅密集地であることによる課題もある一方で、人口の多さは多様な興味、関心を持つ人々の存在や、遺跡と関わることのできる人の多さにつながる可能性がある。また、遺跡への国内外からのアクセスの良さ、研究機関や商業施設等が周辺に多く存在することなどは、遺跡の活用において大きなメリットである。史跡下野谷遺跡は、都市部にある遺跡をどのように保存、活用、整備していくかといった課題や方法などを考える「都市型の遺跡保護」のモデルとなりうる史跡である。

このことを踏まえ、今後の下野谷遺跡の将来像を掲げるとともに、保存と活用のコンセプトを「縄文から未来へ したのやから世界へ」とし、その実現に向けて保存、活用及び整備の側面からその方向性や方針を示すこととする。

史跡下野谷遺跡の将来像

自然の中で育まれた縄文のムラが未来へ継承される史跡【まもる】

縄文文化やその知恵を学び・つなげ、現代 や未来を豊かにする史跡【つなげる】

縄文文化の価値と魅力を高め、世界に発信 する史跡【広げる】

まちと共存し、活力を与える都市部の遺跡 保護のモデルとなる史跡【集う・結ぶ】

人やまちとともに成長し、人々の誇りとなる る史跡【ともに育つ】

縄文から未来へ したのやから世界へ



① 自然の中で育まれた縄文のムラが未来へ継承される史跡【まもる】

縄文時代の生活は、狩猟採集を生業の基盤としながらも自然と共存していた定住社会として、 人類史の中でも貴重な存在として注目されている。「縄文のムラ」である環状集落は、その重要な 要素であり、大規模で遺存状態が良い史跡下野谷遺跡を国民共有の財産として確実に保護してい かなければならない。

② 縄文文化やその知恵を学び・つなげ、現代や未来を豊かにする史跡【つなげる】

縄文時代の生活には、自然との共生、持続可能な社会の仕組み、家族のつながり、他集団や資源とのかかわり方など、現代社会を再考する上で示唆に富む点が多い。縄文時代の中で最も安定し豊かな文化を築いていた中期において、南関東最大級の拠点集落であった史跡下野谷遺跡は、縄文の知恵を学び、未来につなげていくことで現代や未来を豊かにできる貴重な史跡である。

③ 縄文文化の価値と魅力を高め、世界に発信する史跡【広げる】

史跡下野谷遺跡は、縄文文化、特に集落や社会の研究の拠点となる価値をもつ史跡である。また、出土している縄文土器が持つ芸術性や工芸の技などに見られるように、縄文文化は日本文化の基層となる文化である。縄文文化の調査・研究の中心的な役割を持ち、その成果によって史跡や縄文文化の価値と魅力を高め、さらに、国内外へ発信していくことが重要である。

④ まちと共存し、活力を与える都市部の遺跡保護のモデルとなる史跡【集う・結ぶ】

約1,000年間も集落が継続したことは、この場所が平和で安定した社会を維持できる環境に恵まれていたことを示す。また、出土遺物からは、拠点集落として人や物や情報が集まるような場所であったことがうかがえる。このことから、史跡の価値や魅力を示すうえで、現代においても史跡を拠点として人が集い、結ばれ、まちの賑わいを生むような活用が望まれる。

また、都市部に良好に残された貴重な文化遺産である史跡下野谷遺跡は、都市部においてどのように遺跡を保存・活用していくかといった都市型の遺跡保護のモデルにふさわしい遺跡である。

⑤ 人やまちとともに成長し、人々の誇りとなる史跡【ともに育つ】

下野谷遺跡は、その第1次調査の契機から市民が主導するなど、これまでも調査・研究、活用のそれぞれの場面において市民が大きな役割を担ってきた。今後も、行政だけではなく、市民が積極的に保存、活用及び整備の場面に参加できる取組を行うとともに、その中で常に新たな価値や魅力が見出され増えていくことが重要である。人やまちとともに成長し、まちの誇りとなり、人々に愛される史跡となることが望まれる。

2 下野谷遺跡の保存、活用及び整備に関する基本的な考え方

史跡下野谷遺跡の将来像やコンセプトを踏まえ、保存、活用及び整備の3分野から実現に向け た取組を推進するに当たり、以下の保存、活用及び整備に関する基本的な考え方のもと、次章以 降でそれぞれの現状と検討項目を整理し、今後の方向性や方針、具体的な方法を示すこととする。

(1) 史跡の本質的価値を有する西集落(史跡部分及び指定候補地)の確実な保存 (第6章)

史跡下野谷遺跡の本質的価値は、集落全体の内容、規模、その持つ意味にあり、西集落全域を 確実に保存することが極めて重要である。

そのために、土地所有者等への史跡保護に対する理解を深めるよう努め、西集落全体の史跡地への指定とともに、公有地化を図り、確実に保存すること、またその価値を恒久的に維持・継承するため、保存・管理の方針を明確にする必要がある。

加えて、史跡の価値を補完する景観や西集落とともに双環状集落を構成する東集落といった周辺環境の保全についても検討する必要がある。

(2) 下野谷遺跡の価値や魅力を伝え、高める活用 (第7章)

学校教育や生涯学習での活用はもとより、下野谷遺跡の価値や魅力を広く社会に示し、その稀少性の理解について共有を図ることは重要である。また新たな価値を見出すために、引き続き調査・研究を進める必要がある。

また、下野谷遺跡は、地域の核としてまちの魅力を増進する可能性があり、地域活性化に資する地域資源として、遺跡を地域にかけがえのないものとして捉え、地域の連携を図る要として活用されることが期待される。

さらに、その魅力や価値を世界に向けて発信することで、人々やまちの誇りにつなげていくことが望まれる。

(3) 保存を前提とした活用促進に向けた整備 (第8章)

地下に保存されている遺跡については、その価値や魅力をわかりやすく示す必要がある。そのためには、保存を前提として、活用促進に資する整備を行う必要がある。その際、最も重要なことは、史跡の持つ本質的価値を損なうことなく、史跡であるからこそ味わえ、感じ、体験できる場所となるような整備を行うことである。

また、整備に当たっては、下野谷遺跡と周辺環境とを一体的に捉え、まちの魅力を増進する取組を検討する必要がある。

第6章 保存(保存管理)

1 保存の現状と検討項目

現状では、史跡地のほぼ全域に当たる約 12,500 ㎡を公有地化し、西東京市が管理団体として、 史跡地内の現状の維持、遺物・遺構の保護に当たっている。

【現状】

- ・ 史跡の本質的価値を継承するためには、西集落全体の保護が必要であるが、現状では史跡指 定地はその一部となっている。
- ・出土品や調査記録が分散して収蔵されており、一括した管理ができていない。
- ・調査資料の一部に、未整理・未報告のものがある。
- ・追加指定地など、現在の下野谷遺跡公園から離れた場所に所在するものがある。

【検討項目】

- ・西集落の構造等の把握はできているが、明確な範囲、詳細な内容を明らかにするために、引き続き調査が必要である。
- ・本質的価値の一つである双環状集落を西集落とともに構成する東集落に関しては、保存を視野に入れ、継続して試掘・確認調査などを行い、その全体的な様相を明らかにすることが望ましい。その際、学術上又は歴史上価値の高い遺構が確認された場合は、史跡としての指定を検討する必要がある。
- ・住宅地にあるため、管理状況が住民の日常生活に影響を与える可能性がある。

2 保存の方向性 *水とみどりに育まれた縄文のムラの保存と継承

(1) 本質的な価値を構成する要素の確実な保存

史跡下野谷遺跡の本質的価値を確実に保存するために、西集落全域の保存を目指して土地所有者等の史跡保護への理解を得られるように努め、追加指定並びに公有地化を図るとともに、史跡 地周辺地域も含めた地区区分を設定し、現状変更や保存に影響を及ぼす行為等(以下「現状変更 等」という)の取扱基準を作成する必要がある。

(2) 価値の保存のための調査・研究の推進・継続

① 保存・管理を目的とした調査の継続

史跡の確実な保存のためには、史跡の内容を確実に把握しなければならない。そのため、保存・ 管理を目的とした調査を継続して進めることが必要である。

② 調査・研究を推進し、新たな価値を見出す

国史跡とは、国の歴史や文化を知る上で重要な遺跡であり、史跡下野谷遺跡も国史跡として、 縄文文化をはじめとした歴史文化の解明に役立つことが求められる。そのため、市教育委員会は 主体的に継続した調査・研究や既存資料の再整理等を行うとともに、幅広く他の研究機関とも連 携を図り、縄文時代や人類史の新知見など、史跡の新たな価値を見出していくことが重要である。 さらに、それらの価値や魅力を広く発信することにより、史跡の価値が認知され、史跡を誇りと する意識の醸成が図られる。

③ 継続的な保存・管理のための施設の整備

調査・研究成果の発信、また、地域資源としての活用などの拠点としてだけでなく、史跡の継続的な保存・管理にも資する地域博物館等の施設の設置について検討する必要がある。

④ 出土品等の整理と適切な収蔵・保管

継続的な調査・研究のためには、出土品や既存資料の整理を進め、未報告のものに関しては適切に報告するとともに、出土品を適切に保存・管理するための収蔵システムや施設についても検討する必要がある。

(3) 周辺の文化財等との一体的な保存 ~「ふるさと西東京市」の意識と文化財の保護~

西東京市文化財保存・活用計画では、武蔵野台地を拓いて豊かな生活を目指し、努力や工夫を重ねてきた人々の多様な歴史文化を知り、そこから学ぶことによって、その魅力や価値を自らの地域の誇りとし、「ふるさと西東京市」という意識に支えられた豊かで安定した現在の暮らしを、より輝くものにしていく姿を示している。

また、史跡という歴史文化をつなぐ貴重な文化財をその単体としてのみではなく、地域の歴史、 文化、自然、景観等の様々な地域資源とともに、それを支える人などの周辺環境も含め一体的に 活用・整備し、新たな価値付けを行いつつ保存する方向性についても示している。

(4) 行政と市民の連携による保存・管理

史跡の価値を共有し、地域のかけがえのないものであるといった意識を持ち、地域住民の生活 と史跡が共存できるよう、史跡候補地内の土地所有者の理解を求めながら、行政と市民が連携し た保存・管理を進める必要がある。

3 保存・管理の方法

(1) 保存の基本方針

西集落(史跡指定地及び指定候補地)を確実に保護し、史跡の本質的価値を将来にわたり守り、 伝えるとともに、東集落並びに周辺の景観など史跡の本質的価値を補完する要素に関しても価値 を損なわない方策を検討するため、以下のとおり、地区区分を行い、それぞれの現状変更などの 取扱方針を示すとともに、関係者の史跡保護への理解が得られるよう努めていく。

(2)地区区分

史跡指定地内及びその周辺地域を地区区分し、それぞれの地区に応じた現状変更などの取扱方針を定め、保存・管理を進めることとする。

なお、図 34 に図示した地区区分の範囲や区分けは、例えばB区で追加指定の手続が整った土地は史跡指定地としてA区に変更されるなど、追加指定や遺跡の内容確認調査によって随時変更されるものである。

現状変更に関しては、文化財保護法にのっとり、史跡指定地内(A区)においては許可制として、原則として史跡の保存・活用を目的とする以外の現状変更は認めないこととする。ただし、 史跡整備や地域住民の生活の維持に関わることなどは、詳細な協議及び検討を要する部分がある。

また、下野谷遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地(B・C区)に関しては、届出制とする。西集落の範囲に当たる追加指定を目指す地区(B区)については、今後保護を要する範囲として公有地化を視野に入れ、土地所有者等の協力を仰ぎ、積極的に保護を進めるものとする。

なお、C区の一部にある東集落域については、西集落とともに双環状集落を構成することで史 跡の本質的な価値に関わることから、保存を視野に入れ、継続して試掘・確認調査などへの協力 を求め、その全体的な様相を明らかにすることが望ましい。その際、学術上又は歴史上価値の高 い発見があった場合には史跡としての指定を検討する必要がある。

さらに、周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺地域に関しても、遺跡の範囲確認のための調査協力を 求め、調査等の結果によっては、可能な限り現状保存に向けた協議と調整を求めていくほか、景 観の保全についても協力を求めていく。

なお、現在西集落の位置する下野谷遺跡の西半部の地域は、第 1 種低層住居専用地域に指定されているが、史跡の保護を考えると、これを維持することが望ましい。



図 34 地区区分

(3) 地区ごとの現状変更の取扱基準並びに開発等への対応基準

対象地区を以下のとおり区分し、それぞれの地区ごとの取扱基準を定める。

- A区 史跡指定地の範囲(西集落の一部)
- B区 今後保護を要する範囲(西集落の範囲のうちA区以外)→ 追加指定を目指す範囲
- C区 周知の埋蔵文化財包蔵地(東集落を含む。下野谷遺跡全体のうちA・B区以外)
- その他 周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接する周辺地域

① A区の現状変更の取扱基準

A区は、文化財保護法(第109条第1項)によって史跡に指定された地区である。

史跡の本質的価値を構成する要素である遺構・遺物・遺跡立地を確実に現状保存することを第一義とする地区であるため、原則として史跡の保存・活用を目的とするもの以外は現状変更を認ないこととする。ただし、既存の建造物の建替えや、公益性を有するガス、水道、電気設備などの地下埋設物や工作物、道路等に関しては、遺構に影響を与えない範囲で認める場合がある。

また、遺跡の保護を目的とし、内容の究明や整備のための発掘調査を必要に応じて実施するほか、史跡の価値を高める整備に関しては、本質的価値を損なわない範囲で積極的に推進する。

なお、現状変更等を行う場合は、文化財保護法第 125 条の規定により、文化庁長官あてに現状

変更許可申請を提出し、許可を得ることが必要である。ただし、文化財保護法施行令第5条第4項により、その一部は西東京市教育委員会に許可権限が移譲されている。

現状変更の許可申請区分等に関しては、表9に示す。

表 9 A区取扱方針

表 9 A区取扱方針			
項目		取扱方針	土地 所有
		・史跡の本質的価値を損なわない範囲で、積極的に価値の共有のための整備を進める。	771 13
		・整備に関係する要素の取扱方針は、以下に準ずる。	
史跡整備		・整備後に関しては、史跡の保存・活用に必要な維持の範囲で、 現状変更を認める。	
		・史跡範囲の拡大による再整備については、史跡の価値をより 高めるためのものとし、史跡の本質的価値を損なわないこと を第一義に検討する。	
土地の改	女変	・史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外は原 則として認めない。	
	電柱、柵、 説明板、遺 構等展示 物など	・新規工作物の設置に関しては、史跡の保存・管理、整備・活 用、防災に関わるもの以外に関しては原則認めない。	
工作物		・ただし小規模なもののうち、遺構に影響のないものに関して は認める。	民有地 公有地
工作物		・補修に関しては、維持管理上必要な場合、史跡に影響の少ない軽微なものに限り認める。	
		・除却に当たっては、遺構への影響が最小限にとどまるよう留意して行う。	
	住宅、物置など	・新築は、史跡の保存・管理、整備・活用に関わるもの以外に 関しては原則認めない。ただし、既設建築物と同範囲で、新 たに地下埋蔵物に影響を与えない範囲での新築は認める。	
建築物		・増改築は史跡の本質的な価値を損なわず、遺構に影響のない 範囲で認める。	
		・補修に関しては、維持管理上必要な場合、史跡に影響のない 範囲のものに限り認める。	
		・除却に当たっては、遺構への影響が最小限にとどまるよう留意して行う。	

項目		取扱方針	
道路	道路	・新設、拡幅は、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。・維持管理のための補修は、遺構に影響のない範囲のものに限り認める。	
埋設設備	電気、 給水、雨水 排水、汚水 など	・維持管理上必要な行為以外は認めない。・遺構への影響がある改修は認めない。・史跡整備に伴う移設は、遺構への影響が最低限となる範囲で検討する。	民有地公有地
植栽	高木、中低 木、地被な ど	 ・樹木の伐採、補植は、遺跡の価値を保全、又は高めるために必要なもの及び、維持管理上必要なもの以外は原則認めない。 ・根の伸張により遺構へ影響を与えるおそれがある樹木は、伐採を認める。 ・樹木の移植は、遺構へ影響を与えるおそれがあるものは認めない。 ・整備に際しては、本質的価値を有しないものに関しては除却を検討する。 	公有地

② B区の開発等への対応基準

B区は、西集落の範囲内であり、土地所有者等から史跡保護に対する理解を得るように努め、 今後史跡への追加指定を目指す地区である。

範囲確認調査や研究の進展により、現在集落範囲としてその性格が比較的明確な地区であり、原則として文化財保護法第 93 条・94 条による届出・通知の取扱いの範囲であるが、開発に対しては史跡指定地に準ずる重要地点として扱い、公有地化も含めた積極的な保存の措置を行う地区である。また、遺跡の内容の究明など保存を目的とした発掘調査を必要に応じて実施していく地区である。

表 10 B区取扱方針

項目	取扱方針	土地 所有
垻日	・所有者と調整を図りながら史跡指定を目指し、事案に応じて公有地化を図る。 ・特に崖線沿いの緑地に関しては、積極的に協議を行い、追加指定を目指す。 ・現状を維持する場合には、維持・管理に際して遺構を保存する協力を求める。	所有
宅地、道路、崖線など	・開発行為や宅地の改修、地下に影響を大きく与える行為等、 土木工事が計画された場合は文化財保護法第93条・94条に よる届出及び通知により遺構に対する影響について確認 し、協議を行う。 その上で必要に応じては、試掘・確認の発掘調査を行い、遺 構の状況と計画による影響の度合いを確認し、遺構に影響 のある場合は、所有者に計画の変更等保存に対する協力を 求める。その際、追加指定、公有地化も協議する。 ・史跡の本質的な価値を損なわない景観の保持に関する協力 を求める。 ・原則として遺構の確認のための発掘調査を実施するほか、 遺跡の内容究明のための発掘調査も必要に応じて実施す る。	民有地公有地

③ C区の開発等への対応基準

C区は、これまでの調査などで地下に埋蔵文化財が存在していると考えられ、文化財保護法の 規制などがかかる「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼ばれる区域であり、史跡の範囲の拡大の可能 性や重要遺構の有無を確認する地区である。

そのため、原則として、文化財保護法 93 条・94 条による届出・通知の取扱いの範囲であるが、開発においては、発掘等の実施について調整し、調査の結果に応じて所有者と保存のための協議を行い、遺跡の保護についての協力を求める地区である。特に、東集落に関しては、下野谷遺跡の特徴である双環状集落を構成する要素として、史跡である西集落の価値を継承するためには欠かせないものであるため、保存を視野に入れ、継続して試掘・確認調査などを行い、その全体的な様相を明らかにするとともに、史跡の本質的な価値に関わる学術上又は歴史上価値の高い発見のあった場合には、史跡としての指定を検討する必要がある。

また、史跡に隣接して予定されている計画道路の建設に関しては、史跡と共存し、価値を高めるものになるよう考慮して行う。

項目	取扱方針	土地 所有
宅地等 学 校 大 学 道路 崖線など	 ・開発行為や宅地の改修、地下に影響を大きく与える行為等、 土木工事が計画された場合は文化財保護法第93条・94条に よる届出及び通知により遺構に対する影響について確認 し、遺跡の保護を念頭に協議を行う。 そのうえで、必要に応じた試掘・確認の発掘調査を行い、重 要な遺構等の発見された場合には、所有者に計画の変更等 保存に対する協力を求める。 ・東集落域に関しては、学術上、特に積極的に保護について の協力を求める。 ・史跡の本質的な価値を損なわない景観の保全に関する協力 を求める。 ・史跡に隣接する計画道路に関しては、史跡と共存し、価値 を高めるものになるよう考慮して行う。 	民有地公有地

表 11 C区取扱方針

④ その他 遺跡の隣接地域等周辺地域への対応基準

遺跡(周知の埋蔵文化財包蔵地)の隣接地域に関しては、下野谷遺跡の範囲確認のための発掘 調査等の協力を得られるよう積極的に努めるほか、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応 じて行う地区である。その中で、重要な発見のあった場合には、所有者と保存のための協議を行 い、遺跡の保護を求めるものとする。

また、史跡を保護することを目的とし、史跡の立地する地形や景観等の保全について協力を求めていく地区である。

表 12 A区 (史跡指定地) 現状変更許可申請区分とその行為の内容

許可申記	請区分と関連法		行為の内容	想定される行為の例
文化庁	文化財保護法	下記以外の	・設置の日から50年を経過している建築物等の 増・改築および除却	・住宅の増・改築
			・既存の建築物の同範囲内での新たに史跡に影響 を及ぼさない、建築物の新築	・史跡整備に伴う工作物の設置
			・必要最小限度を超えて土地の形状変更を伴う行 為	・切土、盛土などを伴う土地改変
長官	第125条	行為	・現状の景観に大きな影響を及ぼす行為	・史跡整備のための植樹
I			・史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼ す行為	
			・発掘調査	・遺跡の保存目的の発掘調査
			・2年以内の期間を限って設置される小規模建築 物* ¹ の新築、増築・改築	・仮設プレハブ等の設置
		軽微な現状変更	・工作物(建築物を除く)の設置もしくは改修(設置から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴なわないもの)。	
西東	文化財保護 法施行令 第5条第4項		・既設道路の補修(土地の形状変更を伴わないも の)	・道路の舗装や修繕
京市			・史跡管理に必要な施設*2の設置、改修	・史跡の説明板、柵等の設置、 改修
教育委員会			・電柱、電線、ガス管、水管、下水管その他、これらに類する工作物の設置または改修(土地の形状変更が最小限度のやむをえない程度を超えないもの)	・既設のガス管、水道管の差しかえ
			・木竹の伐採	・景観に大きく影響を与えない 範囲での樹木等の伐採(伐根等 土地の改変を伴わないもの)
			・建築物等(設置から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴なわないもの)の除却。	・木道の改修
	文化財保護 法第125条 但し書き	維持の措置	・史跡がき損、衰亡している場合の復旧、その拡 大を防ぐ応急措置、復旧が困難な場合の除去等	
許可申請不要	文化財保護 法第125条 但し書き	非常災害の ために必要 な応急措置	・非常災害時、若しくはその発生が予測される場合に緊急的に取られる応急措置	・土砂崩れの土砂の除去 ・倒壊した工作物の除去 ・倒木等の伐採・除去 ・地下埋設管の緊急的措置
	文化則保護 注第195条	第125条 9 影響か軽	・日常的な維持管理	・日常的な枝の除去、剪定、草刈り等
			・既存建築物等物の維持管理(土地の改変を伴わ	• •
			ないもの) ・植栽の維持管理(土地の改変を伴わないもの)	・簡易な案内板の設置 ・資材等の仮置き

- *1 小規模建築物は、階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であって、建築面積 (増・改築では、増・改築後の面積) が $120\,\mathrm{m}^2$ 以下のものを指す。
- *2 文化財保護法第115条に規定されるもの

表 13 A区 (史跡指定地) における現状変更の内容別許可区分

項	目	取扱基準内容	備考	許可区分
建	新築	原則として現状変更を認めない。ただし、既設建造物と同範囲で新たに地下遺構に影響を与えないものにおいてのみ認めるものとする。		文化庁
	増築・改築	地下遺構への影響がなく、史跡の景観が配慮される場合、また史跡整備において史跡の	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
		価値が向上する計画において認めるものとする。	設置期間が2年を越えない小 規模なもの	市
築物	維持管理	日常的な管理、簡易的な補修(外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕、内装および 屋内諸設備の補修及び修繕)は許可を要しない。		不要
	₽△ +n	土地の形状変更を最小限度にとどめるかたちで認める。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
	除却	土地の形状変更を最小限度にとどめるかたちで認める。	建築から50年を経過していな い小規模なもの	市
	-n. =2	原則として現状変更を認めない。ただし、地下遺構への影響が配慮され、史跡の価値が	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
	設置	維持向上する計画において認めるものとする。	設置期間が2年を超えない小 規模なもの	市
	改修	地下遺構への影響がなく、史跡の景観が配慮される場合、また史跡整備において史跡の価値が向上する計画において認めるものとする。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
工作			設置期間が2年を越えない小 規模なもの	市
物	維持管理	日常的な管理、簡易的な補修(外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕、内装および 屋内諸設備の補修及び修繕)は許可を要しない。		不要
		土地の形状変更を最小限度にとどめるかたちで認める。	市の許可区分に合致しないも の	文化庁
	除却	土地の形状変更を最小限度にとどめるかたちで認める。	建築から50年を経過していな い小規模なもの	市
	植樹	新たな植樹は崖線の法面保護や植生復元、史跡整備に必要なものを除いて、遺構の保護上原則として認めない。必要な植樹に際しては、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡の価値が維持向上する計画において認める。		文化庁
植	植栽	低木や草花の植栽に関しては、地下遺構への影響がないものに関しては許可を要しない。		不要
樹 • 植	伐採	史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、地下遺構への影響が最小限となるよう 配慮した計画のみ認める		市
栽	抜根·整地	史跡整備に伴う抜根については、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡の価値が 維持向上する計画において認める。		文化庁
	日常管理	日常的な草刈等、土地の改変を伴わない植栽の維持管理については許可を要しない		不要
土地改変	地形の改変	史跡整備を含む文化財保護のための地形の変形を除き、地形の大幅な変更は原則認めない。(天地返し・盛土、整地など)		文化庁
	維持の措置	史跡がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定 当時の原状に復するとき、または、き損・衰亡の拡大を防止するための応急処置をとるとき は、許可を要しない。		不要

項	目	取扱基準内容	備考	許可区分
埋設設	新築·改修	原則として新築は認めない。公共・公益上必要な地下埋設物は、既設の差し替えなど、地 下遺構への影響が最小限となるよう配慮する。	規格・規模・位置の変更を伴う もの	文化庁
備等			規格・規模・位置の変更を伴わ ないもの	市
畑	営農	果樹・植木の植替えおよび広範囲にわたる植替えに伴う現状変更は、地下遺構に影響を	果樹・植木の植替えおよび広 範囲にわたる植替え	文化庁
744		与えないことを条件に認める。現在の状態を継続する限りは、許可を要しない。	現在の状態を維持するもの	不要
	移設•拡幅	原則として現状変更を認めない。ただし、地下遺構への影響が配慮され、史跡の価値が	土地の形状変更を伴うもの	文化庁
	TO BA DATE	維持向上する計画において認めるものとする。	土地の形状変更を伴わないもの	市
道	修繕•補修	公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、地下遺構に影響のないよう図った うえで、文化財としての価値の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。	土地の形状変更を伴うもの	文化庁
路	15 槽 1115		土地の形状変更を伴わないも の	市
	維持管理	日常的な管理、簡易的な補修(路面の表層打ち変え・補修、街灯などの清掃・保守点検)や破損・劣化による部分的な取り替えは、許可を要しない。		不要
	建築物の新築	史跡の整備に必要な建築物の設置に関しては、史跡の本質的価値を損なうことなく、遺構 に影響のないよう図ったうえで、史跡としての価値を高めるものに関しては認めるものとす る。		文化庁
	工作物の設置 伐採	史跡の整備に必要な工作物等の設置に関しては、史跡の本質的価値を損なうことなく、遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡としての価値を高めるものに関しては認めるものとする。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
史跡整備			設置期間が2年を越えない小 規模なもの	市
		史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、地下遺構への影響が最小限となるよう 配慮した計画のみ認める。		市
	抜根•整地	史跡整備に伴う抜根については、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡の価値が 維持向上する計画においてのみ認める。		文化庁
	法115条第1項 に定められた工 作物の設置	史跡標柱・説明板など跡整備に必要な設備の設置は、遺構に影響のないよう図ったうえで認める。		市

4 追加指定についての方針

史跡に隣接する、西集落を構成すると想定される範囲(B区)においては、これまで大規模な 開発が行われておらず、環状集落の一部が良好に保存されている。史跡の本質的価値を継承して いくためには西集落全域の保護が必要であり、B区については、今後保護を要する範囲として土 地所有者をはじめとする関係者の理解と協力のもと、同意を得ながら、適宜、史跡の追加指定の 手続を進めていく。

C区に関しては、文化財保護法 93 条・94 条に基づく対応を図るものとする。東集落の区域に関しては、史跡の本質的な価値に関わるものであることから、保存を視野に入れ、継続して試掘・確認調査などを行い、その全体的な様相を明らかにすることが望ましい。その際、学術上又は歴史上価値の高い発見のあった場合には、史跡としての追加指定を検討する必要がある。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺地域に関しては、調査に協力を求め、重要な発見のあった場合には、所有者と保存のための協議を行っていく。

5 史跡指定地の公有地化についての方針

史跡の保存、活用及び整備の観点から、将来的には史跡指定地全体を計画的に公有地化することが望ましく、今後の活用・整備の方向性を踏まえ、土地所有者をはじめとする関係者の理解を得ながら、追加指定と公有地化を図る必要がある。

6 史跡指定地の保存・管理における連携

史跡指定地の保存・管理では、関連する分野との連携・協力が重要であり、関連部署と施策内 容等について、調整・連携を図り、全庁的な取組を推進する必要がある。

また、取組を幅広く進めるためには、市民・地域・市民団体等との連携・協力を図ることは重要であり、市民活動団体を育成・支援する取組を検討する必要がある。

7 出土品の保存・管理

出土品の適切な維持・管理や継続的な調査・研究を進めるためには、現在分散して収蔵されている出土品や調査記録を一括管理することが重要であり、出土品のデータベースなどの管理システムの構築・収蔵施設の整備について、検討する必要がある。

8 史跡と周辺環境の一体的な保全

西東京市文化財保存・活用計画では、文化財の保存についての基本的な考え方として、地域の 文化財をその他周辺環境などと一体として捉え、保存・活用を進める方向性を掲げている。した がって、史跡の本質的価値に深く影響を与える石神井川やその崖線部の景観、また、双環状集落 を構成する東集落については、史跡と一体化した保全や活用を検討することが重要である。

第7章 活用

1 活用の現状と検討項目

活用については、以前から市民団体などが主体となって下野谷遺跡のパンフレットを作成したり、講演会を開催したりするなど、保存や普及に向けた活動が活発に行われており、そのことが、現在の下野谷遺跡公園の開園にもつながっている。下野谷遺跡公園の開園後も、行政と市民が連携して活用事業を活発に行い、その中で国史跡指定への気運が醸成されてきた。多方面にわたる活用とそれを担ってきた人々の存在は、史跡下野谷遺跡の貴重な価値の一つである。

一方で、さらなる活用を進めるためには、以下の検討を要する事項もあげられる。

【検討項目】

- ・史跡の解説や出土品の展示・保管施設が史跡の近くにあることが望ましい。
- ・史跡の魅力やアクセス方法などの情報を幅広く行う必要がある。
- ・団体見学の受入れのため、大型バスのアクセスを可能にすることや、駐車スペースを設け る必要がある。
- ・誰もが参加できるよう、史跡や展示施設をユニバーサルデザインとする必要がある。
- ・市民団体等の活動の拠点となる場所が必要である。
- ・まちのにぎわいに資する取組を展開していくことが重要である。
- ・史跡を核とした人や社会のネットワークの形成に資する取組が望まれる。

【現状での活用事例】

① 下野谷遺跡の普及イベント

毎年、春と秋に下野谷遺跡公園において普及イベントを開催している。特に、秋に開催する「縄文の森の秋まつり」は、地域の商店会、自治会、市民団体、ボランティア、学生などが運営スタッフとして参加し、火おこしや弓矢などの体験コーナー、ステージ演奏などを行っており、毎年多くの来場者が訪れるイベントである。

また、郷土資料室においても、市内の文化財の普及啓発事業の一環として下野谷遺跡や縄文時代をテーマとした講演会やワークショップなどの事業を実施している。

◆平成28年度の主なイベント

「縄文のムラで春風と遊ぼう! (平成28年5月)」、「親子縄文土器づくり体験教室(全3回7~8月)」、「文化財講演会 気候変動と縄文文化の変化(8月)」、「見て!さわって!作って!秋のワークショップフェス(9月)」、「縄文の森の秋まつり(10月)」、「VRで下野谷遺跡を大冒険!!(平成29年3月)」



縄文の森の秋まつり



植物からの糸作り体験 (縄文のムラで春風と遊ぼう!)

② 国史跡指定記念シンポジウム

下野谷遺跡の国史跡指定を記念して、これまで3回のシンポジ ウムを開催している。他自治体の協力を得ながら、下野谷遺跡の 普及啓発とともに、下野谷遺跡の今後を考える契機となるよう、 設定したテーマに基づく講演や活用事例紹介、講演者によるパネ ルディスカッションを行っている。

- ・第1回 縄文時代の大集落遺跡を探る・護る・活かす 代表的な縄文時代中期の遺跡の調査や活動事例を通し、考古 学的な意義や地域の宝としての活かし方を探る。
- ・第2回 森・海・山の縄文 「森」の集落下野谷遺跡に加え、海・山の恵みを受けた遺跡 を取り上げ、考古学的な意義や市民活動を考える。
- ・第3回 えっ!マメとエゴマでヘルシーライフ!? 縄文時代の植物利用と圧痕分析の成果発表および、市民協働 研究について考える。



第1回シンポジウム会場



第2回シンポジウム展示コーナー



第3回シンポジウムの様子

③ 下野谷遺跡デジタルコンテンツ

下野谷遺跡の価値と魅力をわかりやすく伝えるため、当時のム ラの中にいるようなVR (バーチャル・リアリティ)映像や、縄 文時代のくらしの解説・クイズなどにより楽しみながら学ぶこと ができる「VR下野谷縄文ミュージアム」を制作している。

タブレット 50 台は学校教育現場や生涯学習、イベントなどで 活用している。

また、スマートフォン用アプリの無料配信を行っている。



学校教育現場での使用風景

◆ V R 下野谷縄文ミュージアムの構成



映像パート 「下野谷遺跡とは何か?」を丁寧にひもといた映像です。 中にはCGも多く使用されています。



- ■フルバージョン(約12分)
- ■チャプターバージョン

(映像を8つのパートにわけたもの)



イベントでの使用風景



タブレット使用イメージ

V R パート 縄文時代のしたのやムラをVRで再現したパートです。

- V Rジャンプ
- ットに刺激を与えコンテンツを起動
- V Rパノラマビュー ⇒タブレットを持ち、その場で回ってもらい360°風景を 楽しむことができます
- C Gムービー
- ⇒画面は固定した状態で、ループで映像が流れます。
- もっと知りたい⇒さらに楽しみたい方に向けた
- · 360° V R
- 様々なお楽しみコンテンツです

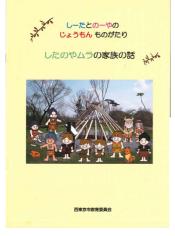
④ 下野谷遺跡のキャラクターの活用

下野谷遺跡を幅広い年齢層に普及させていくため、公式キャラ クター「したのやムラの『しーた』と『の一や』」を活用している。

狩りの練習をしている男の子「しーた」と、土器づくりの勉強を始めた女の子「のーや」は、今から 4,500 年前の「したのやムラ」に仲間と一緒に暮らしていた設定で、各種媒体に登場している。



したのやムラの「しーた」と「の一や」 ©T&K/西東京市





「しーた」と「の一や」使用例

写真左:下野谷遺跡副読本「しーたとの一やの

じょうもんものがたり」

写真上:下野谷遺跡紹介アニメ「したのや遺

跡縄文物語」より

写真右:広報西東京(平成29年1月1号)



⑤ 学校教育との連携

次代を担う世代に下野谷遺跡の価値を伝えていくため、下野谷遺跡からの出土品を展示している郷土資料室への団体見学受け入れや、市内小中学校での総合的な学習の時間や社会科(歴史)等の出前授業や遺跡見学などを積極的に行うとともに、学校教育の現場と連携し、下野谷遺跡を生きた教材として活用するための取組を行っている。

郷土資料室での授業の様子

◆市立中学校での「下野谷遺跡出前授業」

市内の市立中学校全9校の1年生を対象に、下野谷遺跡出前授業を実施している。

パワーポイントでの下野谷遺跡についての説明や、「VR下野谷縄文ミュージアム」によるVR体験、また実際に下野谷遺跡から出土した本物の土器に触れる体験により、自分たちの住んでいるまちに、未来に残すべき貴重な文化遺産「国史跡下野谷遺跡」があることを知る機会となって



中学校出前授業の様子



本物の土器を見る様子

◆副読本での学習

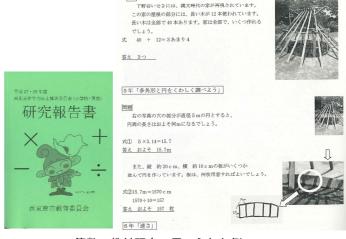
小学校3、4年生が使用する副読本『わたしたちの西東京市』に下野谷遺跡のページを設け、 地域の大切な歴史文化としての意識が根付くよう、授業などに活用している。

◆地域の宝を英語で発信

市立中学校2年生の英語でふるさとをPRする ための学習に下野谷遺跡を活用している。

◆歴史や自然学習以外の分野での活用

算数の学習に下野谷遺跡を活用するなど、 多方面で学習の題材として下野谷遺跡を利 用する試みを行っている。



4年「わり算のしかたを考えよう (1)」

算数の教材研究で用いられた例

コラム

東伏見小学校での取組

史跡に近接する東伏見小学校では、下野谷遺跡の特別授業 や郷土クラブの新設、児童による「東伏見歴史館」開設のほ か、運動会や展覧会などの学校行事において下野谷遺跡を題 材とした作品作りや発表を行うことにより、児童だけではな く保護者や地域への普及啓発を図る取組を行っている。



運動会の全校ダンス(したのや縄文体操)



下野谷遺跡公園での特別授業の様子



収蔵庫を整理して開設した 東伏見歴史館



展覧会で6年生が製作した土器の展示

⑥ 地域との連携

地域では、地元商店会が市のイベントに参加することに加えて、地元商店会主催事業においても地域の文化遺産として下野谷遺跡が紹介されており、地域から下野谷遺跡を応援する取組が行われている。また、下野谷遺跡の普及啓発のために地域団体が考案した「したのや縄文体操」は、市や商店会イベント、地元小学校で活用されている。



地域イベントで披露されたしたのや縄文体操



地域イベントでの紹介

オリジナルグッズ & スイーツ ガイド



縄文の森の秋まつりでの出店



東伏見駅のイルミネーション

コラム

地域資源としての活用(下野谷遺跡関連商品の開発・販売)

下野谷遺跡の普及と地域振興を目的として、地域の商店会等の協力のもと市内の商店が、縄文時代や下野谷遺跡キャラクター「したのやムラの『しーた』と『の一や』」など下野谷遺跡をモチーフとした商品を開発し、販売を開始している。これらの商品を市のイベントで市が紹介するなど、地域と市とが連携し、地域資源として下野谷遺跡を活用する取組を行っている。



市内商店が開発・販売している商品を紹介したパンフレット

東伏見駅周辺への縄文モニュメントの設置

下野谷遺跡を活用して地域の魅力向上や新たな賑わいの創出を図るため、東伏見駅周辺から下野谷遺跡までの間に、まちのシンボルとして、出土した縄文土器や下野谷遺跡キャラクターのモニュメントを設置している。南口駅前広場内のモニュメント台座では、遺跡の概要やアクセスを表示しているほか、内蔵している音声ガイド装置により遺跡を解説するものとなっている。

⑦ 市民と協働した取組や事業

普及啓発事業においては、地元商店会や市民団体、学校等の様々な主体との連携した取組を行っているほか、大学・研究者や市民団体と市とが協力し、下野谷遺跡から出土した土器を研究材料として最新の分析を行うなど、新たな価値や魅力を見出すための調査・研究面における取組を行っている。

コラム

研究者・市民が協働で行う最新の縄文時代研究

平成25年から、下野谷遺跡の土器に残る植物などの圧痕を探し分析する活動を、専門の研究者、考古学を学ぶ学生、市民活動団体、行政担当者などで構成された合同研究チームを立ち上げ継続して行っている。下野谷遺跡での植物利用にとどまらず、縄文時代の有用植物の栽培化などの最新の研究テーマの解明に市民も直接関わることで、遺跡への愛着を深める機会となっている。



市民を含む合同研究チームによる調査

⑧ 生涯学習に関わる取組

公民館や高齢者大学・市民団体主催で、下野谷遺跡に関わる成人向け講座が開講されている。 その取組の中から下野谷遺跡や縄文時代を学ぶ自主サークルが生まれ、下野谷遺跡公園でのイベント「縄文の森の秋まつり」などの場でも遺跡の普及などの活動をしている。

9 大学との連携

下野谷遺跡の発掘調査や出土遺物の整理には、考古学を学ぶ大学生が参加しており、実際の調査・研究の現場を体験する機会となっている。また、縄文の森の秋まつりやシンポジウムなどの普及イベントでは、毎年多くの大学生が体験コーナーや遺跡解説などに運営側として参画し、研究や学びの場となっている。



縄文の森の秋まつり(火おこし)

⑩ 市内関連施設との連携

市域に所在する多摩六都科学館とは、ワークショップや企画展示、 プラネタリウムを活用した講演会などのほか、プラネタリウム番組 において、下野谷遺跡デジタルコンテンツを活用したプログラム「縄 文人が見た星空」を上映するなど、連携事業を実施している。

また、史跡としての指定時などには、駅前商業施設における企画 展示や懸垂幕掲示の協力を得ることで、広く周知を図っている。



「縄文人が見た星空」チラシ

① 関連自治体との連携による事業の実施

他の自治体の縄文時代遺跡担当者などを招き、シンポジウムや 講演会を開催したり、また市の担当者が他の自治体に招聘され講 演を行うなど、遺跡を要とした交流を行っている。

例えば、西東京市の友好都市である山梨県北杜市には、数多くの縄文時代の遺跡があることから、交流事業として北杜市に所在する遺跡の発掘体験事業を実施した。同時代の他の遺跡を知ることにより、改めて下野谷遺跡の価値や魅力を発見する機会となる。



北杜市での発掘体験

① 西東京市郷土資料室での出土品等の展示

西東京市郷土資料室は、市内の郷土資料(考古資料・歴史資料・民具・民俗資料)を収集・保管・保存・展示するための施設であり、5つの展示室で資料を公開している。このうち、展示室2を「南関東で最大級の縄文集落 国史跡下野谷遺跡を知る部屋」として、下野谷遺跡から出土した石器や土器を常設展示し、本物の遺物のもつ魅力を感じ、学ぶことができる場としている。また、下野谷遺跡関連のワークショップ等のイベントや、土器などを携えた市域の各地域へのアウトリーチ活動を行っている。



展示室2での土器等の展示

(13) 活用に向けた出土品の管理(データベースの作成)

現状では出土品が複数箇所に分かれて収蔵されていることから、出土品の管理と資料を見学、 利用するためのデータベースを作成している。

14 情報発信

主に市の広報やホームページで広域的な情報発信を行っている。グローバル化に対応するため、 平成28年度にはホームページの下野谷遺跡の解説を多言語化(英語、韓国語、中国語(繁体字・ 簡体字)) し、世界に向けて発信している。

また、パンフレットやリーフレット を作成し、遺跡の普及に努めているほ か、イベントなどにあわせて下野谷遺 跡のキャラクターやモチーフをあしら った啓発用品を作成するなど、多くの 人の目にふれる機会を設ける工夫をし、 情報発信に努めている。

さらに、外部の縄文サイトなど、市 以外のツールからの情報発信について も連携を図っている。

Welcome! Here you will find information about the Shitanoya site, a national Japanese treasure. We await your visit!



The Shitanoya site is the sites of the settlement in the Jomon period, 5,000 to 4,000 years ago. This site was designated as a ational historic site on March 10, 2015 and is one of the largest archeological sites of a Middle Jomon period settlement in southern Kanto region.

Higashi-Fushimi in Nishitokyo City is only 30 minutes by train from Shinjuku that is one district in the heart of the Tokyo

etropolis. An ancient romance sleeps at the foot of the city.





多言語版ホームページ (英語)

(15) 図書館ホームページでの下野谷遺跡関連資料等の紹介

西東京市図書館では、西東京市、東京都及び他市区町村、周辺・関連地域に関する歴史資料、 行政資料を地域・行政資料として保存し、提供している。

下野谷遺跡に関しては、これまでの発掘調査報告書やパンフレットなどが地域・行政資料とし て保存・提供されており、図書館ホームページでは「下野谷遺跡関連資料等の紹介」として項目 を設けて資料一覧を紹介するなど、積極的な情報提供を行っている。

(16) 中学生によるまちづくりワークショップ

西東京市文化財保存・活用計画の策定に当たり、中学生による縄文遺跡を活用したまちづくり ワークショップを実施するとともに、その成果の発表会を開催した。その際に発案された「縄文 給食」などのアイデアは実施にうつされている。

また、本計画策定においても、下野谷遺跡と周辺の

縄文遺跡をめぐるバス ツアーと意見交換のワ ークショップを実施し、 市の未来を担う中学生 のアイデアを募集した。



中学生によるまちづくり 発表の様子



実施された縄文給食(クリやきのこ、マスな どの食材を使用した給食)

2 活用の方向性

下野谷遺跡については、このようにこれまでも様々な分野において活用を進めてきており、このことを発展的に継続していくことが重要である。さらに、今後、史跡を保護していくために、調査・研究やその成果についての情報発信、学校教育・生涯学習への活用、市民・市民活動団体との協働事業、市内事業者等との連携など、史跡の価値をより高めるための取組が重要である。また、都市部にある遺跡の魅力をいかした活用を検討する必要がある。

縄文から未来へ したのやから世界へ



学校教育や生涯学習での史跡の活用



◆文化財活用の拠点としての下野谷遺跡

1



~つなげる~



3

~集う・結ぶ~

- まちのにぎわいを創出 する取組
- ●周囲の地域資源と一体 化した遺跡活用





- ●調査・研究の推進
- ・史跡下野谷遺跡の価値と魅力の周知と発信

2

~広げる~





4





市民と協働した取組や事業の実施



- •他自治体との連携強化
- 遺跡を核とした新たな コミュニティの創出

3 活用の方法 *縄文の知恵を学び、現代や未来に活かし世界に発信する

下野谷遺跡の本質的価値の一つである「双環状の拠点集落」の特徴は、多世代の人々が居住し、また、広域的なネットワークにより関係性が創られてより多くの人々が集い、結ばれていくことで集落が安定して営まれる点にもある。そこから今後の下野谷遺跡の活用のコンセプトを「つなげる」「広げる」「集う・結ぶ」「ともに育つ」とする。

下野谷遺跡の現地での活用事業のほか、下野谷遺跡の研究成果の発信などを継続するとともに、 縄文のムラや縄文の知恵を体感・体験できる史跡整備や、市民、地元関係団体、他自治体等との 連携の強化などにより、さらなる効果的な活用を図ることを検討する。

また、活用の拠点となるような施設の設置についても検討する。

活用の柱 1 「つなげる」

(1) 学校教育や生涯学習での史跡の活用

- ・次世代へ継承していくためには、学校教育との連携は極めて重要であり、学校との連携を図り、授業に活用しやすい資料や場を提供するとともに、子どもたちが自主的に課題を見出し、 それを追求できるような仕組みを検討する。
- ・幅広い世代に史跡の周知を図るため、生涯学習への資料の提供や、現地で体感・体験できる 整備を検討するとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。
- ・庁内や他の機関と連携し、歴史や自然教育だけでなく様々な分野での史跡の活用を推進する。

(2) 文化財活用の拠点としての下野谷遺跡

- ・西東京市文化財保存・活用計画に基づき、市内の文化財の保存・活用のモデル的な位置付け として、重点的な取組を行う。
- ・縄文文化が、歴史文化の基層として現代につながる連続性をもっていることを理解・体験する機会づくりを行う。
- ・上記の拠点となる地域博物館等の設置について検討する。

活用の柱2 「広げる」

(1)調査・研究の推進

- ・活用に資する新たな価値や魅力を見出すための調査・研究を積極的に進めることを検討する。
- ・調査・研究に専門家だけでなく市民も関わることにより、市民参画型の調査・研究を進め、 遺跡をより自らに近いものと感じることによる、保護意識の向上に努める。
- ・縄文時代研究の課題に応える集落遺跡として、国内外に調査・研究の素材を提供し、縄文時 代の魅力を発信する。

(2) 史跡下野谷遺跡の価値と魅力の周知と発信

- ・遺跡を知り、その重要性の理解を深めるための普及啓発を推進する。
- ・デジタルコンテンツ等を積極的に活用し、遺跡の魅力の周知を図っていく。
- ・縄文文化・下野谷遺跡の情報発信の源であり、日本文化の基層を学び、発信するセンターを 目指すものとする。
- ・研究者等と連携を図り、グローバル化に即した情報発信を行い、下野谷遺跡の価値や魅力を 世界に向けて発信していく。

活用の柱3 「集う・結ぶ」

(1) まちのにぎわいを創出する取組

- ・近年、文化財を地域の資源に位置づけ、地域の賑わいの創出や誇りを持てる魅力として活か すことが求められている。
- ・まちづくりや地域の魅力として下野谷遺跡を活用した取組を進めるためには、関連する組織 や機関、団体との調整・連携が必要である。
- ・庁内組織に加えて、市内事業者や商店会等と連携し、様々な視点での地域活性化の仕組みの 構築を検討し、下野谷遺跡を核としてまちの魅力を増進し、地域活性化に資する活用を目指 す必要がある。
- ・地域にとってかけがえのないものとして捉え、地域の連携協力の気運を醸成する。

(2) 周囲の地域資源と一体化した遺跡活用

- ・史跡の周辺地域には、アクセスの入り口となる西武新宿線東伏見駅、駅周辺の商店街、文教 地区を形成する早稲田大学と市立東伏見小学校、豊かなみどりと水の景観をもつ練馬区立武 蔵関公園と石神井川、都立東伏見公園などがある。
- ・史跡の対岸には、市域では唯一中世の遺構が見つかっている下柳沢遺跡があるほか、武蔵関 公園を挟んだ東側の台地上には、練馬区の富士見池遺跡群が広がっている。また、西側の低 地を挟んだ台地上には東伏見稲荷神社がある。
- ・上記のような恵まれた歴史、文化、自然、社会の地域資源を活かしたまちづくりや地域活性 化の仕組みの構築を検討し、まちのにぎわいの創出に資する取組が望まれる。
- ・地域の資源を結ぶ活用とそのための整備について検討する。
- ・こういった多様な地域資源が近接して存在すること、それを活かすことのできる人材が周囲 に多く存在することも都市部にある遺跡の優位な点の一つとして捉え、都市部の遺跡活用の モデルケースとして示していくことが重要である。

① 周囲の地域資源の状況

ア) 都立東伏見公園

- ・起伏のある広い芝生の公園で、開放的で多目的に使われている。
- ・高台からは周辺の景色が良く見え、史跡下野谷遺跡の 周辺地形を読み取ることができる。

イ) 石神井川沿いの歩道

- ・歩道が川の両岸とも整備されており市民の散歩コース になっている。
- ・歩道から史跡の北側の斜面が見え、水場の上の高台に 集落が立地していることが理解できる。
- ・川の流れには水鳥も飛来し練馬区立武蔵関公園の池と 共に野鳥観察の場となっている。





ウ) 下野谷遺跡公園

・下野谷遺跡の一部を地下に埋蔵保存した公園であり、史跡指定地である。

工)練馬区立武蔵関公園

- ・細長い池の周辺に緑地を配した静かな自然景観を楽しむことができる公園である。
- バードウォッチングの拠点になっている。





カワセミを撮影するカメラマン達



池周辺の散策路

オ) 桜並木通り

・練馬区立武蔵関公園から武蔵関駅に通じる川沿い(線路沿い)に桜並木がある。

② 東伏見駅周辺

東伏見駅前から南の青梅街道に通じる早大グランド通りを通り、早稲田大学のグラウンドの横 を抜けて東西に流れる石神井川を渡り、段丘上に上ると史跡下野谷遺跡に至る。







文教地区に隣接した史跡下野谷遺跡



早稲田大学グラウンドの間を抜ける道



石神井川を渡り段丘上に史跡下野谷遺跡



駅前の鳥居



線路沿いの商店



東伏見稲荷参道入口鳥居



東伏見稲荷参道

③ 西武柳沢駅周辺

西武柳沢駅南側にはロータリーがあり、柳沢公民館・図書館がある。駅の南北には身近な商業施設の集積があり、線路南側を東に抜けると都立東伏見公園及び東伏見稲荷神社に至る。



西武柳沢駅南口



柳沢図書館・公民館



線路沿い商店

④ 史跡下野谷遺跡を活かす周辺環境との関連

ア) 東伏見駅から史跡へ

東伏見駅の周辺には身近な商業機能の集積があり、ここを史跡下野谷遺跡の回遊起点として 早大グランド通りを抜けて史跡に至るルートをたどると史跡下野谷遺跡が石神井川より高い段 丘上にあるといった立地が理解できる。

こうしたルートには史跡へ人の流れを誘導するための案内板や説明板の設置が望ましい。 また、史跡のキャラクターを用いた商品の開発を進めるなどし、史跡の価値をまちの豊かさ に繋げることを検討する。

イ) 文教地区に隣接する史跡

駅周辺は商業地域として賑わいを感じる町並みが形成されている一方、早稲田大学のキャンパスがあり、落ち着いた文教地区を形成している。早稲田大学は下野谷遺跡の調査も実施しており、今後、大学との連携を図り活用を進めることが重要である。

ウ) 石神井川との関連

史跡下野谷遺跡は、水場としての石神井川と、開けた台地上の平坦部を立地条件としている と考えられている。周辺のまちづくりのコンセプトにも「水とみどり」への視点が盛り込まれ ており、石神井川とその崖線や隣接する公園の緑を活用することが重要である。

エ) 周辺の文化財、自然との関連

周辺には、東伏見稲荷神社をはじめとした文化財、都立東伏見公園、練馬区立武蔵関公園など豊かな文化と自然に恵まれている。これらを一体として活かすことを検討する。

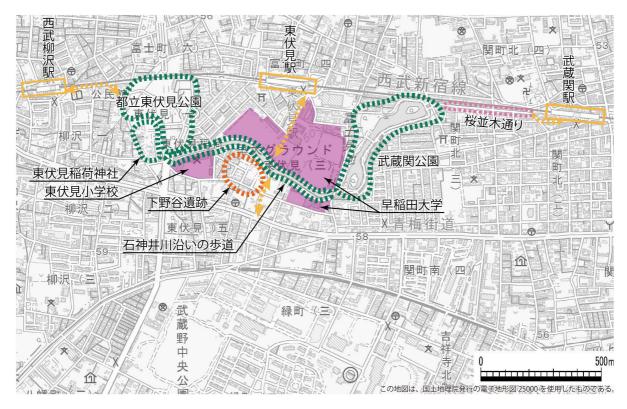


図 35 下野谷遺跡周辺

活用の柱4 「ともに育つ」

(1) 市民と協働した取組や事業の実施

- ・地域の様々な主体との連携や市民参画、市民協働により、貴重な地域資源として市民に還元 される活用を推進することが重要である。
- ・より市民が参加しやすい事業や仕組みを検討する必要がある。
- ・市民活動団体との協働による研究等を推進する。
- ・史跡に幅広い年代が興味を抱くような場の設置を検討し、世代を超えた知識・知恵の継承の 場を目指す。

(2) 他自治体との連携強化

- ・シンポジウムや普及体験事業など、近隣の自治体や全国の同時代の遺跡を有する他自治体と 連携した活用事業を実施していく。
- ・縄文集落遺跡、石神井川流域遺跡、圧痕分析等をテーマにした研究連携など、様々なネット ワークを構築し、他自治体との縄文時代の情報交流を行い、縄文文化研究のキーステーショ ンとなることを目指す。
- ・市民交流等を積極的に行い、市民への還元を行いながら、下野谷遺跡の魅力とともに西東京 市の魅力も発信する。

(3) 史跡を核とした新たなコミュニティの創出

- ・人々が史跡を核としてつながりを持ち、史跡が新たなコミュニティの場となることを目指す。
- ・人と人との関係性が多様化したとされる都市部において、史跡が核となって新たなコミュニティの創出につながり、遺跡の新たな役割を示す都市部での遺跡保護のモデルとなるような 史跡を目指す。

第8章 整備

1 整備の現状と検討項目

史跡整備は、史跡の本質的価値を守りながら、誰にとっても史跡の価値がわかりやすく伝えられ、その魅力を感じられる史跡の活用に資する姿を目指すことが望ましい。史跡の本質的価値(第 4章)を確実に未来に継承し(第 6 章)、より魅力的なものへ高めるため(第 7 章)には、史跡をその周辺環境や史跡を支える人や情報なども含めて整備する必要がある。現在、史跡指定地の一部は下野谷遺跡公園として整備されており、その他の部分は未整備地と道路、集会所等である。

【現状】

- ・平成19年度に下野谷遺跡公園を開園している。
- ・平成27年度に公園の東西の土地を取得し、開放している。
- ・生活空間、都立東伏見公園、石神井川沿い歩道と一体的な利用がなされている。
- ・都心からアクセスが良い (新宿から鉄道で約30分の距離にある縄文遺跡)。

【検討項目】

- ○価値や魅力を広げ、未来に継承する活用に関するもの
 - ・遺跡に関する解説等の情報を充実し、理解を深められる表示が必要である。
 - ・発掘調査成果にもとづく復元模型や遺構表示などにより、当時の様子をわかりやすく示す設備を検討する。
 - ・縄文集落の立地や植生などから当時の環境を感じることができる整備を検討する。
 - ・史跡近辺に出土品等を見学できる施設が必要である。
- ○「集い」「結び」「広げる」活用に関するもの
 - ・史跡の現況が公園、遺跡用地、市道等となっているため、一体的に整備して活用することが 望まれる。
 - ・バリアフリー対応や日陰・ベンチの設置などにより、多くの人が利用できる整備が必要である。
 - ・活動や連携の拠点となる施設や体制の整備を検討する。
 - ・駐車場等の設備の整備を検討する。
- ○調査・研究の推進に関するもの
 - ・調査・研究に必要な施設の設置を検討する。
- ○その他、整備に関するもの
- ・保護を進める西集落の約半分が民有地であり、地権者の理解を得るよう努めるとともに、西 集落全域の保存及び効果的な活用・整備に向けて公有地化を進める必要がある。
- ・史跡は住宅地の中にあるため、住民の日常生活に十分に配慮して整備を進める必要がある。

2 整備の方向性

史跡内の整備に当たっては、下野谷遺跡の価値と魅力をわかりすく広げるため、縄文時代のムラや、そこでの生活・文化・知恵を「体感」「体験」「体得」することができる遺跡を主体とした 史跡整備を行い、第7章に掲げた活用に資するものとする。

史跡指定地外の整備では、街の他の要素と一体化させ、史跡の価値を複合的に高めることが望ましい。練馬区立武蔵関公園や都立東伏見公園、東伏見稲荷神社、早稲田大学、駅前商店街などを結び、自然を感じるスポット、歴史を感じるスポット、憩いと健康スポット、情報発信スポットなどそれぞれの特色を活かした魅力ある場を作り、相互に連携を図ることが求められる。

そのための方向性を以下に述べる。

(1) 史跡の本質的価値を伝える整備の姿

① 埋蔵文化財の保護を優先した整備

史跡に包蔵されている遺構や遺物などの埋蔵文化財を保存することを第一義として史跡整備を 行うため、遺構の表示等に当たっては遺構を損なうことがないよう盛土等の保護策を講じる必要 がある。

② 遺跡の立地、縄文的な景観を「体感」する整備

「水とみどり」に恵まれた縄文的な景観と、水場を望む高台という縄文集落の典型的な立地と を保護し、魅力的に見せる整備を行うとともに、遺跡の大きさや内容を示す説明板や復元模型、 遺構表示などにより、東集落を含めた下野谷遺跡が全体的に理解できる設備等の設置を検討する。

③ ムラでの暮らしを「体験」する整備

下野谷遺跡の理解を深めるため、土器づくり、糸づくり等の体験学習などの活動ができるようにするとともに、景観を復元する植栽には縄文時代の有用植物を植え、体験学習の道具や食の材料にするなど、縄文時代のムラの暮らしを体験できる場の整備を検討する。

④ みんなで育て、縄文の知恵を「体得」する整備

調査や活用事業を市民や市民活動団体等と共に進めてきたように、整備に際しても検討段階から市民参加により進め、市民とともに史跡の魅力を具現化する。また、常に人々の集える場とし、世代を超えた交流などが生まれる場とできるよう検討する。体験学習や普及事業の中で縄文時代の知恵とともに現代に伝わる知恵も体得し、未来に繋げていくことが望ましい。

人々が安心して集い語らうことのできる便益施設、日陰となるような木陰やベンチ、またバリアフリーに配慮した設備の整備を検討する。

(2) 段階的で面的な整備

史跡下野谷遺跡の本質的価値は、縄文時代中期の安定した集落が全域保存されている点にある。 その価値を継承するためには、縄文人が安心して暮らし、いつまでも住みたいと思った場所を保存し、現代も人々が集う公共の場として整備し、活用に資することが望ましい。そのためには、 地域住民や土地所有者の方々から保護への理解を得て、整備を進める必要がある。

これには長期的な展望が必要となることから、整備は段階的に行う必要がある。第一段階では、現状で面的な整備が可能な、現在の下野谷遺跡公園とその両隣の土地を一体的に取り扱い、史跡の保存と効果的な活用とを目的とした、史跡としての整備を進めることが望ましい。

一方、現在の遺跡公園から離れた史跡指定地に関しては、史跡指定地として保護を第一義として維持管理を行うとともに、周知看板や植栽により史跡指定地であることを明示し、保護について地域の理解を得ることが重要である。

(3) 住民生活に配慮した整備

史跡は都市部の住宅街に位置することから、周辺住民の生活環境や安全性、利便性に十分配慮する必要がある。史跡が住民生活と共存でき、史跡によってより豊かな住環境が整うような整備を行う必要がある。

(4) 歴史・文化を活かしたまちづくりに資する整備

史跡周辺の様々な文化財を、史跡と相互に関連のある一定のまとまりとして捉えるとともに、 周辺の自然環境等を地域の歴史文化を伝える要素として、文化財と一体となった価値をなすもの と捉え、歴史文化を活かしたまちづくりに資する整備を行うことが重要である。

(5) 新たな保存・活用拠点の設置検討

① 市民の意識啓発

現在、郷土資料室では、資料の収集や保管・展示、教育普及等の活動を通して、本市の歴史や 文化等について、誰もが幅広く理解できるように支援している。常設展示では、国史跡となった 下野谷遺跡の発掘調査により出土した埋蔵文化財をはじめとした収蔵資料を十分活用し、本市の 歴史文化に関する展示を行い、より多くの市民や子どもの文化財に関する興味を喚起し、理解を 深め、意識啓発を図ることとしている。

今後は、次の②で示すような施設の設置を検討することが必要であるが、当面は既存の郷土資料室の充実を図り、市の歴史文化に対する市民の理解を深め、史跡保護への意識啓発を継続して行っていくことが望まれる。

② 総合的で専門的な拠点の設置

史跡の価値や魅力をわかりやすく示し、理解を深めていくためには、史跡現地での「体感」「体験」「体得」と併せて、縄文時代や下野谷遺跡に関する解説や実際の出土品の展示などを行うことが必要である。このことから、史跡の面的な整備のほか、史跡の近隣に遺跡の解説や出土品を展示する施設の設置について検討を進める。

なお、「西東京市文化財保存・活用計画」では、下野谷遺跡を市の文化財の保存・活用のモデル 的な位置付けとして重点的に取り組むこととしており、下野谷遺跡の周知や理解の促進をとおし て市内の文化財の保存・活用に繋げていくことが求められている。

このことから、施設の検討に当たっては、同計画の施策の方向で位置付けている新たな保存・ 活用拠点としての地域博物館や、市が保有する文化財、民俗資料等の保管場所の確保のための収 蔵施設について、併せて設置の検討を進める。

(6) 関係する庁内部署・行政機関・各種団体との連携

学校教育や生涯学習に加えて、地域の魅力として史跡を活用した取組を進めるために、関連する組織や機関、団体との調整・連携が必要である。

特に整備に関しては石神井川との関係性を考慮した周辺環境一帯の景観を含め、一体的な整備 や活用を進めることが重要であり、庁内の関係部署、国・東京都と調整・連携を密に図る必要が ある。

(7)史跡が結ぶネットワークの整備

史跡のハード面の整備とともに、遺跡、人、情報などをつなぐネットワークの構築といったソフト面の整備も進めていく。

周辺地域の自治会、商店会との連携やボランティア、遺跡保護を応援する団体の育成と支援、 大学などの研究機関等や他の縄文遺跡等との研究・活用の連携等、史跡が結ぶ幅広いネットワークを整備する。

3 整備の方法

整備に当たっては、整備の現状や方向性を踏まえ、西集落全域の整備を長期的な視野に置き、追加指定及び公有地化を並行しながら、段階的に進めていく必要がある。

短期的には、既存の下野谷遺跡公園を含む史跡指定地の一体的な史跡整備を進める必要があり、 具体的には、史跡指定地内の整備と、地域博物館の設置などの史跡指定地外の整備に分けて検討 する必要がある。

(1) 史跡指定地の整備

① 長期的な整備のイメージ(案)

長期的には、西集落の全域を一体的に整備し、環状集落と自然と共生する縄文的な景観が体感・ 体験できるようにすることが望ましく、整備地のゾーニングは以下のとおりに考えられる。

- ア) 遺構復元エリア<集落復元エリア> (史跡内) 遺構の各種復元表示、史跡標柱、解説用工作物、案内板、説明板、 体験広場、いこいの広場 など
- イ) バッファーゾーン< 史跡指定地と住宅地など周辺地との緩衝地帯> (史跡内・外) 植栽による縄文景観のイメージゾーン など
- ウ) 便益ゾーン (史跡外)

展示・ガイダンス機能をもつ施設、駐車場、多目的広場 など

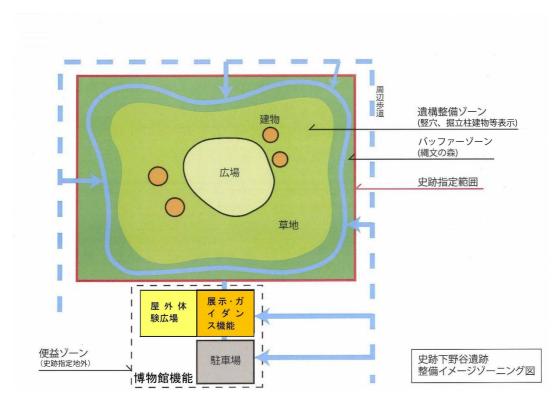


図 36 長期的な整備のイメージ(案)

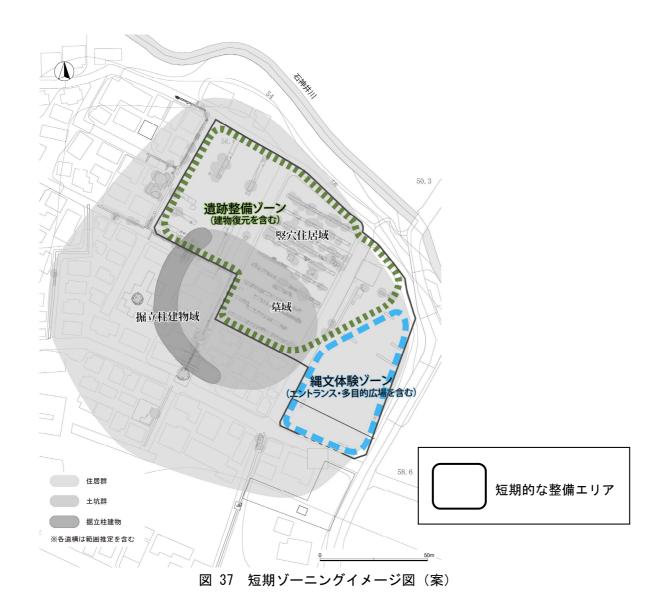
② 短期的な整備のイメージ(案)

①の長期的な整備イメージを踏まえ、短期的には公有地となっている部分を一体的に整備し、 環状集落と自然が共生する縄文的な景観が体感できるようにすることが望ましい。

また、ムラでの暮らしを体験し、縄文の知恵を体得する活用に資する整備を行う。そのため整備地のゾーニングイメージは、図 37 に示すように、環状集落を構成する主要素である竪穴住居、掘立柱建物、墓やその配置を示す造形物等の設置を含む遺跡整備ゾーンと多目的広場等を含む縄文体験ゾーンの両者を配置する。また、敷地内には縄文的な植栽を行う。このことで短期的な整備においても、史跡の本質的価値が伝わる「体感」「体験」「体得」ができるようにする。

また、人々が訪れ、安心して過ごすことができ、くつろぎながら史跡について感じ、学ぶこと を可能にする環境整備や説明板の設置等を行い、第7章に掲げた活用の4本の柱に資する史跡な らではの整備を行う。

さらに整備においては、整備地に隣接し住宅地が広がることから、周辺住民の生活に特に配慮 し、生活環境の向上や生活の利便性にも資するものとする。



(2) 整備内容の例

下野谷遺跡の現地で理解を深めるため、発掘調査や研究の成果をもとに、遺構の密度の濃さを 遺構の表面表示や立体復元で示すほか、ARやVRの技術を用いるなど、当時の様子をわかりや すく表現する設備の設置を検討する必要がある。

整備内容の例として、以下のものがあげられる。

①地形の復元

- ・発掘調査の成果を用いて地形を復元的に整備する。
- ・遺跡の成り立つ自然環境を活かした整備を行う。
- ・VR画像などを用いて、地形や周囲の状況を疑似体験できる整備を行う。

②植生復元

- ・分析結果をもとにしながら、現在の自然環境にも適した縄文時代の植生を復元する。
- ・植生復元に際し、樹根が地下遺構を傷めないよう遺構保護に留意する必要がある。
- ・樹木等の植栽配置については、当時の景観を醸し出すことに留意するとともに、史跡境界 に隣接する住宅等に対し、景観上及び防犯上の配慮を十分行う必要がある。

③遺構の表示

- ・西集落の調査で検出された遺構(竪穴住居、掘立柱建物や墓と考えられる土坑)の検出位置の上部に保護盛土を行った上での平面的若しくは立体的な原寸大の遺構表示を行う。
- ・ARの技術を用いた遺構復元を検討する。

④体験広場の設置

- ・史跡指定地の一部は土器焼き等の体験ができる広場として整備し、普及啓発に活用する。
- 体験学習に用いる素材となる植物を史跡内に植栽し、活用する。

(3) 地域博物館等の設置検討

本計画の上位計画である、西東京市文化財保存・活用計画では、施策のひとつに「文化財の保護環境の充実」を掲げ、「新たな保存・活用拠点の設置検討」に取り組むこととしており、史跡の展示施設の性格を併せ持つものとして地域博物館等の設置を検討することとしている。

また、同計画では、市の代表的な文化財として下野谷遺跡をとりあげ、「下野谷遺跡の保存・活用」を施策の柱のひとつとして位置づけており、主な取組として、史跡の調査・研究、保存・管理、活用の推進、史跡整備・展示施設の設置の検討を掲げている。

下野谷遺跡の価値や魅力を伝えるとともに、理解を深めていくためには、史跡地内の面的な整備だけではなく、縄文時代や下野谷遺跡の解説や出土した遺物を展示・ガイダンス機能が史跡に

近接して存在することで、相乗的な効果が期待でき、地域資源としての魅力も増大する。

特に、下野谷遺跡の価値は、遺跡を単独で活用するよりも、他の遺跡や他の文化財、市民団体などの遺跡を支える人々等とつながることによってより高まるものであり、様々な結びつきの結節点になる組織や場所が必要である。

そのため、展示・ガイダンス機能だけではなく、文化財を活用した学習機会の提供や文化財ボランティア等の人材育成の拠点とするなど、遺跡を核としたコミュニティ形成の機能についても検討していく必要がある。

また、現在収蔵場所が分散している出土品の一括管理や、遺物の調査・研究を行うための機能についても整理する必要がある。さらに、調査・研究の成果などの情報を発信するステーションとしての機能についても検討が必要である。

併せて、他の博物館との連携・協力による資料の貸借などを可能とするには、博物館法に基づく博物館施設とする必要があり、今後、下野谷遺跡や縄文文化の展示解説をメインテーマとしながらも、以下に示すような複数の役割や機能を持つ西東京市文化財保存・活用計画に掲げた地域博物館の設置に向けて調整を進める必要がある。

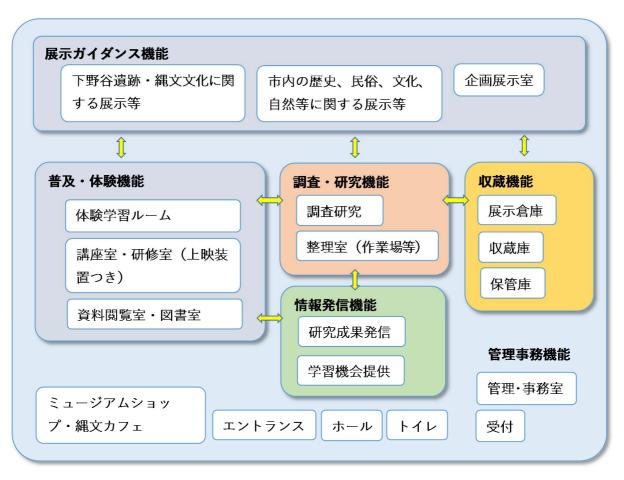


図 38 必要な機能(例)

(4) 史跡の周辺環境の整備

史跡周辺の環境整備として、周辺の歩道等道路環境の改善や交通安全対策など、関係機関と調整し、訪れやすい環境を目指す必要がある。

また、学校の社会科見学等大型バスなどを利用した史跡への来訪に当たり、現状では、周辺道路の幅員から史跡に直接アプローチできず、また周辺に駐車設備がないため、駐車スペース等を検討する必要がある。

なお、史跡に隣接して計画されている西東京都市計画道路3・4・17号線(東伏見線)によって、史跡へのアクセスの向上が想定され、史跡の景観などに配慮した検討が望まれる。

また、最寄り駅である東伏見駅からのアクセスとして、駅から史跡へ導線を示す案内表示や、駅前での史跡を紹介する看板やモニュメントのほか、史跡の本質的価値を補完する東集落との関係及び遺跡全体の広さを示すため、史跡外にも看板を設置し、東西集落及び下野谷遺跡全体の大きさを歩いて感じることができるように誘導することが望ましい。

また、縄文時代の景観復元のため、東京都や練馬区と連携し、石神井川の崖線の緑の保全や植生の整備、練馬区立武蔵関公園、都立東伏見公園の活用を検討する。

(5) ネットワークの整備

国史跡は国民共通の宝であり、一行政内にとどまらない価値の活用が望まれる。また、縄文時代の広範なネットワークを示す拠点集落であることが史跡下野谷遺跡の本質的価値でのひとつであり、他の縄文遺跡、それらを有する自治体、研究機関等との連携は重要である。

特に下野谷遺跡は都市部にあり、縄文時代の風景をそのまま復元整備することは検討を要する点が多く、困難である。その際に、縄文時代と近しい景観に恵まれた遺跡と連携することで、足りないイメージを補う。また、研究機関と連携し最新の調査・研究を進めたり、市民団体と連携して史跡の管理や活用を行ったりするなど、ハード面の整備にとどまらず、ソフト面でのネットワークの整備も推進していく。

4 年次事業計画

整備は史跡地、公有地の拡大などに合わせ段階的に進める。その中で史跡周辺の整備や地域博物館等の設置についても検討する。年次事業計画の詳細に関しては第10章に述べる。

(1) 短期計画 (平成30年度~32年度)

公有地化の進んでいる史跡指定地の一体的な整備を進める。 関係者の理解を得ながら、追加指定及び公有地化を推進する。

(2) 中期計画 (平成33年度~35年度)

地域博物館等の設置に関する検討を行う。 史跡の追加指定及び公有地化を推進し、段階的な整備を行う。

(3) 長期計画 (平成 36 年度~)

地域博物館等の設置に関する検討結果の取組を行う。 史跡の追加指定及び公有地化を推進し、段階的な整備を行う。

第9章 運営・体制の整備

1 運営の現状と検討項目

【現状】

- ・管理団体は西東京市である。
- ・下野谷遺跡保存協議会など、下野谷遺跡を応援する市民団体やボランティアが存在する。

【検討項目】

- 充実した体制が必要である。
- ・史跡に関する維持管理体制の明確化や関連部署との連携を強化していく必要がある。
- ・市民や団体等との連携の組織化を検討する必要がある。

2 運営の方法

西東京市は史跡の管理団体として、文化財保護法に基づく保護を行うに当たり、職員体制の充実を図るとともに、関連する分野と連携・協力していくことが必要である。史跡の保存、活用、整備に当たっては、西東京市教育委員会文化財担当課が中心となり、関連部署と調整・連携を図り、全庁的な取組として推進する。

また、史跡の保存管理、活用に際しては、地域、市民・市民活動団体、大学などの各種団体と行政が連携して取り組むことが重要である。ボランティアや史跡の応援団となるような市民活動団体の育成、支援を行い、ともに史跡を保護し、史跡の価値を高め、発信していく。また、広域での取組や周辺環境と一体となった整備・活用に当たっては、国や東京都、関連自治体との連携・協力を図るとともに、国や東京都には指導、助言、支援を受けながら進めることが重要である。

さらに、事業の進捗状況などの点検は、随時、西東京市文化財保護審議会などの有識者が行って確実で有効性の高い保存活用事業を継続して実施していく。

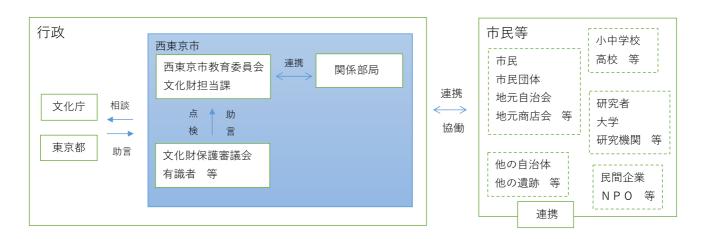


図 39 史跡下野谷遺跡保存活用における体制のイメージ

第 10 章 施策の実施計画の策定・実施

第8章において整備に関する年次事業計画を示しているが、整備に関連するものとして、保存 や活用においても整備の年次計画と同様に短期計画・中期計画・長期計画として期間を設定し、 以下のとおり実施する。

1 短期計画 (平成 30 年度~32 年度)

【保存・管理】 本質的な価値を構成する要素の確実な保存のため、史跡指定地の日常的な管理を行う。また、土地所有者の状況に応じて、関係者の理解を得ながら、追加指定及び公有地化を推進する。

史跡の保存・管理に関しては行政と市民との連携において行う。

保存や整備のため、史跡の内容を確認する調査を実施するとともに、出土品の 保存管理に関してはデータベース等を効果的に用い、誰もが使いやすい資料の 管理を進める。

【 活 用 】 史跡の価値や魅力を高めるための調査・研究を推進し、その成果を発信する。 学校教育、生涯学習における活用を継続して行う。 また、地域資源と一体化し、まちの賑わいを生み出す活用を、市民や地域と協 働で推進する。

【整備】 公有地化の進んでいる史跡指定地の一体的な整備を進める。

2 中期計画 (平成 33 年度~35 年度)

【保存・管理】 確実な保存のため、史跡指定地の日常的な管理や土地所有者の状況に応じた公 有地化を視野に入れた追加指定を継続して行っていく。

短期的な整備の完了した史跡に関しては、安全、快適に利用できるように管理する。一方、整備完了地から離れた史跡指定地に関しても、管理や周知を徹底し、周辺の文化財等と一体的な保護に努める。

また、保護のため、西集落や遺跡の内容や範囲を知るための調査を継続的に実施する。

【 活 用 】 積極的な活用を継続して行う。特に、短期的な史跡整備が完了した史跡指定地では、縄文のムラを体感し、縄文文化やその知恵を体験・体得できるような活用事業を行う。

また、調査研究も継続して推進し、史跡の価値や魅力を国内外に発信していく。 このような活用事業を通し、より一層まちの賑わいを創出し、まちの誇りとなるような史跡を目指す。

【整備】 公有地化している史跡指定地の整備後は、その後の公有地化等に応じて段階的 な整備を行う。

展示等の施設に関しては、地域博物館の設置に向けた検討を行う。

3 長期計画 (平成 36 年度~)

【保存・管理】 確実な保存のため、史跡指定地の日常的な管理や土地所有者の状況に応じた公 有地化を視野に入れた追加指定を継続して行い、西集落の保護を周辺の文化財 等と一体的に目指す。

また、保護のため、西集落や遺跡の内容・範囲を知るための調査を継続的に実施する。

出土品を一括して保存・管理できる施設の設置を検討する。

- 【 活 用 】 積極的な活用を継続して行いながら、史跡が結ぶネットワークを構築する。その中で得た縄文文化の知恵を体得し、現代生活に活かせるような事業を推進し、 市民とともに成長する史跡を目指す。
- 【整備】 土地所有者等関係者の理解を得ながら、西集落の整備を目指し、人が集い訪れ たくなる史跡整備を進める。

展示等の施設に関しては、地域博物館の設置検討の結果を受けた取組を行う。

第 11 章 経過観察

本計画に定める史跡下野谷遺跡の保存活用は、長期的な視野において進めていく必要があり、 その管理や史跡の活用は、今後、永続的に行っていくものである。

そのため、事業内容やその進捗状況は適宜確認し、その有効性や、社会の変化や住民のニーズに対応しているかなどを把握し、検証、改善を図る必要がある。

こうした見直しの作業は、管理団体である西東京市を中心に、文化財保護審議会等の有識者や 市民・地域ともに、必要に応じて進捗状況の点検、検証を行い、その後の保存活用に反映していく ことが必要である。

1 基本的な考え方の確認

本計画に挙げられた考え方や遺跡の価値が、計画策定後の調査・研究の進展や社会状況に適合しているかどうかを適宜確認する。

2 点検・検証

実施した施策事業が、本計画に掲げた基本的な考え方と整合性が図れているか、また効果的で あったかなどについて点検、検証を行う。

3 点検・検証結果の反映

点検、検証によって得られた結果を保存活用に反映する。

点検、検証の結果によっては、本計画の見直しを図る。

附 編

下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会

下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、国史跡下野谷遺跡の保存、整備及び活用に関する下野谷遺跡保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)の策定について必要な事項を検討するため設置する、下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長(以下「教育長」という。) に報告する。

- (1) 国史跡下野谷遺跡の保存、整備及び活用に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

第3 構成

懇談会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 文化財保護審議会委員 1人
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 自治会長等の地域住民 2人以内
- (5) 職員 3人以内
- 2 委員の任期は、第2に規定する所掌事項についての検討の結果を教育長に報告する日までとする。

第4 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところ による。
- 4 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 懇談会の会議の傍聴者は、5人以内とする。ただし、座長が認めるときは、これを変更することができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第7 報償

第3第1項第1号から第4号までに規定する委員が懇談会の会議に出席したときは、予算の 範囲内で謝金を支払う。

第8 庶務

懇談会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会名簿

◇懇談会委員

区分	氏 名	備考
	たかはし りゅうざぶろう 高橋 龍三郎	早稲田大学文学学術院 教授
	たにぐち やすひろ 〇 谷口 康浩	國學院大學 教授
学識経験者	ささき ゆか 佐々木 由香	パレオ・ラボ 統括部長 昭和女子大学 非常勤講師
	_{あかし たつお} 明 石 達 生	東京都市大学 教授
	Lみず のぶひろ 清水 宣宏	東伏見小学校 校長
西東京市文化財保護審議会	つづき えみこ 都 築 恵美子	練馬区 学芸員
公募による市民	^{おおぜき} みのり 大 関 みのり	
公券による川氏	^{さかい} としき 坂 井 俊 樹	
立込入策の地域化量	いわさき えいいち 岩 崎 栄 一	東伏見坂上自治会 会長
自治会等の地域住民	おかだ いさむ 岡 田 勇	東伏見商栄会 会長
	いがらし ゆたか 五十嵐 豊	生活文化スポーツ部産業振興課長
西東京市職員	たかい ゆずる 髙井 讓 (28 年度) もりした なおひこ	みどり環境部みどり公園課長
	森下 直彦(29年度) まつもと さだお 松本 貞雄	都市整備部都市計画課長

(◎座長、○副座長)

◇ 指導助言

オブザーバー	_{あさの けいすけ} 浅野 啓介	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官
オブザーバー	いとう としゆき 伊藤 敏 行	東京都教育庁地域教育支援部管理課 統括課長代理

市民意見提出手続き制度(パブリックコメント)市民意見への検討結果

本計画の素案について、以下のとおり市民意見提出手続き制度(パブリックコメント)及びそれに伴う説明会を実施した。

- 1 実施期間 平成30年1月17日(水)から2月14日(水)まで
- 2 市民説明会 (パネル展示)

実施日:1月26日(金)、28日(日)、30日(火)、31日(水)

場 所:東伏見ふれあいプラザ

来場者:38名



パネル展示の様子

- 3 意見提出 3名から4件の意見提出
- 4 お寄せいただいた意見概要と市の検討結果

項目	お寄せいただいた意見概要	市の検討結果
1	現地には、説明パネルと竪穴住居の骨格 復元のみである。ジオラマと遺物とを合 わせた立体的な展示、当時の住居等の復 元、火おこしとバーベキューとを組み合 わせるなどにより、縄文時代の生活状況 を実体験できる場所とする。	史跡現地の整備につきましては、調査・研究成果に基づきながら、当時の様子や縄文の知恵・ 文化を、体感・体験・体得できる整備内容を検 討していきます。
2	展示物等の制作に当たっては、ボランティアや市内の高校・大学に依頼するなどの手法とともに、制作費・ランニングコストを回収する方法を検討する必要がある。	西東京市郷土資料室で展示しているジオラマを 市民協働により制作した事例があります。下野 谷遺跡の取組においても、市民の皆様や児童・ 生徒、学生が参加しやすい協働の事業等を進め ていきます。また、今後の整備に当たり、制作 費等のコストを踏まえた上で検討していきま す。
3	本計画の中で、もっとも重要なのは地域 博物館等の設置の提案である。最新の国 史跡であり、国立の縄文ミュージアムの 建設にもつながる内容とする。	本計画に掲げた取組の実施に当たっては、国や 東京都、また関係する諸機関との連携や様々な 手法の活用について検討していきます。
4	時間をかけて知名度をあげていくことが大切であり、費用対効果を考えPR活動やイベントを行うべきである。	世代を越え、より多くの皆様に史跡の価値や魅力を知っていただくために、学校教育や生涯学習での活用をはじめとした普及事業を実施しています。イベント等に参加いただいた皆様から意見をいただくなど、より効果的な事業の実施に努めてまいります。



001:遺跡と史跡

遺 跡 いせき

- ・過去に人々が活動し、その痕跡が使用したモノ、構築物の跡などとして残されている場所。周 辺の自然環境を遺跡に含むこともある。
- ・貝塚や古墳のように、現在も地表にその痕跡が残り目にできるもののほか、地下に埋蔵されているものもあり、「埋蔵文化財包蔵地」とも呼ばれる。現在把握されている埋蔵文化財包蔵地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」とされ、文化財保護法によって開発等の際には届出を行う必要がある地域となっている。

史跡 しせき

・文化財保護法で示された文化財の種別である記念物のうち、貝塚、古墳、都城跡などの遺跡で、特に歴史上又は学術的価値の高いものの保存を図るため、文化財保護法に基づき指定されたものを「史跡」、その中でも特に重要なものを「特別史跡」とする。これにより現状の改変などが制限され、保存に必要な管理、保存の措置が講じられる。

002:遺構と遺物

遺 構 いこう

・過去の人類活動の痕跡を何らかの形で示しているもののうち不動産的なもの。 過去の建築物、墓や道路などの構築物のほか、水田や畑の跡など生産にかかわった場所、モノ が廃棄された場所など様々ある。

遺 物 いぶつ

・過去の人類活動の痕跡を何らかの形で示しているものの中で不動産ではないもの。 土器や石器のような人工遺物のほか、廃棄された獣骨や木材などの自然遺物もある。



下野谷遺跡 遺構検出状況 (東集落)

下野谷遺跡 遺物出土状況(東集落)

003: 土坑とピット どこうとぴっと

・一般に地表面を掘りくぼめた一定の容積を有する円形・楕円形・方形あるいは長方形などの平 面形を呈する穴を土坑という。用途は様々で中には墓とみなされるものもある。より小型のも のをピットと呼び区別している。

004:竪穴住居(建物) たてあなじゅうきょ(たてもの)

- ・地面を掘りくぼめ、その底面を平らにして床をつくり、その上に屋根をかけた構造を持つ住居 (建物)。床面には、炉・カマド・柱穴などがあり、床面は固く踏み固められている。周囲に「周
 - 溝」と呼ばれる溝がめぐるものも多い。
- ・縄文時代中期の関東地方では円形のものがほとんどで、下野谷遺跡では直径が4、5mのものが多いが、中には10mを超える大型のものもある。 上部構造は不明な点も多く、復元住居の作成では、草葺、樹皮葺、土葺など様々なものが見られる。



下野谷遺跡 東集落検出竪穴住居(建物)写真中央は炉

005: 掘立柱建物 ほったてばしらたてもの

- ・木造建築物の一つ。柱を直接土坑内にさし入れて建てるもので、通常床は掘りくぼめられていない。柱穴は一定の間隔で直線的に配置される。縄文時代のものでは、柱は4本や6本のものが多い。
- ・床が地面につく平地式なのか高床式なのかなど上部構造 その用途などを含め不明な部分が多い。



下野谷遺跡で検出された掘立柱建物跡

006: 環状集落 かんじょうしゅうらく

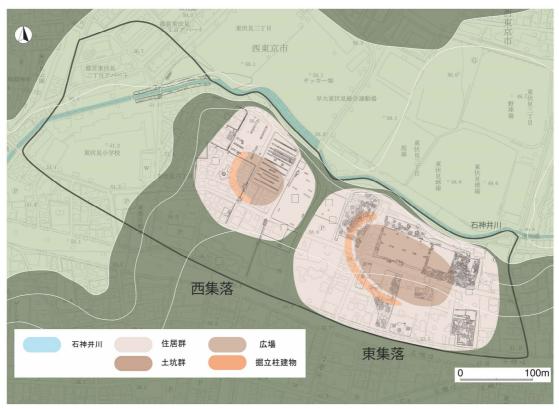
- ・縄文時代にみられる集落形態で、住居跡が環状あるいは馬蹄形に分布する。東日本において、縄文時代中期の大規模遺跡には多くみられる傾向があり、中期末葉には消滅する。
- ・下野谷遺跡では、中央に広場と集団墓地を設け、 その周りに竪穴住居や掘立柱建物を配置している。
- ・縄文時代の集落構造に起因されたものと解釈する 一方、居住が繰り返し行われた時間的な累積の結 果、環状の形態を形成するという説もある。
- ・中河川に沿って分布する集落群の中に、下野谷遺跡のような集落規模が大きく長期間継続する集落があり、地域の核となる「拠点集落」として位置付けられる。



史跡下野谷遺跡 環状集落(西集落)

007:双環状集落 そうかんじょうしゅうらく

・環状集落が近接して2つ以上あると考えられる環状集落。地域の拠点となる大集落に多くみられる構造。集落の同時存在性など、不明な点も多い。



史跡下野谷遺跡 双環状集落

008: 遺存 いぞん

現在まで残っていること。

009:縄文時代 じょうもんじだい

- ・日本列島における考古学による時代区分の一時代。旧石器時代に後続し、弥生時代に先行する。 地質学的には更新世に当たり、世界史的には新石器時代に位置づけられる。
- ・縄文土器を用いた時代。1万6000年前から2000年前までの1万年間以上が相当し、定住的な 集落の形成と多種多様な食糧採集に特徴があり、狩猟、漁猟、採集を基本的な生業とする。

010:縄文時代時期区分 じょうもんじだいじきくぶん

- ・縄文時代は土器の出現によって旧石器時代と画され、稲作農耕の具体的な証拠である水田の出現によって弥生時代と画される。
- ・縄文時代は縄文土器編年によって6期(草創期、早期、前期、中期、後期、晩期)に区分される。
- ・縄文土器 (縄文時代) の時期区分

草創期:約16,000年前~(ただし、縄文文化的な型式の変遷が定着するのは草創期後半から)

早期:約11,000年前~前期:約7,200年前~中期:約5,500年前~中期:約5,500年前~後期:約4,700年前~

晩 期:約3,400年前~(ただし、晩期から弥生時代への移行の様相は地域により相当に異なる) 上記の年代は、放射性炭素年代測定値を較正した暦年代観に従っている。

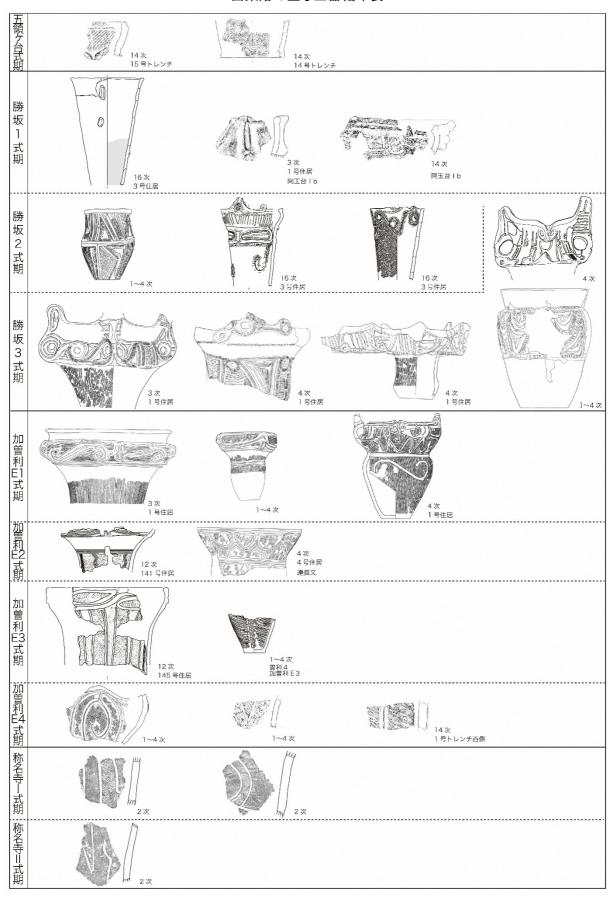
011:年代測定 ねんだいそくてい

・遺物に付着した炭などの炭素 14 という元素を用いた「放射性炭素年代測定」が多く用いられる。 得られた数値を、他の分析法で得られた数値を用いて暦の年代に変換することを「年代(暦年) 較正」といい、変換された年代を「較正年代」「暦年代」という。

012: 土器型式と編年 どきけいしきとへんねん

・遺跡から出土した遺物の形や文様から一定の特徴を抽出したまとまりを「型式」といい、その型式が把握された遺跡名を冠した「型式名」(「勝坂式」や「加曽利 E 式」など)がつけられる。遺物の出土する層位や出土状況から遺物の新旧関係が定まり、地域ごとの併行関係から、地域と時期の物差しとなる「編年」が組まれる。編年は、011 にあるような年代測定が年代の値を出す絶対年代を示すのに対し、比較による相対年代を示す。

西集落の主な土器編年表



013: 埋甕 まいよう (うめがめ)

・縄文時代に竪穴住居の入口床面部分に土器を埋めた施設のことをさす。住居の炉に土器を埋設 したものを「埋甕炉」と呼ぶ場合もあり、そこに使用された土器のことをさす場合もある。こ の土器が個々の住居の年代の根拠になることが多い。

014:縄文時代の石器 じょうもんじだいのせっき

石 皿 いしざら

・磨石とセットで用いられる、堅果類の実などをすりつぶすため道具。

石 斧 せきふ

・打ち欠いて作る打製石斧と磨いて作る磨製石斧がある。前者の中には、土堀具として使われた と考えられているものが多く含まれる。後者は、樹木の伐採等に用いられた斧と考えられてい る。

石 匙 せっぴ

・つまみ部分のついた刃器。

015:縄文時代中期以外の遺構 じょうもんじだいちゅうきいがいのいこう

礫 群 れきぐん

・旧石器時代の遺構で、焼けた礫が集積したもの。石蒸し料理などに使われたものではないかと 考えられている。下野谷遺跡の旧石器時代の地層からも多く検出されている。

地下式壙 ちかしきこう

- ・竪穴で横に広い空間を持つ施設。古代、中世の葬送の習俗に関わると考えられるものと貯蔵 のための地下室であった可能性があるものがある。
- ・下柳沢遺跡では葬送のためと考えられるもの40基以上が検出されている。

016: 自然化学分析 しぜんかがくぶんせき

花粉分析 かふんぶんせき

・堆積物から検出される花粉を分析し、古植生や環境の復元を行う分析方法。

圧痕分析 あっこんぶんせき

・土器に混入している植物や昆虫などの痕跡をシリコンなどで型どった後、顕微鏡で観察同定する分析方法。有機物が残りにくい遺跡には有効な分析方法で、下野谷遺跡でも、ダイズやエゴマなどが見つかっている。

017: 地域博物館 ちいきはくぶつかん

- ・総合博物館に対し、地域資料を主な対象とする。地域に所蔵する資料の保存と活用を基本とするとともに、より開かれた参加と体験を志向する博物館のあり方。地域文化の創造の拠点として、文化財や歴史資料を守り、有効に活用する場であるとともに、地域住民の学びの場として、地域の豊かさを育む役割が期待されている。
- ・本計画では、主に、下野谷遺跡周辺に必要と考えられる下野谷遺跡のガイダンス機能を有する ものでありつつ、市域の他の文化財を総合的に扱うものとして、地域の資料を収集、研究、展 示しながら、地域活動の拠点となるような施設を想定している。

文化財保護法 (抜粋)

(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)

最終改正: 平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図 り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化 の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

- 第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が 国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形 文化財」という。)
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が 国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、 峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上 又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及 び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特 異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつ て学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土 により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解 のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」とい う。)
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している 伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物 群」という。)
- 2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定(第百九条、第百十条、第百十二条、第 百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第 一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条

の規定を除く。) 中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡 名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、 文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、 且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであること を認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意 をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

- **第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民 的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保 存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的 活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係 者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

- 第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文 化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び 報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しく は中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

- 第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文 化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘 に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のた めの発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することが できる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方 公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この 条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵 文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の 機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について 協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定 及びその実施について、文化庁長官に協議しなければなら ない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、 埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長 (国有財産法 (昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二 項 に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であると きは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文 部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

- 第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵 地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るため に必要な措置の実施に努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助 言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

- 第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
- **3** 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- **4** 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して 一月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、 引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一

回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、 その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつては ならない。

- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、 その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの 規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

- 第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該 通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のた め調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等 に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の 通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があった場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

- 第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に 高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調 査する必要があると認められる埋蔵文化財については、そ の調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化 庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づ く占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必 要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

- **第九十九条** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力 を求めることができる。
- **3** 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- **4** 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、 名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称 する。)に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝 天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又 は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総 称する。) に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示すると ともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記 念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

- 第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- **3** 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項 までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

- 第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第 百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第 一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係 者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、 国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に 係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めると きは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この 場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科 学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝 又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認める ときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文 化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

- **第百十二条** 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天 然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつた とき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定に よる指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除に は、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念

物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示すると ともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づ く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法 人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- **第百十四条** 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の 指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条 第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた 地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。
- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、 その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物 の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基 づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由 がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理 若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避し てはならない。
- **第百十六条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、 この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負 担とする。
- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理 団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度 において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負 担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観 覧料を徴収することができる。
- **第百十七条** 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を 受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき 損失を補償しなければならない。
- 2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体 であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定す る。

- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項 の規定を進用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えに おいては、管理団体を被告とする。
- 第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

- 第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記 念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧 に当たるものとする。
- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる 所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己 に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき 者(以下この章及び第十二章において「管理責任者」とい う。)に選任することができる。この場合には、第三十一条 第三項の規定を準用する。
- 第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条 第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項 及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場 合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合 の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理 責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第 三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百 十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

- 第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を 準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

- 第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき 損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必 要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、そ の復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝 天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、 その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は 所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることが できる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定 を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行) 第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から 第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学 省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条 第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、 同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定 を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、 又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、 その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規 定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響 を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回

復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、 原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分を権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

- 第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物 の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

- 第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存の ため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為 を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを 命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第 百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条 第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

- 第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

- 第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然 記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その 確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる 者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つて その現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実 地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必 要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすお それのある措置は、させてはならない。
 - 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は 盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物 又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があ るとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によって損失を受けた 者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

- 第百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行ったものを含む。)以外の記念物(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。
- 2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。
- 第百三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下 「登録記念物」という。) については、第五十九条第一項か ら第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二 項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定 を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第 二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」 とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記 念物に指定したとき(第百十条第一項に規定する仮指定を 都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に 存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が行 つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」 とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。 ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難 い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代え て、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町 村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示すること ができる。この場合においては、その掲示を始めた日から

二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものと みなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定 を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報 の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登 録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前 項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりそ の通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ず る」と、第百十三条第一項中「不適当であると明らかに認 められる場合には」とあるのは「不適当であることが明ら かである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、 関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第 百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第 三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。 この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基 いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」と あるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み 替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第 四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が 解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第 四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四 十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継 には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」 と読み替えるものとする。

文化財保護法施行令 (抜粋)

(昭和五十年九月九日政令第二百六十七号)

最終更新:平成二十九年六月十四日公布 (平成二十九年政令第百五十六号)改正

第五条

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等(イからへまでに掲げるものに あつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内にお いて行われるものに限る。)に係る法第百二十五条の規定 による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
 - ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、 改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過 していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、 指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である 史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年 法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専 用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域に おけるもの

- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。) の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二 条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史 跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又 は除却
- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の 改修
- へ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹 については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは 生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは 身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕 獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若し くは発信機の装着
- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相 互間における譲受け又は借受け
- リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られた もの(現に繁殖のために使用されているものを除く。) の除却
- ヌ イからりまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記 念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝 天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員 会(当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。) 又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象とす る場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県 又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等 の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指 定する区域をいう。)における現状変更等
- 二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記 念物指定基準(抜粋)

(昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号) 最終改正: 平成八年一○月二八日文部省告示第一八五号

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関 する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関 する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関す る遺跡

- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・ 生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たる もの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、 風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いも の、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが 国の自然を記念するもの

一 動物

- (一)日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (二)特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存 を必要とするもの及びその棲息地
- (三)自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (四)日本に特有な畜養動物
- (五)家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生 の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六)特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一)名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、 計業
- (二)代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三)代表的高山植物带、特殊岩石地植物群落
- (四)代表的な原野植物群落
- (五)海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六)泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七)洞穴に自生する植物群落
- (八)池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、 蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九)着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十)著しい植物分布の限界地
- (十一)著しい栽培植物の自生地
- (十二)珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一)岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二)地層の整合及び不整合
- (三)地層の褶曲及び衝上
- (四)生物の働きによる地質現象
- (五)地震断層など地塊運動に関する現象
- (六)洞穴
- (七)岩石の組織
- (八)温泉並びにその沈澱物
- (九)風化及び侵蝕に関する現象
- (十)硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一)氷雪霜の営力による現象
- (十二)特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
- 四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然 保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記 念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜 粋)

(昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号)

最終改正:平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

- 第一条 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号。 以下「法」という。)第百十九条第二項 で準用する法第三 十一条第三項 の規定による管理責任者を選任したときの 届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者の氏名及び住所
 - 六 管理責任者の職業及び年令
 - 七 選任の年月日
 - 八 選任の事由
 - 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

- 第二条 法第百十九条第二項 で準用する法第三十一条第三項 の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面に は、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者の氏名及び住所
 - 六 解任の年月日
 - 七 解任の事由
 - 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

- 第三条 法第百二十条 で準用する法第三十二条第一項 の規 定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲 げる事項を記載するものとする。
 - 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
 - 七 変更の年月日
 - 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添える ものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

- 第四条 法第百二十条 で準用する法第三十二条第二項 の規 定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次 に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 旧管理責任者の氏名及び住所
 - 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の 届出書の記載事項)

- 第五条 法第百二十条 で準用する法第三十二条第三項 の規 定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住 所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記 載するものとする。
 - 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
 - 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載 事項等)

- 第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損 等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及 び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記 念物がその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知つた日
- 十二 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その 他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型 写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

- 第七条 法第百十五条第二項 (法第百二十条及び第百七十二条第五項 で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。
- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記 念物の復旧の届出に関する規則(抜粋)

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号) 最終改正:平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号

(復旧の届出)

- 第一条 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号。 以下「法」という。)第百二十七条第一項 の規定による届出 は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとす る。
 - 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 八 復旧を必要とする理由
 - 九 復旧の内容及び方法

- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏 名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面 を添えるものとする。
 - 一 設計什様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る 地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有 者及び権原に基く占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十七条第一項 の規定により届出を行つた 者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す 写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報 告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

- 第四条 法第百二十七条第一項 ただし書の規定により届出 を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合と する。
 - 法第百十八条 又は第百二十条 で準用する法第三十五 条第一項 の規定による補助金の交付を受けて復旧を行 うとき。
 - 二 法第百二十二条第一項 又は第二項 の規定による命令 又は勧告を受けて復旧を行うとき。
 - **三** 法第百二十五条第一項 の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知) 第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、 名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条 までの規定を準用する。

- 2 法第百六十七条第一項第五号 括弧書の規定により史跡、 名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、 次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - → 法第百六十八条第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を得て復旧を行うとき。
 - 二 法第百六十九条第一項第二号 の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記 念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 | (抜粋)

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号) 最終改正:平成二七年一二月二一日文部科学省令第三六号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号。 以下「法」という。)第百二十五条第一項 の規定による許可 を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡 (特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝 (特別名 勝を含む。以下同じ。) 又は天然記念物 (特別天然記念 物を含む。以下同じ。) の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在 地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏 名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損 又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然 記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏 名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の 所在地
- 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現 状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げ る事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

- **第二条** 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び 写真を添えなければならない。
- 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料が あるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の 承諾書
- 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、 その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体 以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者 以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変 更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

- 第三条 法第百二十五条第一項 の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号 及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図 を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

- 第四条 法第百二十五条第一項 ただし書の規定により現状 変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各 号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該 史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定 後において現状変更等の許可を受けたものについては、 当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡 し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合 において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

- 第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は 天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項 第一号 又は第二項 の規定による同意を求めようとする場 合には第一条 及び第二条 の規定を、法第百六十八条第一項 第一号 又は第二項 の規定による同意を受けた場合には第 三条 の規定を準用する。
- 2 法第百六十八条第三項 で準用する法第百二十五条第一項 ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

- **第六条** 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を 記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準 及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準 の適用区域を示す図面を添えるものとする。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(抜粋)

(平成一二年四月二八日文部大臣裁定) (平成二七年一二月二一日最終改正)

I 共通事項

- (一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第五条第四項の規定により号項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
- (二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画 (保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれが ある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると 認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第百二十五条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会 いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会 の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を 報告すること。

Ⅱ 個別事項

- 一 令第五条第四項第一号イ関係
- (一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合
- ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、 当該木竹の伐採について、別途、法第百二十五条第一項の 規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号ト による都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除 く。)。
- (四) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として 許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号口関係

- (一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、 当該木竹の伐採について、別途、法第百二十五条第一項の 規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号ト による都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除 く。)。
- 三 令第五条第四項第一号ハ関係
- **(一)** 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又は ガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道
- (二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八○号)第 三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効 用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して 設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関 連道を含む。
- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をい う。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の 破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これ に類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅 員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更 に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

四 令第五条第四項第一号二関係

- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法 第百十五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他 の施設をいう
- (二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線 を含む。
- (二) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、 集水ます及び電線共同溝を含む。
- (三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他 土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のや むを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務 の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号へ関係

- (一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号の許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

七 令第五条第四項第一号卜関係

- **(一)** 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における 危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をい
- (三) 木竹の伐採が、法第百二十五条第一項ただし書の維持 の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋) (昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号)

最終改正:平成二七年九月一一日文部科学省令第三○号

(標識)

- 第一条 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十五条第一項 (法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。
- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載する ものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝 又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及 び名称:
- 二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を 行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十 七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員 会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を 併せて表示することを妨げない。)
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日
- 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

- 第二条 法第百十五条第一項 の規定により設置すべき説明 板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。
- 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定 又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合 で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示す る標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項 を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

- 第四条 法第百十五条第一項 の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。
- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、 地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとす る。
- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域 の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界

又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界 又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及 び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲い その他の施設については、前条の規定を準用する。

文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部 改正について (抜粋)

(平成一二年三月一○日庁保伝第一四号各都道府県教育委員 会あて文化庁次長通知)

第三 史跡名勝天然記念物関係

・ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務(法第八〇条) は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が決定受託事 務として行うこととしたこと(法第九九条第一項第二号並び に令第五条第一項第二号、第四項第一号、第五項及び第六項)。

- 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき 基準(新地方自治法第二四五条の九)については、追って定める予定である。
- 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。
- 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の 処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開 による意見の聴取をした後でなければしてはならない(法 第八五条の三)(第八 二参照)。
- 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記 念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者 に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務で あることから、国が行うこととなる(法第九九条第四 項)(第八 四参照)。

(一) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

- (i) 史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県(市の区域内における現状変更等については、当該市)の教育委員会が行う(法第九九条第一項第二号及び令第五条第四項第一号イからへまで)。
- ① 三か月以内の期間を限って設置される小規模建築物 (階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造 の建築物であって、建築面積が一二○m²以下のものをいう。 ②において同じ。)の新築、増築、改築又は除却(同号イ)

- ② 指定面積が一五〇ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第一種及び第二種低層住居専用地域における小規模建築物の新築又は建築後五〇年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却(同号ロ)
- ③ 土地の形状を変更しないで行われる、i)建築物以外の 工作物の設置若しくは設置後五○年以内の建築物以外の 工作物の改修若しくは除却又はii)道路の舗装若しくは修 繕(同号ハ)
- ④ 管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却(同号ニ)
- ⑤ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改 修(同号ホ)
- ⑥ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物に関しては、危険防止 のため必要な伐採に限る。)(同号へ)

屋外広告物法 (抜粋)

(昭和二十四年六月三日法律第百八十九号) 最終改正:平成二三年六月三日法律第六一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、 建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並 びにこれらに類するものをいう。
- 2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

第二章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

- 第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、 次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。
 - 一 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二章 の規 定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層 住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層 住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保 を地区
- 二 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) 第 二十七条 又は第七十八条第一項 の規定により指定され た建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地 域、同法第百九条第一項 若しくは第二項 又は第百十条第 一項 の規定により指定され、又は仮指定された地域及び

同法第百四十三条第二項 に規定する条例の規定により市 町村が定める地域

- 三 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十 五条第一項第十一号 に掲げる目的を達成するため保安林 として指定された森林のある地域
- 四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、 良好な景観又は風致を維持するために必要があるものと して当該都道府県が指定するもの
- 五 公園、緑地、古墳又は墓地
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定 する地域又は場所
- 2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。
 - 一 橋りよう
 - 二 街路樹及び路傍樹
 - 三 銅像及び記念碑
- 四 景観法 (平成十六年法律第百十号)第十九条第一項 の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十 八条第一項 の規定により指定された景観重要樹木

史跡下野谷遺跡保存活用計画 ~ 縄文から未来へ したのやから世界へ ~

発 行 日:平成30年3月

発 行:西東京市教育委員会

編 集:西東京市教育委員会 教育部社会教育課

〒202-8555 東京都西東京市中町一丁目5番1号

電話 042-438-4079 (直通)